

浪江町における防災事業のあり方及び
官民連携手法の導入の可能性に係る調査
報告書

平成 29 年 3 月

浪江町
(株式会社アバンアソシエイツ)

目次

第1章	調査の目的と概要.....	1
1.	調査の目的.....	1
2.	調査の概要.....	1
3.	調査の内容.....	1
第2章	現況把握と課題整理.....	3
1.	浪江町の特性.....	3
(1)	浪江町の概要.....	3
(2)	人口・世帯数.....	4
(3)	産業.....	5
(4)	用途地域及び土地利用規制.....	6
(5)	交通.....	8
(6)	歴史・自然.....	8
(7)	公共施設.....	11
2.	上位・関連計画に基づく課題の把握.....	12
(1)	浪江町復興計画【第一次】（平成24年10月）.....	12
(2)	浪江町復興まちづくり計画（平成26年3月）.....	14
(3)	浪江町総合戦略（平成28年3月）.....	18
(4)	避難指示解除に関する有識者検証委員会報告書（平成28年3月）.....	22
(5)	平成28年度浪江町除染検証委員会検証結果報告書（平成28年12月20日）..	26
(6)	浪江町復興計画【第二次】〈中間とりまとめ〉（平成29年3月）.....	28
(7)	中心市街地再生計画（2017年2月中旬策定）.....	34
(8)	交流・情報発信拠点施設検討委員会報告書（平成28年3月）.....	37
3.	浪江町地域防災計画（平成29年3月6日）.....	41
(1)	地域防災計画のアウトライン.....	41
(2)	官民連携に関わる防災計画の整理.....	41
第3章	防災サポート拠点の機能・役割に関する検討.....	44
1.	導入可能性のある機能.....	44
(1)	上位・関連計画からの抽出.....	44
(2)	浪江町地域防災計画からの抽出.....	47
(3)	防災サポート拠点に導入可能性のある機能の整理.....	55
(4)	民間事業者等の取り組みから見た導入機能の可能性.....	62
(5)	浪江町における防災サポート拠点の機能の想定.....	67
2.	東日本大震災の経験から期待される役割.....	68
(1)	災害時における行政の役割と現場の実態.....	68

(2) 災害時の新たな民間の役割.....	70
(3) 課題の整理.....	72
(4) 防災サポート拠点の役割（官民連携の方向性）.....	72
第4章 官民間の防災協定に関する検討.....	74
1. 防災協定の事例.....	74
(1) 全国の自治体における防災協定の締結状況.....	74
(2) 防災協定の具体事例.....	75
(3) 道の駅の事例.....	77
2. 福島県・浪江町が締結する防災協定.....	78
(1) 福島県の防災協定.....	78
(2) 浪江町の防災協定.....	78
(3) 現状の防災協定における課題.....	83
3. 浪江町の防災協定のあり方.....	84
(1) 検討の方向性.....	84
(2) 防災サポート拠点との防災協定.....	85
第5章 民間委託が可能な範囲に関する調査.....	86
1. 浪江町における防災サポート拠点の位置づけ.....	86
(1) 施設の特性による機能と役割.....	86
(2) 地域防災クラスターの核としての防災サポート拠点（仮説）.....	88
2. 浪江町で民間委託が可能な機能の想定.....	91
(1) 法規制、及びその他の制約.....	92
(2) 防災事業の事業性.....	93
(3) 防災施策の効果的な実現.....	94
第6章 他自治体との連携可能性調査.....	96
1. 自治体間の防災協定の事例.....	96
(1) 自治体間の防災協定の現状.....	96
(2) 近隣自治体間で締結される防災協定.....	96
(3) 遠隔自治体間で締結される防災協定.....	97
(4) 民間事業者を巻き込んだ自治体の災害関連の取組.....	100
(5) 福島県内「道の駅」における防災機能の向上に係る取組.....	102
2. 自治体間の連携の意義（考え方）と浪江町における可能性.....	103
(1) 自治体間の連携の意義.....	103
(2) 浪江町における可能性.....	103
第7章 新しい官民連携のあり方の検討.....	104
1. 災害時における新たな官民連携スキーム.....	104
2. 新しい官民連携手法の検討.....	105

(1) 事業手法.....	105
(2) 事業主体.....	106
3. 浪江町における官民連携のあり方	106
第8章 民間事業者参画の可能性検討	108
1. 民間事業者等へのヒアリング実施計画	108
(1) ポテンシャル調査	108
(2) 参加意向調査	108
2. ヒアリング実施結果のまとめ.....	109
(1) 導入機能について	110
(2) 事業スキームについて	112
(3) 地元事業者へのアンケートの集計.....	116
第9章 事業実現性の評価.....	117
1. 定量評価.....	117
2. 定性評価.....	118
3. 事業実現に向けたロードマップ	120
4. 事業実現の課題.....	120
(1) 浪江町の防災の考え方、目的の共有	120
(2) 官民の役割分担、リスク分担の明確化	121
(3) 適切な防災協定の締結、災害対応マニュアル等の整備.....	121
第10章 今後の展望.....	122
1. 新たな防災モデルに対する理解の促進	122
2. 具体的な防災事業の検討、推進体制の整備	122
3. まちづくり会社の将来に向けた事業の展開	123

第 1 章 調査の目的と概要

1. 調査の目的

浪江町では、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による地震、津波、その後に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による汚染被害により、全町に避難指示が出され、依然として全町民が避難生活を余儀なくされている。

そのため、平成 29 年 3 月 31 日から始まる町民の帰還に向け、避難指示が発出されている特殊な状況から新たな防災体制の再構築と、住民の安全、安心して暮らせる環境を確保し、帰還に対する不安を払しょくすることが重要な課題となっている。

このような背景のもと、浪江町における防災事業のあり方及び官民連携手法の導入可能性に係る調査業務を行い、今後の浪江町における防災体制のあり方を防災 PPP/PFI 事業の手法導入を含めて検討するものである。

2. 調査の概要

調査名称 : 浪江町における防災事業のあり方及び官民連携手法の導入の可能性に係る調査業務委託
調査場所 : 福島県双葉郡浪江町 地内
調査期間 : (自) 平成 28 年 12 月 20 日
(至) 平成 29 年 3 月 10 日

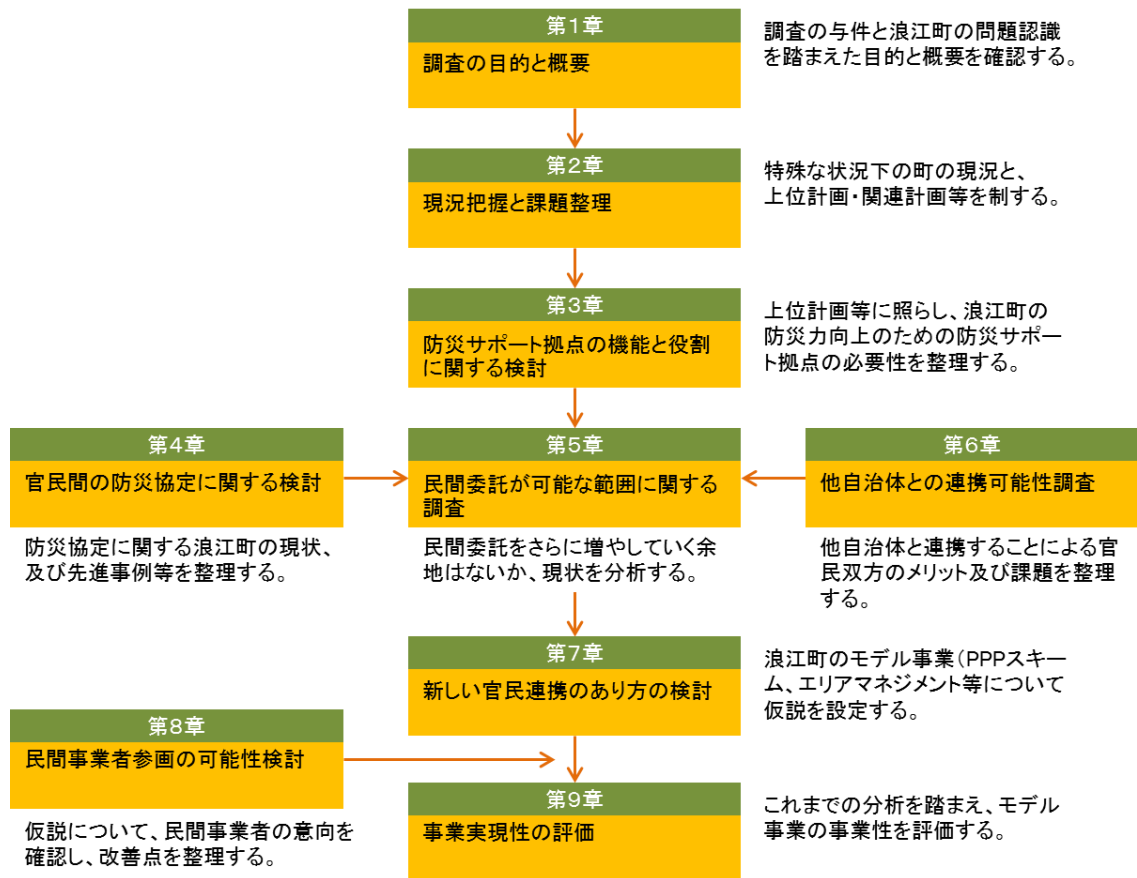
3. 調査の内容

公共性の高い防災機能を民間事業者へ一部移管する新しい事業手法である防災 PPP/PFI 事業導入のため、浪江町の防災拠点である町役場に加えて、道の駅や災害公営住宅等を防災サポート拠点として整備・維持管理・運営する事業について、官民協働の防災体制の構築及び住民協働の防災対策の観点から検討する。

- ・ 防災サポート拠点の機能に関する検討
- ・ 官民間の防災協定に関する検討
- ・ 民間委託が可能な範囲に関する調査
- ・ 事業性評価に関する検討
- ・ 民間事業者の意向等調査
- ・ 他自治体との連携可能性調査

※調査フローを次ページに掲載

■調査フロー



図表 1・1 調査フロー

第2章 現況把握と課題整理

1. 浪江町の特性

本節では、町の概要、地勢、災害履歴を含む歴史等を概観するとともに、東日本大震災以降の人口や町の状況等についての概要について整理する。

(1) 浪江町の概要

浪江町は、福島県浜通りの最東端・双葉郡の北部に位置し、東は太平洋に面し、西は阿武隈山地に囲まれた地域にある。

中心市街地近くを JR 常磐線、国道 6 号が縦貫し、東西には福島市に通ずる国道 114 号が走っている。平坦地は温暖な気候に恵まれ、冬季にも積雪はほとんどなく、典型的な海岸型の特徴を示している。

面積は 223.10 km²と双葉郡 8 町村の中で最も大きく、北部には請戸川、南部には高瀬川が流れ、河口近くで合流し太平洋に注ぎ、山・川・海と変化に富む地形のため、生活空間は市街地・農村・漁村・山村と非常に多様である。

平成 23 年 3 月 11 日の東京電力福島第一原子力発電事故により、町内は全域が避難指示区域となり居住できないため、約 2 万人の町民は全国に散らばって生活している状況にある。(福島第一原子力発電所から浪江町までの距離は、最も近いところで約 4km、浪江町役場までは約 8km、津島支所までは約 30km。)

平成 29 年 2 月 27 日、一部の地域で避難指示が解除される方針が示され、3 月 31 日からは町民の帰還が開始されることとなっている。平成 28 年の 10 月末には、役場敷地内に飲食店やコインランドリーなど 10 店舗が集まる仮設商業施設もオープンしているが、9 月に実施された『浪江町住民意向調査』によれば、「すぐに・いずれ戻りたいと考えている」住民は、17.5%という状況となっている。



出典：浪江町ホームページ

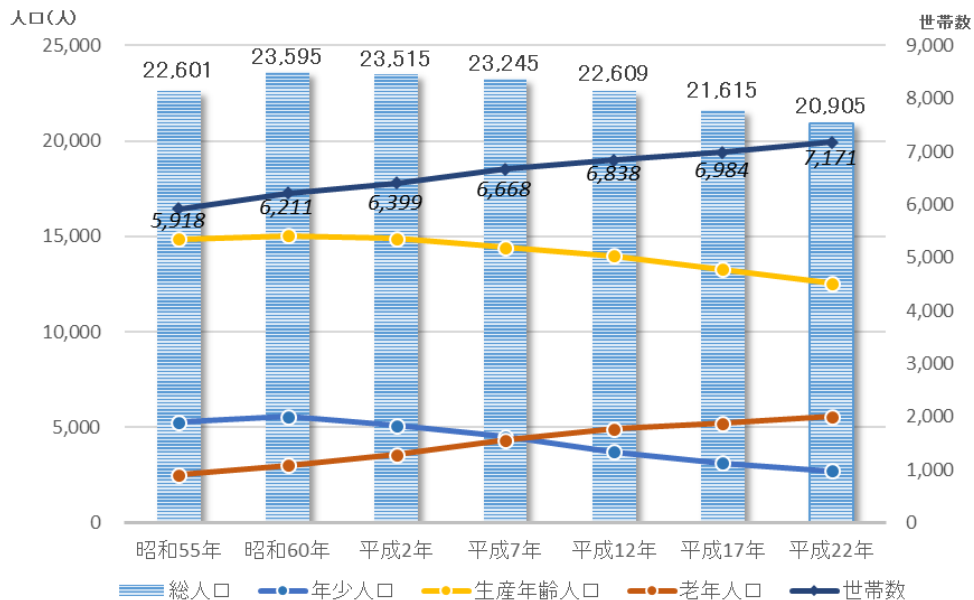
図表 2-1 浪江町の位置

(2) 人口・世帯数

わが国の人口は平成 20(2008)年をピークとして人口減少局面に入っている。浪江町の人口はそれより早い昭和60年、年少人口と生産年齢人口の減少により、総人口 23,595 人をピークに減少に転じている。

平成 12 年以降は老年人口が年少人口を上回り、総人口に占める割合も増加し、高齢化が進展している様子が伺える。

一方、世帯数は増加を続け、3 世帯同居世帯や子供のいる世帯が減少する一方で、高齢者単身世帯や高齢夫婦世帯が増加している状況にあった。



出典：浪江町人口ビジョン

図表 2-2 総人口と世帯数の推移

東日本大震災当時（平成 23 年）の人口は、約 21,400 人であったが、現在の住民登録数は約 18,500 人となっている。

平成 28 年 12 月末現在の人口と世帯数は以下の通り。

人口	18,493 人
男	8,993 人
女	9,500 人
世帯数	6,966 戸

出典：浪江町ウェブサイト

図表 2-3 平成 28 年 12 月末現在の人口と世帯数

今年 3 月 31 日に避難指示が解除されるが、町民の帰還開始後の町内人口については、浪江町復興まちづくり計画（平成 26 年 3 月）で、住民意向調査の結果等を踏まえ 2,500 世帯 5,000 人（町外と行き来する二地域居住を含む）、震災前の 4 分の 1 程度と想定されている。

(3) 産業

双葉郡は古くは農業中心の産業形態であったが、原子力発電所の立地に伴う関連企業への就業者増加、工事関係者相手の商売や建設工事への町民雇用などによって、農家の兼業化や離農が進み、就業構造が大きく変化していた。

浪江町は、その産業構造を見ると全国的な傾向と同様に第三次産業化が進んでいたが、双葉郡の他町と比較すると第一次産業の割合が比較的高いという特徴が見られ、平野部においては稲作、山間部においては畜産、恵まれた漁場を背景とした水産業も営まれていた。

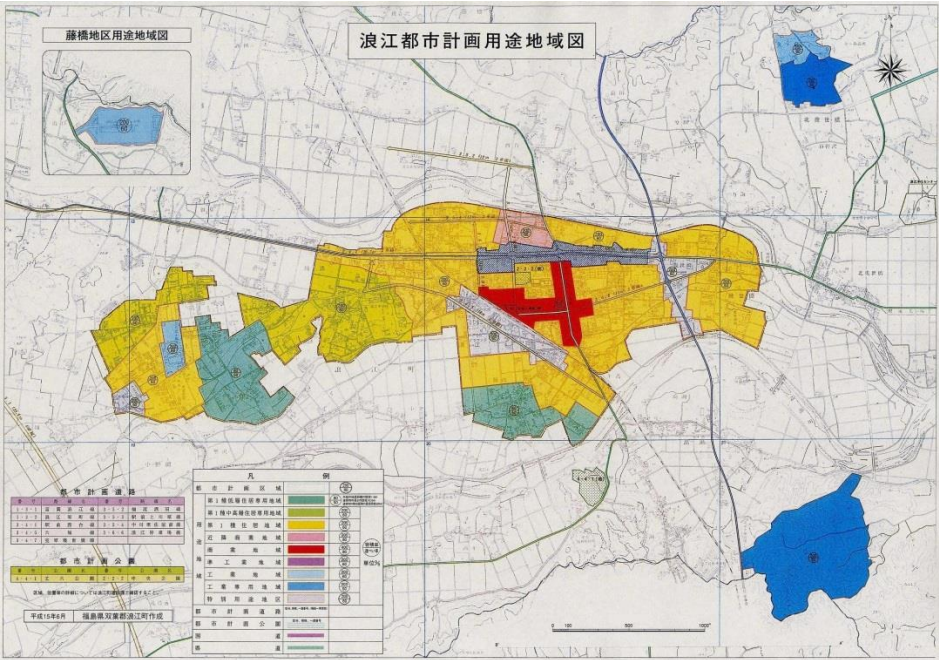
第二次産業の中心となる主な立地企業としては、エスエス製薬㈱福島工場、浪江日立化成工業㈱、浪江日本ブレーキ工業㈱などがあったが、東日本大震災以降、工場は再開されていない。

被災前には、町内に約 1,000 の事業所が立地していたが、すべての事業者が一時営業中止に追い込まれ、平成 29 年 2 月現在町内で営業中の事業所は 49 件に留まっている。

今年の 3 月に開始される一部地域での避難指示解除により、より多くの町民が町内で生活していくための安定した雇用の場を確保するため、町は震災からの産業の再生、事業所再開に向けた支援、町の基幹産業である農林水産業の再開に向けた準備を進めている。

(4) 用途地域及び土地利用規制

浪江町では、用途地域は以下のとおり分類されている。



出典：浪江町ウェブサイト

図表 2-4 浪江町用途地域図

第一種低層住居 専用地域	低層住居に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域
第一種中高層住 居専用地域	中高層住居に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域
第一種住居地域	住居の環境を保護するため定める地域
近隣商業地域	近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便を増進するため定める地域
商業地域	主として商業その他の業務の利便を増進するため定める地域
準工業地域	主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するため定める地域
工業地域	主として工業の利便を増進するため定める地域
工業専用地域	工業の利便を増進するため定める地域
特別用途地区	町の条例により建築制限が課せられる地区

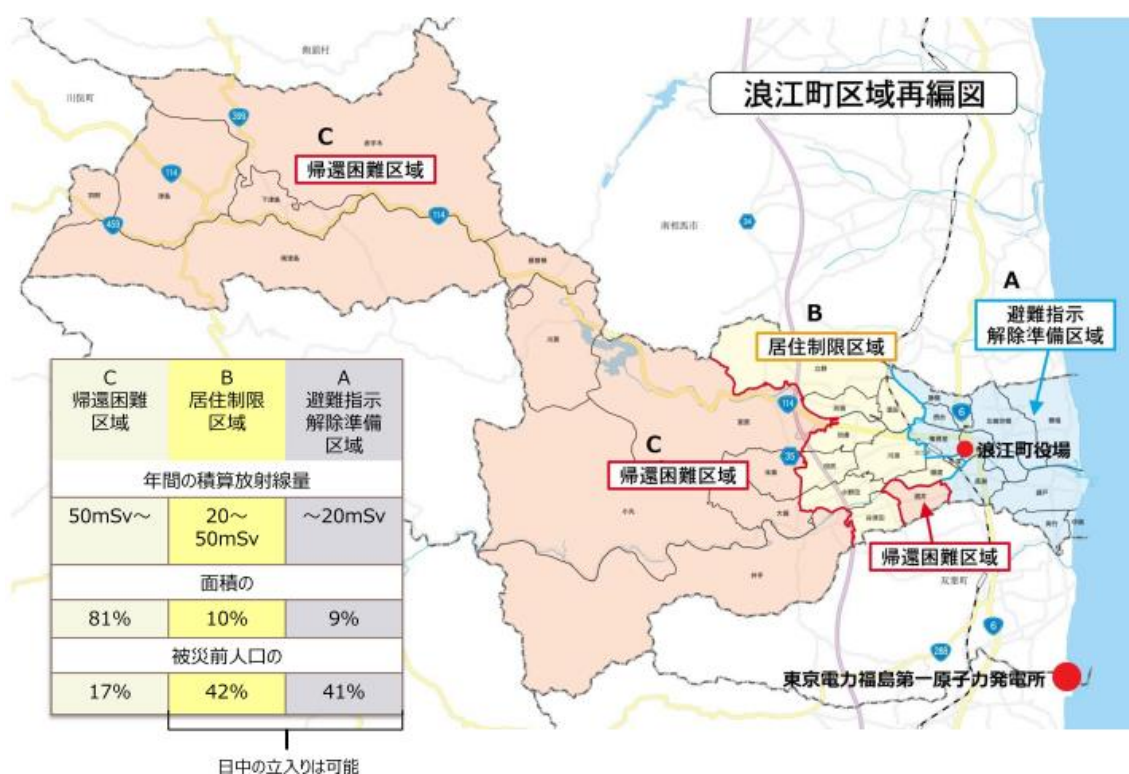
出典：浪江町ウェブサイト

図表 2-5 用途地域分類

JR 浪江駅を中心とした中心市街地に商業地域が設定されており、これを囲むように住居地域が広がっている。また、これらの市街地からやや距離をおいて工業地域等も設定されている。

一方で、町内全域が避難指示区域となり、現在も避難指示解除準備区域のほかに居住制限区域、帰還困難区域が指定されていることで、土地利用のあり方が変わっていくことも予想される。耕作放棄地の発生や、既存民間企業の撤退による工業用地の空き地化などの懸念があるほか、町民の帰還の進捗などによっても中心市街地の密度などは影響を受ける。

浪江町復興計画【第一次】で定めた方向性に基づいて、土地利用計画の策定検討が進められている。



出典：浪江町「なみえ復興レポート」

図表 2-6 放射線量による区域指定

(5) 交通

浪江町は、福島県浜通り・双葉郡の北部に位置し、東は太平洋に面し、西は阿武隈山地に囲まれた地域にある。

関東方面と宮城県方面を南北につなぐ JR 常磐線、国道 6 号が中心市街地を縦貫するほか、八丈石山、十万山などの山沿いを常磐自動車道が通っている。また、中通りの福島市に向けて、東西に長い浪江町を横断する形で国道 114 号が通る。東日本大震災の被害により、いずれの交通網も被災直後は機能を失ったものの、国道 6 号及び常磐自動車道については全区間が開通している。

JR 常磐線は、浪江駅を含む竜田～小高間が不通であり、浪江町役場前をバス停とする代行バスが運行している。このうち、平成 29 年 3 月には浪江～小高間、年内には竜田～富岡で運転を再開、2019 年度末までには富岡～浪江間の復旧も完了し、全線で営業を再開する見通しである。

(6) 歴史・自然

(ア)概観

浪江町は町村制が施行された明治 22 年に浪江村として発足し、明治 33 年に浪江町となる。その後昭和 28 年に請戸村・幾世橋村との合併、昭和 31 年に大堀村・荻野村・津島村との合併を経て、現在の浪江町へと至る。

江戸時代、現在の浪江町は「高野宿」と呼ばれており、現在の本町から本城周辺に至る東西に細長い町並みだったが、安政 6 年（1859 年）、大火災が発生し、高野宿はほぼ全焼したことを受け、町並みが抜本的に変更され、防火思想に基づき南北に長い新町通りが形成された。この経験を後世に受け継ぐため、「裸参り」と呼ばれる火防祈禱祭が始まり、その伝統は現代にも継承されている。「高野宿」に代わり「浪江」という名称が定着するのは、この大火の頃からと言われているが、それ以前の寛政年間からという伝えもあり、諸説に分かれている。

浪江町は、東端は太平洋に面し、町の西部は阿武隈山地に囲まれているなど、豊かな自然資源にも恵まれている。県知事の登録による「福島県緑の文化財」として、大聖寺のアカガシ樹群（緑の文化財登録第 32 号）及び大堀の歯形のクリ（緑の文化財登録第 463 号）が登録されている。ふくしまの遊歩道 50 選にも選出された「請戸川リバーライン」では、春には桜、夏には鮎釣り、秋にはコスモスと鮭の遡上などが楽しめ、いつ訪れても四季折々の浪江町を楽しむことができる。

また、国の伝統的工芸品として指定された陶器「大堀相馬焼」や、この大堀相馬焼から生まれた「浪江焼きそば」がご当地グルメイベント「B-1 グランプリ」で 1 位を獲得するなど、全国的に知られている。

(イ)災害の歴史

浪江町はこれまでも津波災害をはじめとして、全国的なものを含む複数の大規模災害に見舞われている。

貞観 11（869）年	貞観地震による津波被害
慶長 16（1611）年	慶長三陸地震による津波被害
安政 6（1859）年	大火災により当時の高野宿がほぼ全焼
明治 31（1898）年	鉄道・常磐線の浪江駅開業
昭和 56（1981）年	常磐自動車道、一部開通
昭和 35（1960）年	チリ地震の影響による津波被害
昭和 42（1967）年	原子力発電所の誘致を決議
昭和 46（1971）年	台風 23 号による被害 被害総額十数億円
昭和 55（1980）年	冷害による農作物被害
同	豪雪による被害 被害総額 8.7 億円
昭和 61（1986）年	豪雨による被害 被害総額 9.8 億円
昭和 62（1987）年	福島県沖地震による被害 被害総額 7656 万円
平成元（1989）年	台風 13 号による高瀬川決壊 被害総額 37 億円
平成 5（1993）年	冷害による農作物被害
平成 19（2007）年	津波ハザードマップ策定
平成 20（2008）年	国の原子力総合防災訓練が福島県で初めて実施
平成 21（2009）年	全国瞬時警報システム（Jアラート）の運用開始

出典：浪江町公表資料

図表 2-7 浪江町の災害・防災等に関する歴史

(ウ)東日本大震災以降の経緯

浪江町は 2011 年 3 月の東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故を受けて、6 年間にわたり全町避難の状況が継続していたが、2017 年 3 月 31 日の避難解除が決定したことで、町民の帰還と生活の再建等に向けた取り組みが進められているところである。

平成 23（2011）年 3 月	東日本大震災および福島第一原子力発電所事故発生 2 万人以上の全町民が避難
4 月	町の全域が警戒区域および計画的避難区域に指定
平成 24（2012）年 4 月	浪江町復興ビジョンを策定
10 月	浪江町復興計画【第一次】を策定、住民説明会を開催
10 月	浪江町役場二本松事務所が完成

11 月	特別地域内除染計画（浪江町）公表
平成 25（2013）年 4 月	警戒区域等を見直し、「避難指示解除準備区域」「居住制限区域」「帰還困難区域」の 3 区域に再編、帰還困難区域を除いて日中の立ち入りが可能に
4 月	役場機能の一部を、浪江町内の本庁舎へ移転
6 月	原子力損害賠償紛争解決センターに申立て
10 月	町内の帰還困難区域でモデル除染開始
11 月	避難指示解除準備区域と居住制限区域で本格除染開始
平成 26（2014）年 3 月	浪江町復興まちづくり計画を策定
4 月	警察と消防が町内に常駐開始
5 月	水稻実証栽培を開始、町内で 4 年ぶりの田植え
10 月	実証栽培生産米の収穫により町内で 4 年ぶりの稲刈り 生産米を環境省などへ寄贈
平成 27（2015）年 3 月	常磐自動車道の浪江から富岡間が開通、全線開通
6 月	海岸復旧工事が着工
9 月	「避難指示解除に関する検証委員会」が発足、検証を開始
11 月	浪江産の米を震災後初めて販売（全量全袋検査を実施、安全性確認済み）
平成 28（2016）年 3 月	「避難指示解除に関する検証委員会」が報告書を町へ提出
3 月	沿岸部の津波がれきの撤去が完了
9 月	特例宿泊を開始
11 月	準備宿泊を開始

出典：浪江町公表資料

図表 2-8 東日本大震災に関する浪江町の動向

(7) 公共施設

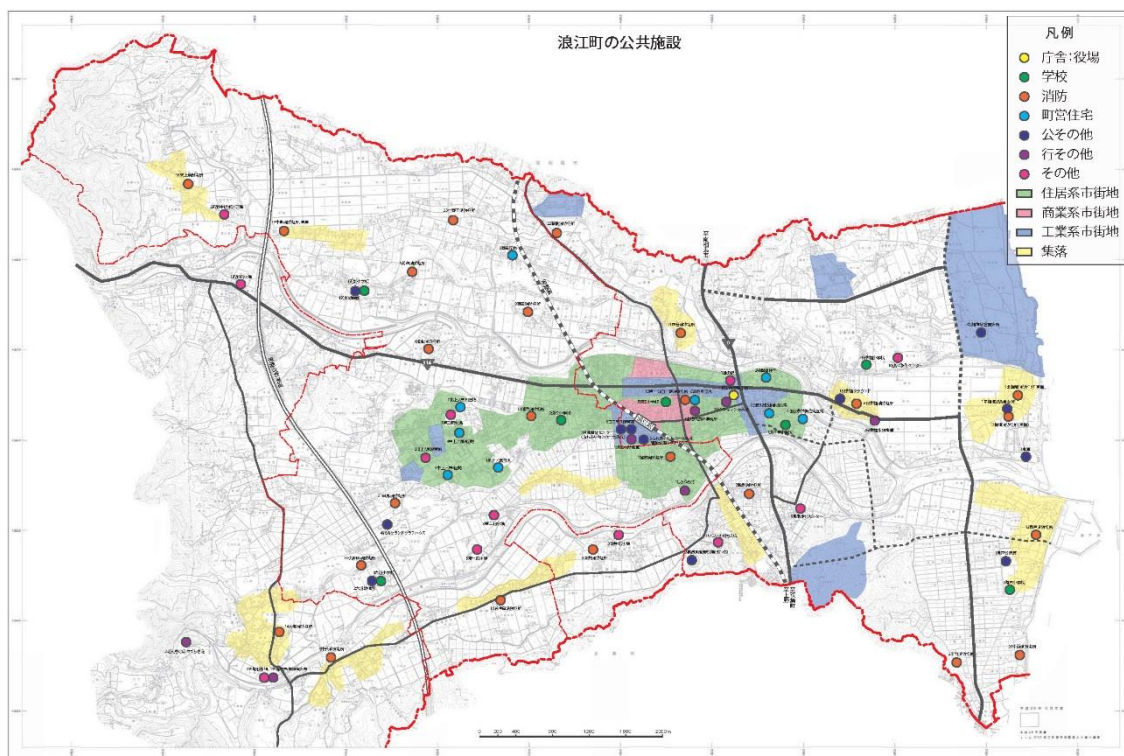
浪江町は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による地震、津波、その後に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による汚染被害により、全町に避難指示が出されており、一部の公共施設を除いて、多くの公共施設が閉鎖されている。

ここでは、平成 29 年 3 月 31 日の町民の帰還開始に向け、浪江町の防災拠点である町役場に加えて、道の駅や災害公営住宅のほかに防災サポート拠点として機能しうる可能性のある浪江町内（帰還困難区域を除く）の公共施設を整理している。

■抽出した公共施設

- ① 庁舎：役場
- ② 学校（小学校・中学校）
- ③ 消防（消防署屯所・消防車庫）
- ④ 町営住宅
- ⑤ 公その他（幼稚園・保育園・公民館・集会所・スポーツセンター等）
- ⑥ 行その他（災害公営住宅・福祉施設等）
- ⑦ その他（道の駅・町民体育館・老人福祉施設等）

※東日本大震災による津波被害は反映していない。



図表 2-9 浪江町内公共施設分析

2. 上位・関連計画に基づく課題の把握

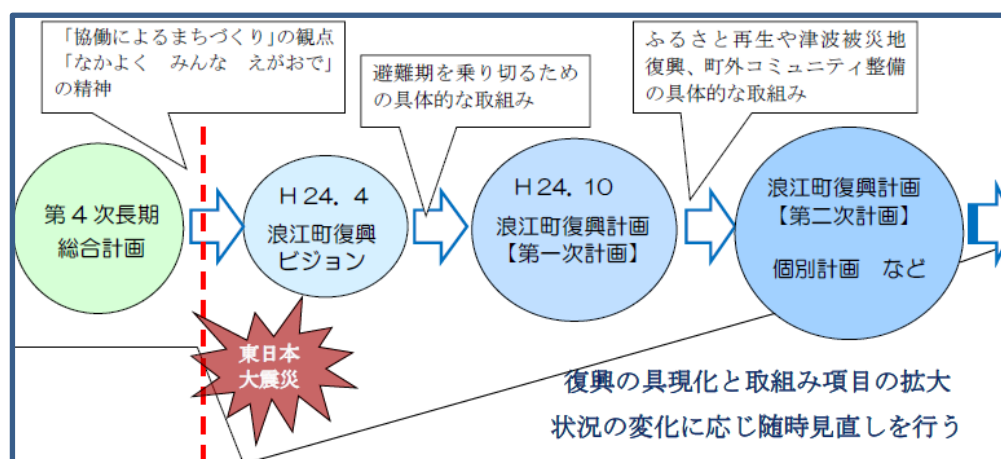
本節では、町の上位計画・関連計画から、防災に関する項目・記述・図表等を抽出し、町の防災対策の考え方、住民及び民間事業者等に対する期待、役割分担等に関する事項を列記する。

(1) 浪江町復興計画【第一次】（平成 24 年 10 月）

(ア) 目的

浪江町復興計画【第一次】は、第 4 次長期総合計画に掲げたまちづくりの考え方・精神を踏襲した「復興ビジョン」を基に、ビジョンに掲げた「復興理念」「基本方針」「目標像」を具現化するためのもので、特に当面の避難期の生活の安定、住環境の改善や絆の維持のための町外コミュニティの整備、再生・復興するふるさととの姿についての具体的な取組みや方向性を示し、その実現を図ることで、町民の将来の見通しを立てられることを目的としている。

復興に向けての前提条件が整っていないことで、具体的な取組みの詳細が検討できない項目については、条件が明らかになった段階で復興計画の修正や個別計画での検討を行うこととしている。

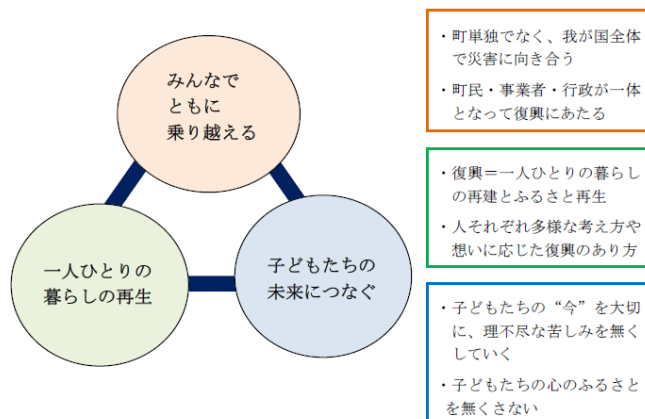


出典：浪江町復興計画【第一次】

図表 2-10 復興計画の位置づけ

(イ)理念

本計画では、『みんなでともに乗り越えよう 私たちの暮らしの再生に向けて ～未来につなぐ復興への想い～』を基本理念に掲げている。



出典：浪江町復興計画【第一次】

図表 2-1 1 復興の理念

(ウ)復興の基本方針

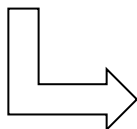
本計画では、復興の基本方針として以下の3方針を設定し、③の中で有事リスク対策のモデル地域を実現すること、災害や復興の情報を一元化し誰もが気軽に閲覧できる復興ライブラリーを構築することや復興人材の育成、災害研究都市として復興を「学び、実行し、発信する」を体現することを記している。

①すべての町民の暮らしを再建する ～どこに住んでいても浪江町民～

②ふるさと なみえを再生する ～受け継いだ責任、引き継ぐ責任～

③被災経験を次代や日本に生かす ～脱原発、災害対策～

- ・子どもたちが二度と苦しむことのない社会づくりを浪江町は先導していきます。
- ・国全体で災害を受け止め、災害を繰り返さない国となるようけん引していきます。
- ・災害を繰り返さないため脱原発、エネルギー政策の見直しを提起し続けるとともに、エネルギー自給自足のモデル地域の実現を目指します。
- ・経験や反省を踏まえ、**有事のリスク対策のモデル地域を実現**します。



- 災害や復興の情報を一元化し誰もが気軽に閲覧できる復興ライブラリーの構築や、復興人材育成など、**復興のプロセスやノウハウを他地域や次世代に語り継いでいく仕組みづくり**
- 災害研究都市として、復興を「**学び、実行し、発信する**」を体現

出所：浪江町復興計画【第一次】より作成

図表 2-1 2 復興の基本方針

(2) 浪江町復興まちづくり計画（平成 26 年 3 月）

(ア)目的

復興まちづくり計画は、ふるさとの再生に向け、復興ビジョンや復興計画【第一次】において示された「まちづくりの方向性」を具体化するものとして策定されている。

まちづくり計画では、平成 29 年 3 月に想定されている避難指示解除直後における「復興のスタート段階」の町について中心に扱い、その後の段階的なまちづくりについてのイメージを定めている。

復興計画【第一次】において示された「ふるさとの再生」の方向性をより具体化するものとして策定されており、その計画期間は、復興計画【第一次】に基づき、震災から 10 年後の平成 33 年 3 月までとしている。

(イ)復興まちづくりの 4 つの目標

本計画では、浪江町復興計画【第一次】の基本方針に基づき、以下の 4 つの目標を設定している。

みんなで必ず取り戻す 安全・安心の暮らしやすいまち

ふるさとを取り戻す第一歩として、まずは町内の復興拠点（復興の足場を築く場所）で安心して暮らせる環境をつくります

みんながつながるまち

町内外で暮らす全ての町民が、つながり続けることができるまちを目指します。

双葉郡北部の復興拠点を担うまち

双葉郡の北部の玄関口として、双葉郡の復興拠点となるまちを目指します。

未来に向けて希望あるまち

浪江らしさを大切にしながら、発展性のある魅力的なまちを目指します。

出所：浪江町復興まちづくり計画より作成

図表 2-13 復興まちづくりの 4 つの目標

(ウ)復興まちづくりの考え方

復興まちづくりにあたっては、時期ごとの放射線量や帰還人口等の状況に応じた段階的なまちづくりが進められている。

2 ページ後には、帰還開始時のまちづくりイメージ図を示している。

①避難指示解除に向けた取組み（平成 29 年 3 月まで）

- ・「浪江町全体の復興拠点」や「復興拠点の中心」の整備
避難指示解除準備区域を集中してインフラ等を復旧・整備するとともに、利便性を確保しながら町内での生活がスタートできる環境をつくれます。
- ・安心して生活できる環境づくり
放射線による健康被害の未然防止、放射線モニタリング、原発作業に伴うリスクの事前公表など、放射線に対して安心して生活できる環境をつくれます。
- ・その他、町内での一時滞在が可能な施設や廃炉作業の拠点、避難指示解除準備区域以外の整備・景観維持等も安全を確保したうえで推進します。

②避難指示解除後の取組み（平成 29 年 3 月以降）

- ・復興拠点を足がかりに、居住制限、帰還困難区域までインフラ等の復旧・整備地域を拡大し、生活関連サービスの充実、魅力的なまちづくりに向けた取組みを推進します。

(エ)復興まちづくり方針

前述の復興まちづくりの考え方を踏まえ、避難指示解除準備区域を「浪江町全体の復興拠点」と位置づけ、集中的にインフラの復旧・整備が進められるとともに、生活利便施設や復興公営住宅が国道 6 号と浪江町役場周辺の「復興拠点の中心」に集約して整備される。

ここでは、各方針について防災という観点からポイントとなる取組内容を抽出している。

①避難指示解除に向けたまちづくり方針（平成 29 年 3 月までに準備するもの）

- (1) インフラの復旧・整備
- (2) 防災対策

- ①浪江町地域防災計画の見直し
- ②避難所・避難道等の整備
- ③原子力災害発生時の対応

- (3) 交通手段

(4) 公共施設の復旧・整備

①公共施設の復旧

②ボランティア拠点の整備

(5) 住宅の確保

(6) 生活環境の確保

①教育施設

②医療施設

③福祉・高齢者・子育て支援施設

④買い物

⑤放射線対策（放射線モニタリング）

⑥防犯・防火活動（警察署・消防署と協力した見回りの強化）

⑦その他生活関連サービス

(7) つながりの場の提供

(8) 雇用の場の確保

(9) 双葉郡北部の復興拠点の整備

(10) 津波被災地の復興

②避難指示解除以降のまちづくり方針（平成 29 年 3 月以降の取組み）

(1) 居住地域の拡大

(2) 生活環境の充実

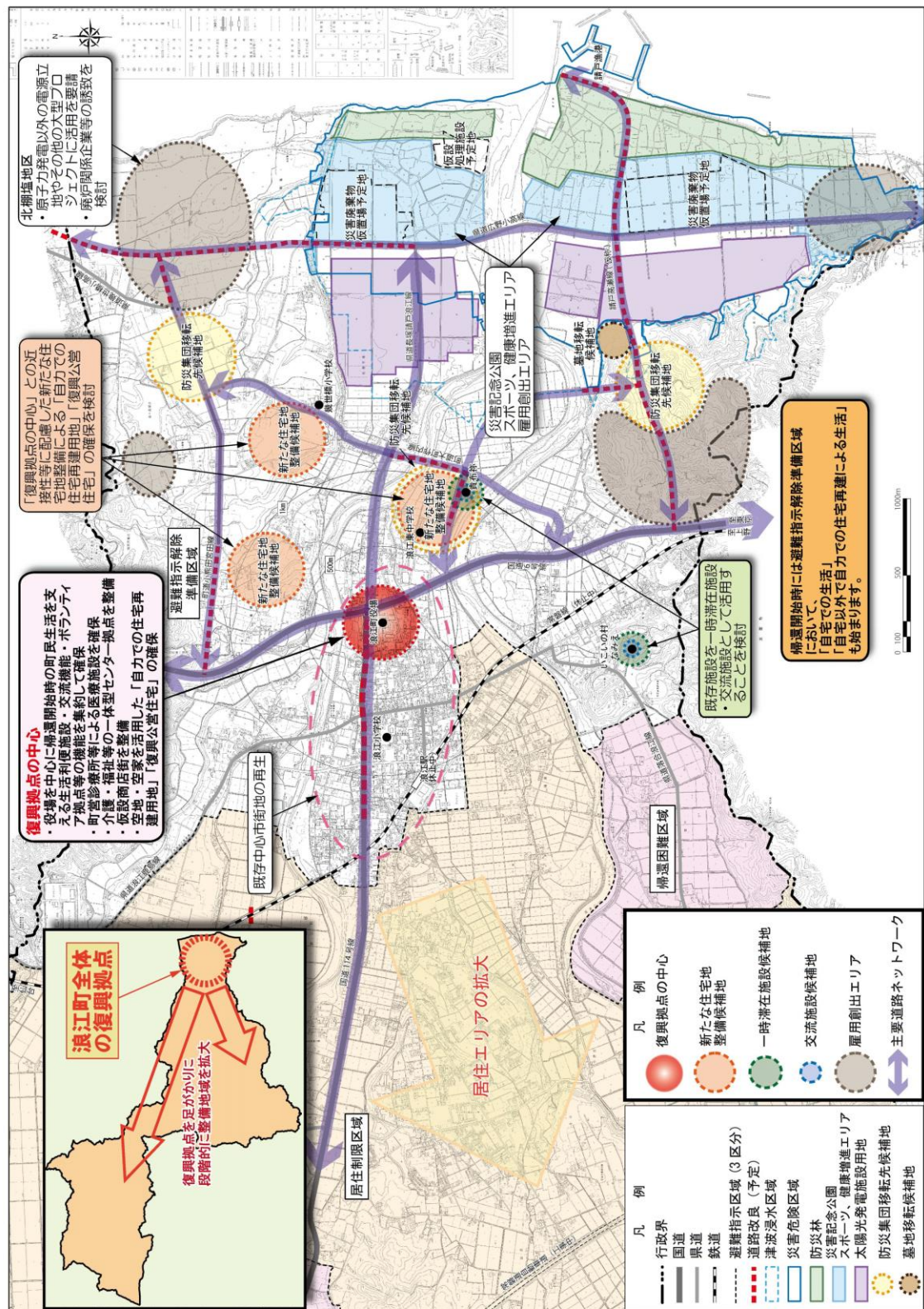
(3) 教育環境の整備

(4) 伝統文化の保護・継承体制と施設の整備

(5) 浪江の P R ・発信機能の確保

(6) 産業の再生・創出

(7) 自然環境の再生・自然と調和したまちの実現



出典：浪江町復興まちづくり計画

図表 2-14 帰還開始時のまちづくりイメージ図

(3) 浪江町総合戦略（平成 28 年 3 月）

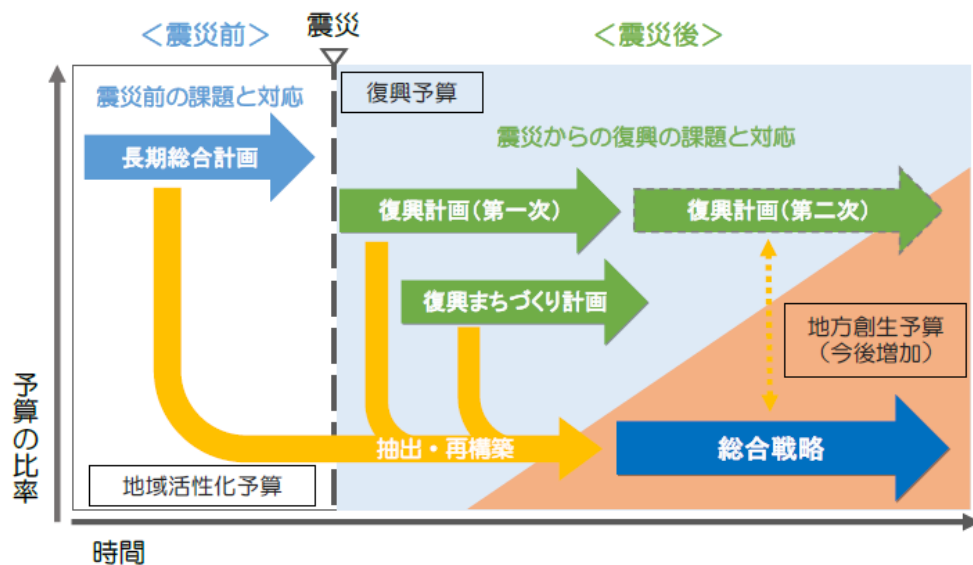
(ア)目的

浪江町の総合戦略は、これまでに町民とともに策定してきた「第 4 次浪江町長期総合計画」（震災前）、「浪江町復興計画【第一次】」及び「浪江町復興まちづくり計画」（ともに震災後）から、今後継続して取組むべきものを最大限抽出し、取りまとめられている。

震災から 6 年が経過し、今後、復興のための予算は、国の「復興予算」から徐々に「地方創生予算」に移行していくことが想定される。

町はまだ復興途上にあるが、この「復興から地方創生へ」の流れも視野に入れ、ふるさとの再生から発展に向けて、復興予算はもちろん、地方創生予算の獲得も考慮し、総合戦略を策定している。

本計画の期間は、平成 27（2015）年から平成 31 年（2020）年までの 5 年間となっている。



出典：浪江町総合戦略

図表 2-15 計画の概念図

(イ)基本理念

浪江町はまだ全町避難という特殊な状況下ではあるが、これまでの復興の流れをふまえて、町の未来像を描く土台として、「まち・ひと・しごと創生浪江町総合戦略」が策定されており、浪江町総合戦略の推進にあたり『未来につなぐ ふるさとなみえの創建』を基本理念として設定されている。

これからの浪江町の「復興まちづくり」には、復旧のみならず新たな視点を取り入れていく必要があり、それは歴史と伝統を受け継ぎつつ、新しいもの、新しい人を受け入れ

ることで未来に向かってさらに進化させ、「新しい浪江」を創建していくものである。

また、浪江町民が経験した地震・津波・原子力災害の教訓を後世に語り継いでいくことは、「浪江町民」にしかできないことから、その理念に基づいて「浪江町総合戦略」は「まち・ひと・しごと」に対応した「4つの基本目標」を掲げるとともに、それぞれの施策の遂行に共通して大切な「3つの視点」を定めている。

(ウ)3つの視点

「浪江町総合戦略」では、以下の3つの視点を定め、防災に対し、一人ひとりが災害に対し高い意識を持ち防災・減災の視点を取り入れていくこと、被災経験を生かした防災やエネルギーの自給自足への取組みと積極的な情報発信という視点を取り入れている。

■視点1 防災・減災のまちづくり

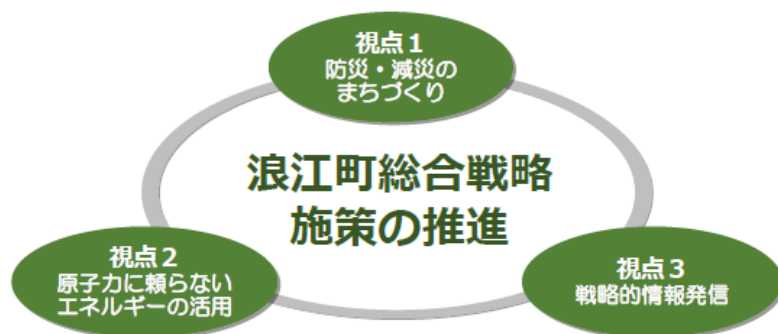
地震・津波・原子力災害の経験を踏まえて、一人ひとりが災害への高い意識を持ち、あらゆる分野において防災・減災の視点を取り入れます。また、**被災経験を伝承・継承**していく中で、日本及び世界の人々と共有し、浪江町が果たすべき役割を再確認し、それを実行していきます。

■視点2 原子力に頼らないエネルギーの活用

脱原発、エネルギー政策の見直しを全国に提起し続けるとともに、効率的なエネルギーの活用や、再生可能エネルギーの導入を積極的に進め、エネルギー自給自足のまちを目指します。

■視点3 戦略的情報発信

被災経験を生かした防災やエネルギー自給自足への取組みは町内で実現するだけでなく、次代や日本、そして世界に生かすために**積極的に情報発信**していく必要があります。また、文化や風土をはじめとする町の魅力を、より効果的に伝えていくことで、交流・定住人口の増加を目指します。



出典：浪江町総合戦略

図表 2・1 6 総合戦略における3つの視点

(エ)4つの基本目標

「浪江町総合戦略」は「まち・ひと・しごと」に対応した「4つの基本目標」を掲げられ、それぞれの目標に対し具体的な施策が示されている。

ここでは、各施策について、防災という観点からポイントとなる取組内容を抽出している。

基本目標 1 持続可能なしごとづくり

安定した雇用の創出

施策 1. 産業再生への支援と地域を担う人材の育成

施策 2. 第一次産業の再生と新たな経営体制の推進

施策 3. 新たな産業の創出

施策 4. 誰もが働きやすい環境づくり

基本目標 2 浪江町に向かうひとの流れづくり

交流人口の拡大、定住の促進

施策 1. 交流を通じた帰還促進

施策 2. 移住・定住を促進する仕組みづくり

施策 3. 来訪者の創出



取組

◆交流・観光拠点の整備

・交流・情報発信拠点、復興祈念公園、震災アーカイブ施設など、地震・津波・原子力災害の経験を伝える施設を結ぶ新たな広域周遊ルート¹の環境整備を進めます。

◆官民協働による観光運営体制の確立

・住民と協働で、地震・津波・原子力災害の教訓を伝える体制づくりを進めます。

◆視察・研修の充実

・防災に関する研修やイベントを充実させ、来訪者に地震・津波・原子力災害の教訓を伝えていきます。
・被災経験を国内外へ伝えていくための、誰もが学べる防災教育のプランを充実させます。

基本目標3 子どもたちの明るい声が聞こえるまちづくり

未来をつなぐなみえっこを育む環境

施策1. 安心して子育てできる環境づくり

施策2. 特色のある教育環境づくり



取組

◆体験から学ぶ場の創出

- ・地震・津波・原子力災害の教訓を次代に引き継いでいくために、**防災に関する学びの場を創出**します。

基本目標4 被災経験を生かしたみんなでつくるまち、みんなで支えあうまち

被災経験を生かした住民協働の推進

施策1. 被災経験を次代や日本に生かす防災まちづくり



取組

◆官民協働の防災体制の構築

- ・新産業従事者も交えた地域の**自主防災組織の体制づくり**を推進します。
- ・**防災に関するイベント等を実施**し、防災意識の向上を推進します。
- ・官民が協働して、地域の**防災体制を構築**します。
- ・既存施設の活用を含めた**防災拠点の整備**を推進します。

◆防災教育の充実

- ・地震・津波・原子力災害の教訓を踏まえた町の**防災教育を、町外に積極的に情報発信**していきます。

施策2. エネルギーの自給自足の実現に向けたまちづくり

施策3. 地域が支え合いみんなが健康で元気なまちづくり

施策4. 高齢者も活躍できるまちづくり

施策5. 協働によるまちづくりの推進

施策6. 双葉郡北部の拠点としての行政運営の推進

出所：浪江町総合戦略より作成

図表 2-17 4つの基本目標

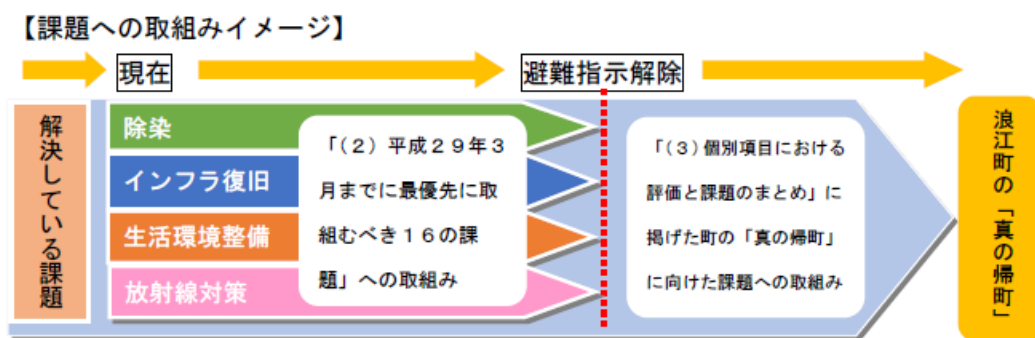
(4) 避難指示解除に関する有識者検証委員会報告書（平成 28 年 3 月）

(ア)目的

浪江町復興計画【第一次】及び浪江町復興まちづくり計画で目標としている平成 29 年 3 月の避難指示解除について、同計画で目標としている項目を整理し、それぞれの項目に関する検証・評価を行うため、避難指示解除に関する有識者検証委員会が設置されている。

本報告書では、復興まちづくり計画に掲げる目標及び最新の住民意向調査における町民が帰還する条件とするニーズの高い項目、また、国の避難指示解除の要件（※1）、などを踏まえ、帰還想定時期である平成 29 年 3 月に避難指示を解除するためにすでに解決している課題を除いた最低限必要な取組みを、(2)「平成 29 年 3 月までに最優先に取り組むべき 16 の課題」として列挙し、早急に解決すべき課題をまとめている。

また、(3)の「個別項目における評価と課題のまとめ」の項では、今後長期にわたる浪江町の「真の帰町」、「真の復興」の実現に向けて必要な取組を列記している。



出典：避難指示解除に関する有識者検証委員会報告書

図表 2-18 課題への取組みイメージ

(※1 国の避難指示解除の要件)

- ①空間線量率で推定された年間積算線量が 20 ミリシーベルト以下になることが確実であること
- ②電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など日常生活に必須なインフラや医療・介護・郵便などの生活関連サービスがおおむね復旧すること、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗すること
- ③県、市町村、住民との十分な協議

(イ)平成 29 年 3 月までに最優先に取り組むべき 16 の課題

本報告書では、帰還想定時期である平成 29 年 3 月に避難指示を解除するためにすでに解決している課題を除き、「平成 29 年 3 月までに最優先に取り組むべき 16 の課題」として列挙され、早急に解決すべき課題がまとめられている。

ここでは、これら最低限必要な取組事項のうち、防災という観点からポイントとなる内容を抽出しているが、③生活環境整備の中で「浪江町地域防災計画の見直し」を確実に進めるよう指摘がなされている。

①除染

- 1 居住エリアの除染の実施
- 2 追加的な除染等の実施
- 3 長期目標 1 ミリシーベルトに向けた継続的取組み
- 4 帰還困難区域の除染計画の策定
- 5 廃棄物の減容化の検討

②インフラ復旧

- 6 上水道の確実な復旧
- 7 下水道の確実な復旧
- 8 J R 常磐線の全線復旧に向けた継続的取り組み

③生活環境整備

- 9 医療施設及び医療従事者の確保
- 10 介護サービスの段階的環境整備
- 11 買い物ができる環境の整備
- 12 事業者再開支援
- 13 郵便再開

14 原子力災害に対応した安全確保体制の整備

国（内閣府、原子力規制庁等）が中心となり、県、町、原子力事業者と連携しながら、廃炉作業中のダスト飛散等の事態が発生した際、適切に判断・対応できる通報内容の検討や確実な連絡体制の整備をすること。また、町民の安全と安心を担保できるよう、**浪江町地域防災計画の見直し**を確実に進めること。

④放射線対策

- 15 モニタリング体制整備
- 16 放射線相談窓口の設置

(ウ)個別項目における評価と課題のまとめ

ここでは、今後長期にわたる浪江町の「真の帰町」、「真の復興」の実現に向けて、必要な取組みを列挙している。この中で防災という観点からポイントとなる内容に関しては文章にて説明を付しているが、「交流・情報発信拠点」としての『道の駅』の整備や帰還した町民が安全安心に生活し、災害発生時には避難等の判断ができる通報内容の検討や確実な連絡体制を整備することが指摘されている。

①除染

- 1進捗状況
- 2長期目標の設定
- 3除染手法・評価
- 4帰宅困難区域の除染

②インフラ復旧

- 1上水道復旧・整備
- 2下水道復旧・整備
- 3JR常磐線の早期開通

4交流・情報発信拠点

- ・浪江町では、原発事故により全町避難を余儀なくされ、従前のコミュニティが失われてしまった。平成 29 年 3 月の避難指示解除に向け、帰還した人、避難先と行き来する人、時々帰宅する人など、様々な居住形態が想定され、こうした町民同士が交流・情報交換できる集いの場として施設整備が検討されている
「交流・情報発信拠点」は、賑わい創出の機能、防災機能を発揮する施設として、道の駅の整備手法を活用することが想定されている。通常の道の駅では、地場産品の直売なども魅力の一つであり、本施設においても、浪江町の豊かな農林水産物を積極的に発信し、営農再開、漁業再開を後押しするような魅力ある施設とすることが重要である。
- ・整備箇所としては、浪江町役場の位置する、国道 6 号と国道 114 号の交差点付近（知命寺）が予定されている。
- ・「交流・情報発信拠点」と町役場のアクセスも確保し、面的な整備が行われるよう留意する必要がある。

③生活環境整備

- 1産業創出
- 2農業再開
- 3水産業再開
- 4住宅整備
- 5買い物・交流の場の確保
- 6事業者再開支援

7郵便

8生活交通の整備

9医療体制の整備

10介護体制の整備

11教育環境の整備

12防災体制の確立

- ・ 廃炉作業が進行中であり、長期間にわたることを踏まえれば、緊急事態またはそれに類する事態はもとより、町民等が浪江町内で生活を営む上で不安感を抱くおそれのある様々な事態が、廃炉作業中の福島第一原発等で発生した場合に備え、適切に判断・対応するための体制を整備する必要がある。
- ・ 現状、事故・トラブル等の発生時には、法・協定に基づき事業者から町へ通報連絡がなされる体制はあるが、協定に基づく通報連絡については、その内容が専門的・技術的なものとなることから、町単独でこれを評価し具体的対応について判断することが難しい状況にある。
- ・ したがって、**国（内閣府、原子力規制庁等）が中心となり、県、町、原子力事業者とも連携しながら、避難等の判断ができる通報内容の検討や確実な連絡体制の整備をすることが必要**である。
- ・ また、**浪江町地域防災計画の見直し**にあたり、帰還する町民の居住分布が不透明であり、前提条件が整理できないため、検討課題として残っている事項が多く見受けられた。次年度にかけて時点修正を重ね、平成 29 年 3 月までに町民の安全や安心を担保できる計画を策定するとともに、その計画に則って実際に対応することができるかどうか、訓練・検証を重ねて実効性を常に確認すべきである。

13リスクコミュニケーション体制

(5) 平成 28 年度浪江町除染検証委員会検証結果報告書（平成 28 年 12 月 20 日）

(ア)目的

浪江町の除染においては、国(環境省)で策定した特別地域除染実施計画(浪江町)に基づき、平成 29 年 3 月までに避難指示解除準備区域及び居住制限区域の除染を完了させるよう進めているが、この除染作業に対し、町民より不安の声が多数寄せられている状況となっていた。このことより、浪江町では、除染作業や放射線等に対する町民への不安解消へとつなげることを目的とした、有識者による「浪江町除染検証委員会」を設立及び発足している。

本報告書では、浪江町の皆様から寄せられた問題について検証した結果が取りまとめられ、更に浪江町の目標となっている年間の追加被ばく線量(事故前に受けていたとされる自然由来等の年間線量に追加となる線量)が 1 mSv 以下となるように、今後の検討課題についても示されている。

(イ)浪江町における除染の進捗状況

浪江町内の除染については、次図(出典：平成 28 年度浪江町除染検証委員会検証結果報告書

図表 2-19 除染の進捗状況)のとおりに進めており、一部の地域(除染作業への未同意等)を除き、平成 28 年 8 月末において、宅地の除染が完了していることが確認されている。

※ 浪江町除染等工事その 4 については、平成 29 年 3 月末完了予定。

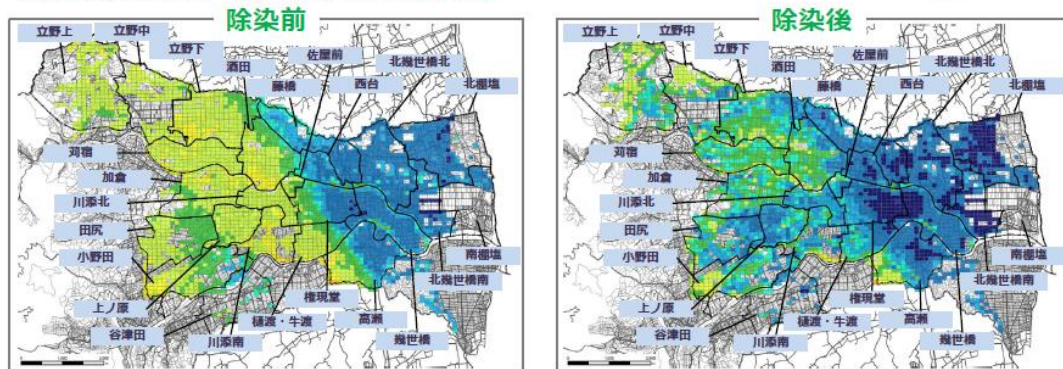


出典：平成 28 年度浪江町除染検証委員会検証結果報告書

図表 2-19 除染の進捗状況

浪江町その1（酒田）、その2工事（高瀬、立野下）、
その3（藤橋、西台、北幾世橋北、北幾世橋南、幾世橋、
北棚塩）、その4（その他の避難指示解除準備区域及び居住制限区域）
について、除染結果がまとまりました。

【空間線量率1m 線量メッシュマップ】



除染前線量測定時期：平成25年11月～平成28年10月

除染後線量測定時期：平成26年2月～平成28年10月

※100m×100mメッシュ毎に平均しており、含まれる測定点数にはばらつきがあります

※定点測定とは別に、個別に対応している局所的に線量の高い箇所等の数値は除きます

※データは確定前の速報値ですので、後日修正されることがあります

※放射線量は、除染作業の前後で測定したものであり、その後の自然減衰等は含まれていません

※大地（大気を含む）の自然放射性核種からの放射線（福島県平均約0.04μSv/h）の影響も含まれています

参考文献：新版 生活環境放射線（国民線量の算定）＜H23年12月 第2版＞

出典：浪江町における除染等の状況について

図表 2-20 除染の効果

(ウ)今後の課題等

浪江町内の主な生活空間となる線量率の低減化が図られており、早期帰還を希望する町民の生活環境は着実に回復していると判断されている。

一方、浪江町の長期目標である「個人の受ける追加となる被ばく線量が年間1 mSv 以下」を実現するため、また、町民の誰もが、「ふるさとを取り戻した。」と実感できるようにするため、**国、県、町が一体となり、除染等による線量低減の取組みを継続するとともに、長期的な放射線への監視体制、食品・飲料水のモニタリングを実施**することが指摘されている。

また、検証作業の中で、一部の地域には空間線量率が十分に低減されていない地点も存在することがわかっており、これらの地点については速やかに対応することが必要と指摘されている。

(6) 浪江町復興計画【第二次】〈中間とりまとめ〉（平成 29 年 3 月）

(ア)目的

平成 24 年 4 月に、東日本大震災及び原子力災害に対し町としてどう向き合い、どのように対応していくか、さらには町民一人ひとりの暮らしの再建、ふるさとの再生に必要な方向性を取りまとめ、今後の展望を示した「浪江町復興ビジョン」が策定され、平成 24 年 10 月には、復興ビジョンに基づき復興までの道筋及び各施策の実現を図るため、施策の具体的な取組みや時期を取りまとめた「浪江町復興計画【第一次】」が策定されている。

しかしながら、「復興計画【第一次】」に掲げた「復興理念」「基本方針」「目標像」を踏襲しつつも、具体的な取組みについては、現在の状況に合わせた見直しが必要となった。

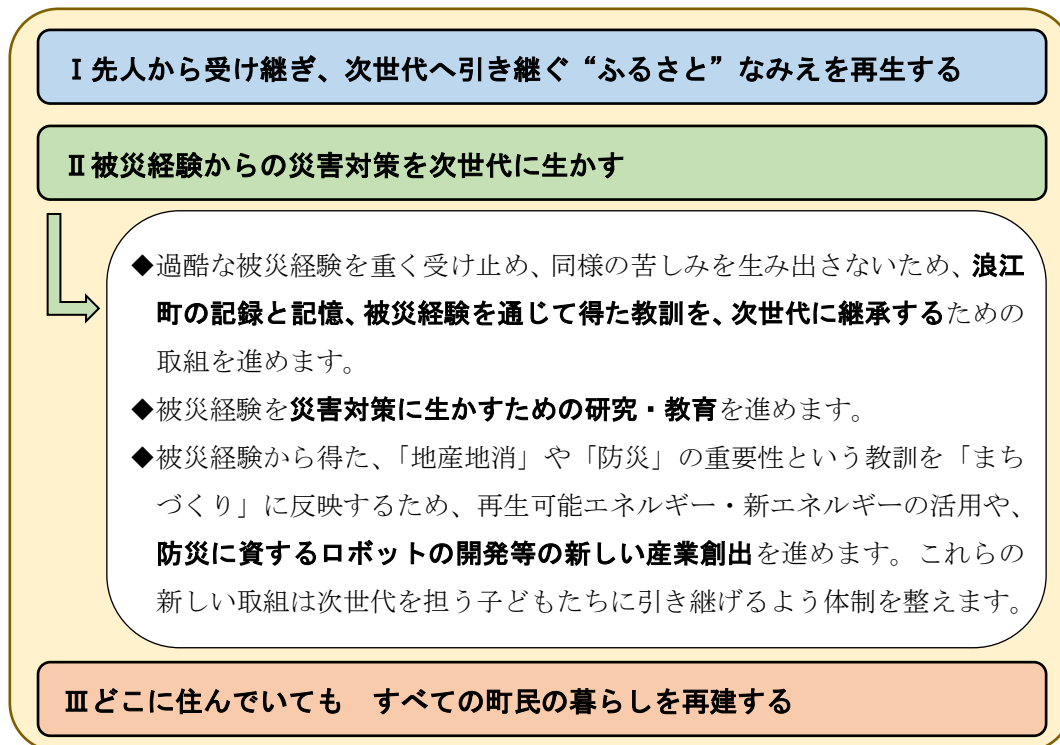
そこで、浪江町復興計画【第二次】は、このような状況の変化に対応した取組みの追加や変更、充実を図るため、有識者や各種団体の代表者、町議会、町民などの意見を踏まえ、平成 29 年 4 月から平成 33 年 3 月までの本格復興期の計画並びに町の将来像を策定することを目的としている。

(イ)理念

浪江町復興計画【第二次】においても、復興計画【第一次】同様、『みんなでともに乗り越えよう 私たちの暮らしの再生に向けて ～未来につなぐ復興への想い～』が基本理念に掲げられている。

(ウ)基本方針

浪江町復興計画【第二次】では、復興の基本方針として以下の3方針が設定されている。



出所：浪江町復興計画【第二次】〈中間とりまとめ〉より作成
図表 2-2 1 復興の基本方針

浪江町復興計画【第一次】(2.2.1 浪江町復興計画【第一次】参照)では、

『すべての町民の暮らしを再建する～どこに住んでいても浪江町民～』

『ふるさと なみえを再生する～受け継いだ責任、引き継ぐ責任～』

『被災経験を次代や日本に生かす～脱原発、災害対策～』

の3つの基本方針を掲げ、その具体的な取組みとして、

1. 避難期の生活再建に必要な取組み（避難先での生活支援など）
2. 町外で安心して暮らすために必要な取組み（町外コミュニティ）
3. ふるさとを再生していくための取組み（除染、インフラ復旧など）

を掲げていたが、ふるさとを再生していくための取組みについては、前提等が不透明であり具体化できなかった事業を、復興計画【第二次】にて具体化し、新たな取組等の記載を充実させていく項目のため、施策の並びが上げられているが、「2. 避難期の生活再建に必要な取組み」と、「3. 町外で安心して暮らすために必要な取組み」は、概ね施策を実施しており、今後もしっかりと継続していくこととされている。

(エ)復興に向けた取組施策

本計画に定める基本方針に基づき、本格復興期に取り組む施策と目指す復興の姿が描かれており、防犯・防災という観点からそのポイントを以下に整理している。

I 先人から受け継ぎ、次世代へ引き継ぐ“ふるさと”なみえを再生する

施策 1 除染・放射線管理の推進と安全対策	
◆町内の放射線状況が「見える」環境を整えます	・モニタリングの継続（情報発信） ・放射線への理解向上と放射線状況が「見える」情報発信の体制整備（情報発信）
施策 2 インフラの復旧・整備と主要交通網の確保	
施策 3 住まいの再建とまちづくりの推進	
◆除草や有害鳥獣対策等を推進し、美しいふるさとを維持します	・美しいふるさとの維持（有害鳥獣被害対策）
施策 4 防災対策等の推進と廃炉に向けた安全強化	
◆被災経験を踏まえた災害に強い防災・減災のまちづくりを目指します	・地域防災計画の立案 ・災害に強い防災・減災のまちづくり（町内の防災・減災施設等の規模・配置等の検討・整備、町民の帰還状況を踏まえての既存施設を活用した避難所の設定） ・官民共同の防災体制の構築（緊急時の連絡体制の確保、地域の自主防災組織等の体制づくり） ・防災教育の充実（防災イベント、防災教育、防災訓練）
◆福島第一原子力発電所事故の事故収束の早期実現を求めつつ、緊急時の避難方策を確保し、町内の安全な環境をつくります	・リスク対応の観点に基づく再事故発生時の避難路及び避難方策の確保（東京電力との安全確保協定の履行や国・県の速やかな情報提供と指示を確実に求める。避難路及び避難方策の確保や、再事故を念頭に置いた実践的な防災訓練の実施、通報連絡体制の検証と実効性を確認）
◆防犯・防火・交通安全対策を推進します。	・防犯・防火対策（町内の防犯対策強化、町民帰還状況に合わせた消防団の再構築等による地域コミュニティの機能強化と、消防屯所・車両及び資材等を整備）
施策 5 帰還困難区域の再生	
◆復興拠点の整備と、重要インフラ等の優先的な除染を実施します	・放射線モニタリングの実施
施策 6 農林漁業の再興	
施策 7 新たな産業と雇用の創出	

Ⅱ 被災経験からの災害対策を次世代に生かす

施策 1 被災の記録と記憶の収集・保存の推進	
◆災害の脅威や教訓、地域の歴史、復旧・復興の取組を次世代に残します	・災害の脅威や教訓、復旧・復興を伝える物品の収集・保存
施策 2 防災教育・防災研究の推進	
◆過酷な避難を繰り返さないため、防災教育・研究に取り組めます	・震災伝承・防災教育の検討・推進体制、情報発信体制の構築（震災伝承や防災教育。ボランティア団体や行政職員、修学旅行等の様々な方が防災を学ぶ場の提供） ・震災伝承・防災教育・慰霊碑等の施設整備（災害研究施設や防災教育施設の誘致を図り、伝承と教育を一体的に発信できる町を目指す） ・福島県や近隣自治体との連携体制の構築（県のアーカイブ拠点施設や近隣自治体の震災伝承事業の連携を図る）
施策 3 エネルギーの地産地消の実現と新しい産業の創出	

Ⅲ どこに住んでいても すべての町民の暮らしを再建する

施策 1 健康管理の強化と徹底	
◆放射線の影響を自分で計測し相談できる環境をつくりまします	・放射線への理解の向上（学校教育と連携した放射線教育等の放射線学習機会を創出）
施策 2 損害対策の充実	
施策 3 町民とふるさとをつなぐ“絆”の維持	
◆町内外に住む町民が、町内で交流する機会をつくり「いつでもつどえるふるさと」を目指します	・ふるさとの情報発信（町ホームページやタブレット、広報なみえ等を活用して、復興の様子がいつでもどこでも見られる）
施策 4 教育環境の充実	
施策 5 なみえの伝統文化の復興	
施策 6 安心できる生活環境の確保	

図表 2-2-2 本格復興期に取り組む施策と目指す復興の姿（防犯・防災の観点からのポイント）

（オ）まちづくり計画（鳥瞰図イメージ）

次ページに、浪江町の目指すまちづくり計画を示す。

先人から受け継ぎ、次世代へ引き継ぐ “ふるさと” なみえを再生する

【ふるさとの再生】

- 様々な方法で、放射線量モニタリング結果が確認できます。
- 町内全域での追加被ばく線量年間 1mSv 以下の達成に向け取り組んでいます。
- 帰還困難区域では、「復興拠点」の整備を進め、農地・森林の再生に向けた取組が実施されています。

【生活の基本的基盤・主要交通網の復旧完了】

- 上下水道等のインフラや、JR 常磐線や常磐自動車道等の広域的な交通ネットワークの復旧・整備が完了し、新しい道路整備が進められています。
- 町営バス等公共交通が整備されています。

【まちづくり整備の推進・生活環境の充実】

- 住居の整備、商店街の再生、公共施設の活用を段階的に進め、情報・交流発信拠点の整備や、中心市街地の再生により、にぎわいが生まれています。
- 帰還状況に合わせて、町の特性を生かした地域づくりを進めています。
- 新たな町民が安心して暮らせるような相談体制、情報窓口等が整っています。
- 再生可能エネルギーを効率的に使い、生活を支えるスマートコミュニティの導入が進んでいます。

【防災・防犯・防火体制の構築】

- 震災経験を踏まえて作成された「地域防災計画」の運用が行われています。
- 廃炉作業のチェック体制や安全確保について関係機関と確認を重ね、万全を期しています。

【農林漁業・商工業の発展】

- 検査体制の充実、設備復旧や環境の回復により、農林水産業が活性化しています。
- 事業再開や就業支援、起業支援等により、活気のある商工業が実現しています。

【先端的産業の誘致による雇用の場の確保】

- ロボット産業や新エネルギー産業等の先端産業が操業を開始しています。
- 人々の交流が生まれ、町内の商工業がさらに活性化しています。



凡例

- 【再開済み】
- 【完成済み】…工事完了または供用開始
- 【工事段階】…工事中または設計が終了し工事着手直前
- 【実施設計段階】…工事前の詳細な設計段階
- 【基本設計段階】…配置・規模等を決定するための設計段階
- 【構想段階】…場所や規模・事業手法等を検討中

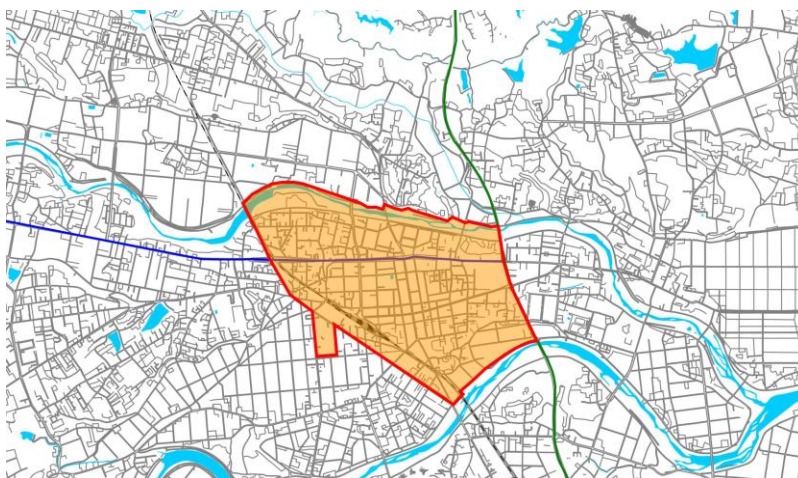
(7) 中心市街地再生計画（2017 年 2 月中旬策定）

(ア) 目的

浪江町では、中心市街地を整備するため、町民、事業再開者、学識経験者で組織する基本計画検討委員会を平成 28 年 9 月 26 日に発足している。

東日本大震災からの早期復興と将来に向けた希望の持てるまちづくりを目指し、従来から歴史、文化、交流の拠点である中心市街地の再生を目的としており、今後、検討委員会での話し合いを進め、平成 28 年度中に中心市街地再生計画を策定することになっている。

(イ) 浪江町中心市街地再生事業検討業務の対象区域



出典：第 1 回委員会資料

図表 2-2 4 中心市街地再生事業検討業務の対象区域

(ウ) 浪江町中心市街地再生計画のポイント

1. 中心市街地の役割

浪江町の中心市街地再生計画は、一般的な地方都市の中心市街地活性化計画と異なり、原発災害の被災地を復興するために中心市街地が果たす役割を念頭に置かなければならない。

○帰還する町民に対して

中心市街地に居住する人だけが対象ではなく、町内全域に戻った人、あるいは居住しないものの、商業、事業を再開する人に対しても、買い物、医療、介護、交通などの基礎的な生活サービスを提供し、町民間のふれあい、文化的な活動、コミュニティの形成の場となり、また**安心・安全な生活環境を守る防犯、防災などの機能を果たさなければならない。**

○当面帰還できない人に対しても

浪江町に来る時、中心市街地に来れば、人とのつながり、歴史や文化に触れて、ふるさと感じ、帰還する意思を高められるような中心市街地であることを目指さなければならない。さらに地理的・歴史的な成り立ちから、浪江町の中心市街地は、他の町の帰還できない人にとっても、帰還する希望を持たせる存在でありたい。

○多くの人の帰還につながる居住機能

従来、浪江町の中心市街地は商業面の役割が強調されてきた。比較的コミュニティの力で、安心・安全な生活環境を実現できうる中心市街地は、帰還できない、あるいは帰還が不安という人に、居住を選択する機会を提供することで、できるだけ多くの人の帰還に貢献することができる。

2. 中心市街地の構造

中心市街地の地理的な構造は、活用が可能な施設を中心とするいくつかの核と、核の間をつなぐ歩行者重視の回遊軸、機能を連携、補完する仕組みで構成する。

○中心市街地の核

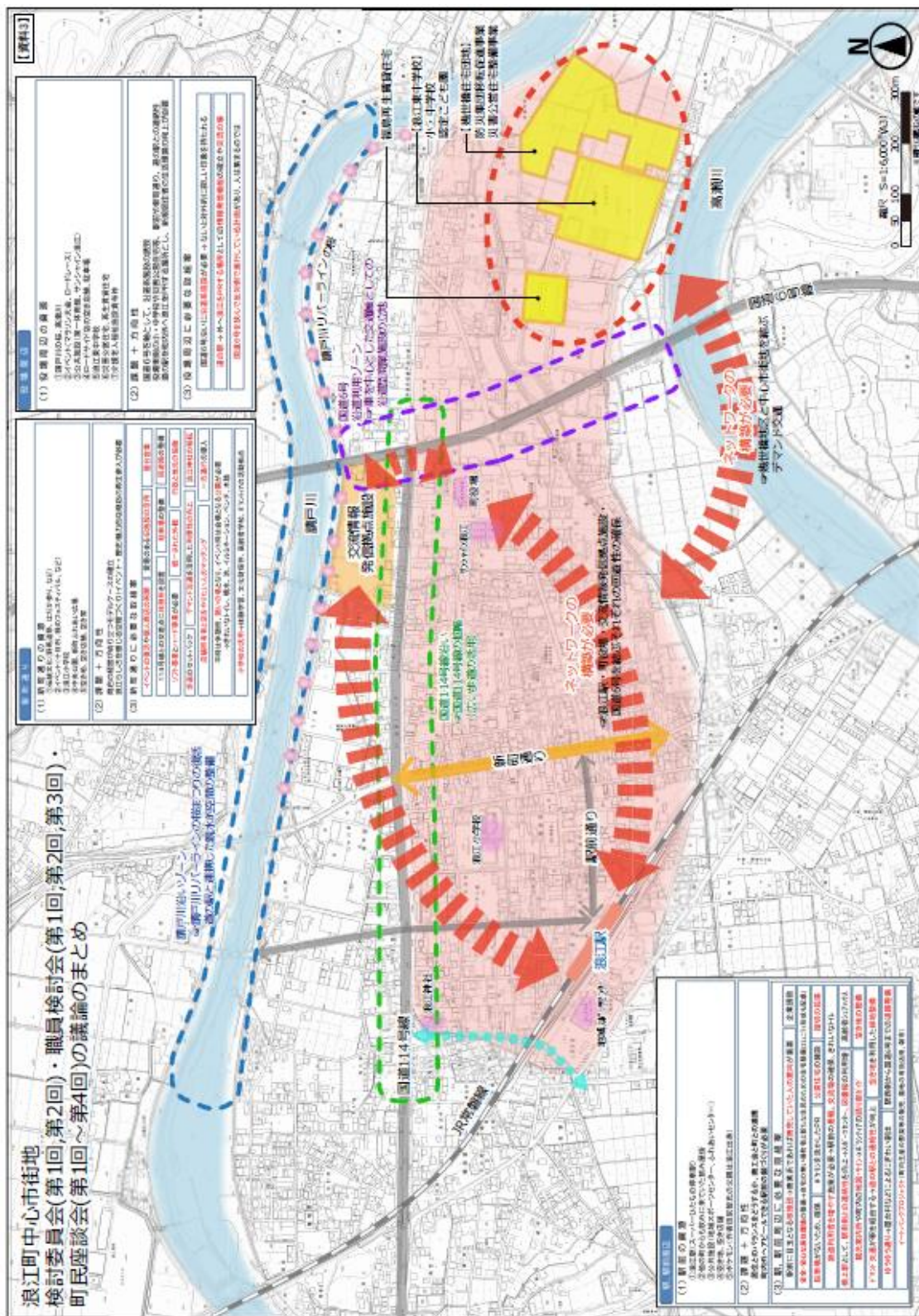
- ・街の顔である駅前と公共施設が備わる駅西側
- ・様々な活用できるスペースである浪江小学校と公園
- ・商業の中心であった新町通
- ・浪江町を訪れる際に最初に立ち寄る機会が最も多い交流・情報発信拠点（道の駅）
- ・行政的な機能に加えて、仮設商店街など新しい機能も持つ役場周辺

○中心市街地周辺地区とのネットワーク

- ・国道6号東側に展開する住宅団地や小中学校等のネットワーク形成
上記を中心市街地で展開する住民サービスやコミュニティ活動の核として考える。

○核の連携

これらの核は、鉄道、バス、デマンド交通などの公共交通と連携して、高齢者も含む住民や町を訪れる人が、楽しみながら歩いて回遊する東西方向の軸でつながるとともに、機能面でも連携し、互いに助け合うように工夫する。



出典：第3回委員会資料

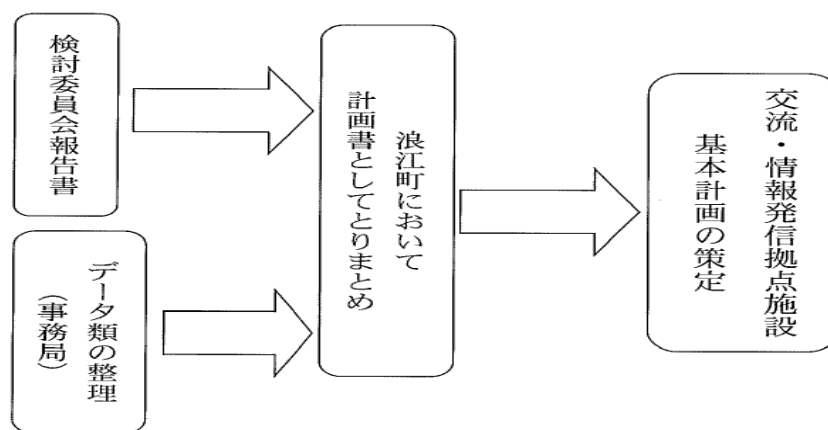
図表 2-25 浪江町の中心市街地

(8) 交流・情報発信拠点施設検討委員会報告書（平成 28 年 3 月）

(ア)目的

平成 27 年 8 月に「交流・情報発信拠点施設整備」にあたって、町が策定する基本計画の基礎とすることを目的に「浪江町交流・情報発信拠点施設整備基本計画検討委員会」が設置されている。

委員会では、平成 28 年 3 月に「浪江町 交流・情報発信拠点施設 検討委員会報告書」を取りまとめており、この中で防災機能を兼ね備えた施設として「道の駅」の段階整備が提言されている。

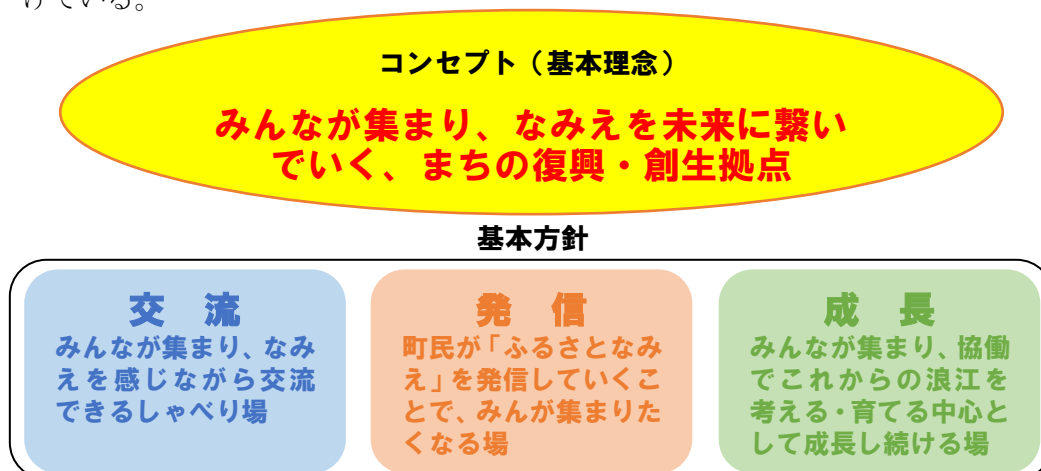


出典：交流・情報発信拠点施設検討委員会報告書

図表 2-2 6 報告書の位置づけ

(イ)基本理念・基本方針

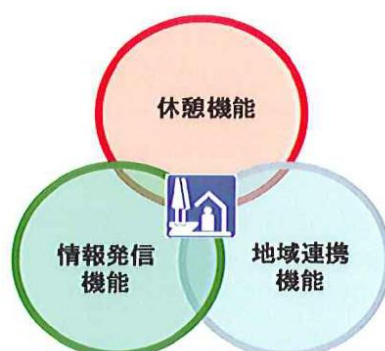
交流・情報発信拠点施設は、人々が「集まる」場となり、町が賑わい、浪江町の復興、そして浪江町を未来に繋いでいくために重要な施設と位置づけ、以下の基本理念を掲げている。



図表 2-2 7 基本理念・基本方針

(ウ)基本理念・方針実現のための整備手法の方向性

本報告書では、基本理念に掲げた「交流」「発信」「成長」に資するためには、町民はもちろんのこと、誰もが集まりたくなる憩いの場・情報発信・情報交換の場となるような「いつでも」「誰でも」気軽に利用できる、賑わいを創出する施設である必要があり、また、東日本大震災および原子力災害からの経験から、施設整備にあたっては防災機能を兼ね備えることを意識する必要があることから、**道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供と地域の振興に寄与することを目的として国土交通省により登録される『道の駅』の整備手法を活用することが提言**されている。



図表 2-28 道の駅の概念図

(エ)導入機能

基本理念・方針を念頭に置きつつ、『道の駅』として整備するために必要な3つの機能（休憩機能・情報発信機能・地域連携機能）を有する施設とする前提で以下の機能の導入が提案されている。

<具体的な施設のイメージ>

交 流：みんなが集まり、なみえを感じながら交流できるしゃべり場	
飲食店	・ 食堂（なみえ焼そば、郷土料理等） ・ カフェ
町民の交流	・ コミュニティ施設
町民・来町者の交流	・ バーベキュー ・ 休憩所
憩いの空間	・ 請戸川桜並木 ・ リバーライン ・ イベント広場 ・ 桜並木を活用したサイクリングロードとレンタサイクル
休憩機能	・ ベンチ ・ 東屋 ・ 公園 ・ 駐車場 ・ トイレ ※道の駅として整備するのに必要な休憩機能
親子ふれあい広場	・ アスレチック ・ 小動物とのふれあい ・ ミニ遊園地
健康増進	・ 軽運動スペース ・ 温浴施設

発信：町民が「ふるさとなみえ」を発信していくことで、みんなが集まりたくなる場	
大堀相馬焼の再興	・工芸棟 ・登り窯 ・体験教室 ※浪江町の代表的伝統工芸
町の復興情報発信	・被災状況 ・原発災害状況 ・住宅情報 ・事業再開・求人情報 ・解体受付 ・ツアー（視察）対応 ・インフラ情報
震災記録の発信	・震災対応のあゆみ ・語り部 ・紙芝居等の上演
放射線情報	・町内空間線量、県内空間線量 ・原発の状況 ・除染情報
伝統文化の保存、発信	・浪江の暮らしの発信 ・十日町等の伝統文化、伝統芸能の保存・発信・伝承
町の観光PR	・観光情報
道路・交通情報	・渋滞情報 ・災害情報 ・気象情報 ・事故情報 ・緊急時待避所 ※道の駅として整備するために必要な情報発信機能

成長： みんなが集まり、協働でこれからの浪江を考える・育てる中心として成長し続ける場	
公設民営型小売	・誘致 ・応募テナント ・被災店舗再開 ・コンビニ ・農作物、水産加工品等の販売 ・土産、物産販売
子どもの学習	・防災学習 ・郷土学習 ・工芸体験
再生可能エネルギーの活用と啓発	・災害時電源としての活用と啓発 ・太陽光、バイオマス、風力、水力、地熱等による施設での利用と啓発
避難スペース	・芝生広場 ・公園 ・災害時にも活用できる水道、流し場の設置

図表 2-29 交流・情報発信拠点の施設イメージ

（オ）管理運営体制

本施設では、魅力的な事業推進をするとともに、賑わいを創り出し、収益性を確保しながら経営を確保していくことが求められている。一方で、交流・情報発信機能を備えた**町の復興拠点施設**としての位置づけが大きいことから浪江町が中心となって施設を整備し、その後の管理運営も町が関与していく必要があると考えられている。

以上のことから、本施設の管理運営は、様々な組織形態の中でも、新たに設立する**第三セクター方式によることが望ましい**と提言されている。

次ページに、運営組織形態別のメリット・デメリットを整理している。

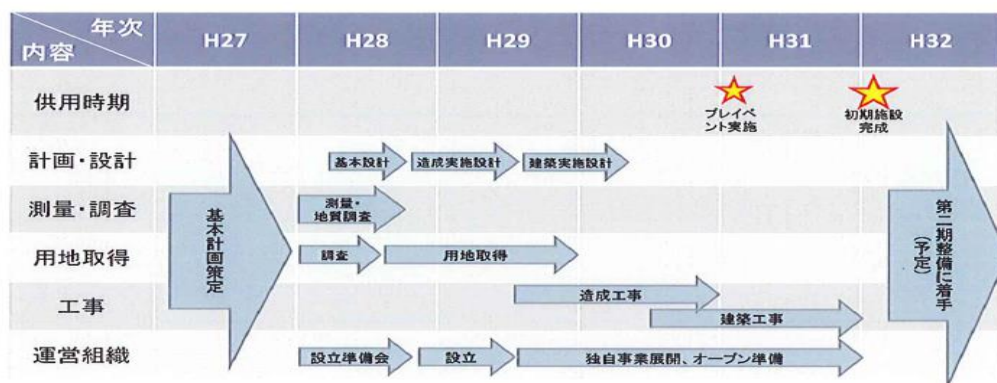
運営組織形態	メリット	デメリット
町直営	・運営者が統一的な運営が可能 ・管理責任が明確化される	・個々の施設に対応した人材確保が必要 ・運営者次第では収入が不安定になる
NPO	・民間団体の中で営利目的でなく社会的な事業を行う ・非営利団体であるため、コストパフォーマンスが高い	・金銭的利益に直結しない目的だと、活動が長続きしないような弊害が起こる可能性がある ・利益を得る活動をしていけないというような誤解があり、活動が制限される場合がある
第三セクター	・民間資金の導入による集中的、大規模な社会資本整備の実施 ・民間の効率的経営方法を取り入れた事業効率アップ ・公共部門の毎年度の予算制約の軽減 ・公共性を背景とした権利調整、地域住民コンセンサスの得やすさ ・公有地の活用、各種規制の特例等による行政の支援	・「公共性の追求」と民間側の「事業成立のための利益追求」を共同出資という点を通じてのみ実現しようとしたことの困難さ ・公共・民間のリスク、役割分担が不明確である ・曖昧な役割分担による経営悪化の懸念がある
民間事業者	・収益最優先 ・決断が早い（機動的） ・経営ノウハウが多様 ・資金調達力がある ・高度成長志向	・不採算部門の切り捨て ・短期的な視点に限られた断片的な開発に陥りやすい ・独断的経営（ワンマン）に陥りやすい

出典：交流・情報発信拠点施設検討委員会報告書

図表 2-30 運営組織形態別のメリット・デメリット

(カ)整備スケジュール

本施設は、町の復興のために重要な施設であり、できるだけ早期に整備することが求められているが、他の整備事例等を踏まえ、第一期整備期間として5年程度が想定されている。



出典：交流・情報発信拠点施設検討委員会報告書

図表 2-31 整備工程イメージ

3. 浪江町地域防災計画（平成 29 年 3 月 6 日）

(1) 地域防災計画のアウトライン

浪江町地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。最終改正：平成 27 年 7 月 17 日法律第 58 号。以下、「災対法」という。）第 42 条の規定に基づき、浪江町の地域に係る防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、関係機関の総合的かつ計画的な対策の整備推進を図り、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減し、郷土の保全と住民福祉の確保を図ることを目的として定められるもので、以下の各編で構成されている。

浪江町地域防災計画

1 一般災害対策編

風水害等（暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、がけ崩れ、土石流、高潮、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他）の対策について定める

2 地震・津波災害対策編

地震及び津波災害対策について定める

3 原子力災害対策編

原子力災害対策について定める

4 資料編

各編に関連する各種資料を掲載する

※原子力災害は、特殊性を有していることから、本調査においては、一般災害対策編（地震・津波災害対策編）を中心に検討を深掘している。

(2) 官民連携に関わる防災計画の整理

浪江町地域防災計画（一般災害対策編）において、「民間」という言葉の記述は、次表（出所：浪江町地域防災計画より作成

図表 2-3 2 「民間」を含む箇所の抜粋）のとおり全部で 25 箇所、さらにその中で「協定」という言葉の記述は 8 箇所見られる。

次章以降では、「より多くの内容を民間に委託することは出来ないか」という観点から調査を進めている。

掲載	該当内容	協定
15	第2 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 1 町 (16) 民間 の団体の協力の確保に関する 協定 の締結	○
28	情報の拠点となる施設等にはネットワークに接続した大型電子看板（デジタルサイネージ）の設置を検討する。平常時には、 民間 事業者等の利用も含めて、有効に活用する。	
31	民間 建築物等の耐震化 (1) 耐震診断の義務付け・結果の公表 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号、平成25年11月改正）により、 民間 建築物であっても、次の要件を満たす建築物の所有者は、耐震診断を行い、特定行政庁である県に報告することが義務付けられた。町は県と協力のうえ、義務付け対象となった建築物の整理を行う。また、町及び県は、該当する建築物の所有者に対しては耐震診断の指導を行うとともに、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると判断されたときは、耐震改修を行うよう指導する。	
33	また、洪水浸水想定区域のハザードマップに基づき、想定洪水時の指定避難所の安全性や充足度を検証し、必要に応じて、指定避難所の新設、 民間 施設の利用等、指定避難所の配置の見直しを行う。	
45	災害時の救援物資の受入れ、一時保管及び町内各地区への配布を効率的に行うため、集積場所及び輸送拠点を整備する。また、その必要があるときは 民間 との 協定 締結も推進する。	○
89	大規模災害発生時は、町単独で災害対策を実施することは困難であり、他市町村や 民間 企業等と連携して災害対策を実施する必要があるため、事前に災害時相互応援 協定 等の締結を図る。	○
89	民間 事業者・団体との災害時応援 協定 災害発生時、支援物資やサービスが緊急に必要な場合に備えて、物資や役務の供給力を持つ 民間 事業者・団体と応援 協定 を締結する。	○
89	町は、 民間 事業者、団体等と締結している災害時応援 協定 の締結先と内容について公表し、住民へ周知することにより、災害が発生した際に被災者が円滑に支援を受けられるように努めるものとする。	○
108	関係課：まちづくり整備課・産業振興課 ※自衛隊は帰町準備室、 民間 団体はそれぞれの所管課が対応し、適宜情報共有	
127	町は、各現場において災害写真の撮影を行い、収集した各記録をとりまとめる。また、 民間 の事業者等に写真の撮影、記録の協力を得られるよう、 協定 の締結等を図る。	○
131	大規模な被害により、町、関係機関だけでは対応が不十分となる場合は、県、他の市町村等に応援を要請し、円滑な応急対策を実施する。また、必要に応じて 民間 事業者、公共的団体、自発的な防災組織等へも協力を要請する。	
133	第4 公共的団体、 民間 等との協力 町は、地域内の公共的団体及び 民間 の事業者等に対し、災害時に積極的な協力が得られるよう平常時から協力体制の確立に努めるとともに、災害時には、人員、資機材等の確保及び災害応急対策活動への協力を求める。	
139	2 応援の要請 町は、自ら被災者等の救助活動を実施することが困難な場合、県に対し救助活動の実施を要請する。また、必要に応じ 民間 団体にも協力を求めるものとする。	

掲載	該当内容	協定
143	第3 医薬品等の確保 1 町は、備蓄医薬品や協定を締結している民間事業者・団体からの支援等の活用を図るとともに、町内医療機関、薬剤師会の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材等を調達・確保する。	○
159	3 輸送手段の確保 町は、避難者、災害応急対策の実施に必要な人材、物資、資機材等を輸送するため、町の所有する車両を活用するほか、民間事業者等の車両を調達し、緊急用物資や災害復旧資機材等の緊急輸送体制を確保する。 (2) 車両が不足する場合は、民間事業者ないし県に車両の調達・供給を要請する。	
172	3 食料の輸送 町は、調達した食品及び県から給付を受けた食品を指定の集積地に集め、指定避難所等の給食地へ輸送する。 なお、災害の状況等によっては、調達先から直接給食地等に輸送し、又は調達先の業者に輸送させる等の措置を行う。集積地は、原則として、浪江町役場とし、災害の状況によっては、指定避難所、交通、連絡に便利な公共施設、広場を選定する。なお、集積や払出しについては、できるだけ民間事業者の協力を得るよう努める。	
173	3 生活物資の輸送 町は、町において調達した生活必需品及び県から給付を受けた生活必需品を指定の集積地に集め、指定避難所等へ輸送する。なお、災害の状況等によっては、調達先から直接輸送し、又は調達先の業者に輸送させる等の措置を行う。集積地は、原則として、浪江町役場とし、災害の状況によっては、指定避難所、交通、連絡に便利な公共施設、広場を選定する。なお、集積や払出しについては、できるだけ民間事業者の協力を得るよう努める。	
175	第2 被災住宅の修理等 (1) 応急修理対象者 ③ 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む。）を利用しないこと	
178	第4 民間賃貸住宅等の借上げによる応急住宅の供与 町は、大規模な災害により長期の避難生活が見込まれる場合、公営住宅のあっせんに加え、必要に応じて、民間アパート等の賃貸住宅、企業社宅等の空き家を所有者、管理者と協議のうえ確保し、あっせんする。あっせんにあたる配慮事項や入居者の選定等は公営住宅のあっせん時と同様とする。	
208	第3 義援物資の受入・保管・配分 義援物資については、集積場所を定めて受け付け、義援物資領収書を発行し、寄託者名、物品名、数量等を受付簿に記入する。なお、指定避難所等に直接送付されたものについては、そこで仮受け後、担当課に引き継ぐものとする。義援物資の保管については、原則として所定の集積場所とする。ただし、災害の状況によっては、民間物流業者に受付・保管・払出し等を要請する。義援物資は、公平かつ円滑に配分するよう努める。	

出所：浪江町地域防災計画より作成

図表 2-3 2 「民間」を含む箇所の抜粋

第3章 防災サポート拠点の機能・役割に関する検討

浪江町では、東日本大震災からの復旧・復興への取り組み、原子力災害にも対応しながら復興・まちづくりに関わる計画等の策定を進め、防災に関する検討も行ってきた。町の上位計画、地域防災計画、東日本大震災の教訓等から、防災サポート拠点の機能・役割について検討する。

1. 導入可能性のある機能

本節では、第2章で整理した上位・関連計画と地域防災計画の官民連携への取り組みに関わる事項から、防災関連キーワードを抽出し、防災サポート拠点への導入可能性のある機能として整理する。また、民間事業者の取り組みから検討し得る機能を加えて、浪江町における防災サポート拠点の機能を想定する。

(1) 上位・関連計画からの抽出

浪江町の上位・関連計画から防災という観点からキーワードを抽出し、防災サポート拠点への導入が考えられる機能について抽出を行った。

上位・関連計画等	キーワード抽出	導入が考えられる機能等
① 浪江町復興計画【第一次】(H24.10)	○有事のリスク対策のモデル地域を実現 ○復興のプロセスやノウハウを他地域や次世代に語り継いでいく仕組みづくり ○災害研究都市として、復興を「学び、実行し、発信する」を体現	➤アーカイブ ➤教育 ➤情報発信
② 浪江町復興まちづくり計画(H26.3)	○防災対策 ・浪江町地域防災計画の見直し ・避難所・避難道等の整備 ・原子力災害発生時の対応 ○公共施設の復旧・整備 ・公共施設の復旧 ・ボランティア拠点の整備 ○生活環境の確保 ・放射線対策（放射線モニタリング） ・防犯・防火活動（警察署・消防署と協力した見回りの強化）	➤避難生活支援 ➤モニタリング ➤パトロール
③ 浪江町総合戦略(H28.3)	○被災体験を伝承・継承していく ○被災体験を生かした防災やエネルギー自給自足への取り組みを積極的に情報発信 ○来訪者の創出 ◆交流・観光拠点の整備 ・交流・情報発信拠点、復興祈念公園、震災アーカイブ施設など、地震・津波・原子力災害の経験を伝える施設を結ぶ新たな広域周遊ルートを整備 ◆官民共同の観光運営体制確立 ・住民と協働で地震・津波・原子力災害の教訓を伝える	➤アーカイブ ➤再生エネマネ ➤情報発信 ➤交流（見守り） ➤アーカイブ ➤教育 ➤教育

上位・関連 計画等	キーワード抽出	導入が考えら れる機能等
	◆ 視察・研修の充実 ・防災に関する研修やイベントを充実させ、来訪者に地震・津波・原子力災害の教訓を伝えていく ・被災経験を国内外へ伝えていくための、誰もが学べる防災教育のプランを充実 ○特色のある教育環境づくり ◆体験から学ぶ場の創出 ・地震・津波・原子力災害の教訓を次代に引き継いでいくために、防災に関する学びの場を創出 ○被災経験を次代や日本に生かす防災まちづくり ◆官民協働の防災体制の構築 ・新産業従事者も交えた地域の自主防災組織の体制づくりを推進 ・防災に関するイベント等を実施し、防災意識を向上 ・官民が協働して、地域の防災体制を構築 ・既存施設の活用を含めた防災拠点の整備を推進 ◆防災教育の充実 ・地震・津波・原子力災害の教訓を踏まえた町の防災教育を、町外に積極的に情報発信	➤アーカイブ ➤教育 ➤教育 ➤交流 ➤交流 ➤教育 ➤情報発信
④避難指示解除に関する有識者検証委員会報告書(H28.03)	○原子力災害に対応した安全確保体制の整備 ・浪江町地域防災計画の見直し ○交流・情報発信拠点 ・賑わい創出の機能、防災機能を発揮 ○防災体制の確立 ・国（内閣府、原子力規制庁等）が中心となり、県、町、原子力事業者とも連携しながら、避難等の判断ができる通報内容の検討や確実な連絡体制の整備をすることが必要	➤交流 ➤情報発信 ➤情報受信
⑤除染検証委員会検証結果報告書(H28.12)	○国、県、町が一体となり、除染等による線量低減の取り組みを継続するとともに、長期的な放射線への監視体制、食品・飲料水のモニタリングを実施	➤モニタリング
⑥浪江町復興計画【第二次】(H29.3 予定)	○被災経験からの災害対策を次世代に生かす ・浪江町の記録と記憶、被災体験を通じて得た教訓を、次世代に継承 ・災害対策に生かすための研究・教育 ・防災に資するロボットの開発等の新しい産業創出 ○除染・放射線管理の推進と安全対策 ◆町内の放射線状況の「見える化」 ・モニタリングの継続（情報発信） ・放射線への理解向上と放射線状況が「見える」情報発信の体制整備（情報発信） ○防災対策等の推進と廃炉に向けた安全強化 ◆被災経験を踏まえた災害に強い防災・減災のまちづくり ・地域防災計画の立案 ・災害に強い防災・減災のまちづくり（町内の防災・減災施設等の規模・配置等の検討・整備、町民の帰還状況を踏まえての既存施設を活用した避難所の設定） ・官民共同の防災体制の構築（緊急時の連絡体制の確保、地域の自主防災組織等の体制づくり） ・防災教育の充実（防災イベント、防災教育、防災訓練） ◆福島第一原子力発電所事故の事故収束の早期実現を求めつつ、緊急時の避難方策を確保し、町内の安全な環境	➤アーカイブ ➤教育 ➤モニタリング ➤情報発信 ➤教育 ➤交流 ➤交流 ➤教育(イベント)

上位・関連計画等	キーワード抽出	導入が考えられる機能等
	づくり ・リスク対応の観点に基づく再事故発生時の避難路及び避難方策の確保（東京電力との安全確保協定の履行や国・県の速やかな情報提供と指示を確実に求める。避難路及び避難方策の確保や、再事故を念頭に置いた実践的な防災訓練の実施、通報連絡体制の検証と実効性を確認） ◆防犯・防火・交通安全対策を推進 ・防犯・防火対策（町内の防犯対策強化、町民帰還状況に合わせた消防団の再構築等による地域コミュニティの機能強化と、消防屯所・車両及び資材等を整備） ○帰還困難区域の再生 ◆復興拠点の整備と、重要インフラ等の優先的な除染を実施 ・放射線モニタリングの実施 ○被災の記録と記憶の収集・保存の推進 ◆災害の脅威や教訓、地域の歴史、復旧・復興の取組を次世代に残す ・災害の脅威や教訓、復旧・復興を伝える物品の収集・保存 ○防災教育・防災研究の推進 ◆過酷な避難を繰り返さないため、防災教育・研究に取り組む ・震災伝承・防災教育の検討・推進体制、情報発信体制の構築（震災伝承や防災教育。ボランティア団体や行政職員、修学旅行等の様々な方が防災を学ぶ場の提供） ・震災伝承・防災教育・慰霊碑等の施設整備（災害研究施設や防災教育施設の誘致を図り、伝承と教育を一体的に発信できる町を目指す） ・福島県や近隣自治体との連携体制の構築（県のアーカイブ拠点施設や近隣自治体の震災伝承事業の連携を図る） ○健康管理の強化と徹底 ◆放射線の影響を自分で計測し相談できる環境づくり ・放射線への理解の向上（学校教育と連携した放射線教育等の放射線学習機会を創出） ○町民とふるさとをつなぐ“絆”の維持 ◆町内外に住む町民が、町内で交流する機会をつくり「いつでもつどえるふるさと」を目指す ・ふるさとの情報発信（町ホームページやタブレット、広報なみえ等を活用して、復興の様子がいつでもどこでも見られる）	➤ 防災訓練 ➤ 情報発信 ➤ 情報受信 ➤ 交流 ➤ モニタリング ➤ アーカイブ ➤ 教育 ➤ アーカイブ ➤ 教育 ➤ 教育 ➤ アーカイブ ➤ 教育 ➤ 交流 ➤ 情報発信 ➤ 情報受信(wifi)
⑦ 中心市街地再生計画(H29.2 予定)	○中心市街地は、安心・安全な生活環境を守る防犯、防災などの機能を果たさなければならない	➤ パトロール
⑧ 交流・情報発信拠点施設検討委員会(H28.3)	○道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供と地域の振興に寄与することを目的として国土交通省により登録される『道の駅』の整備手法を活用することが提言されている	➤ 情報発信 ➤ 情報受信(デジタルサイネージ) ➤ 交流

図表 3-1 上位・関連計画の防災関連キーワード（防災サポート拠点導入機能の検討）

(2) 浪江町地域防災計画からの抽出

浪江町地域防災計画（一般災害対策編）の「災害予防計画」「災害応急対策計画」「災害復旧・復興計画」の項目毎に記載されている、防災サポート拠点への導入が考えられる機能を抽出する。

(ア) 災害予防計画の考察

分 類		防災サポート拠点で担える可能性がある記述を抽出し、実施可能性のある内容を検討	導入が考えられる機能
1	防 災 組 織 の整備・充 実	・「公助」による対応には限界があることから、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」という防災の考え方の普及・啓発に努める。 →定期的な会合・防災訓練を実施	➤ 教育
2	情報収集・ 連絡体制 の整備	・災害時における情報収集伝達に対する協力 →町への情報提供 →防災サポート拠点におけるwifi環境の整備 例：民間広告を原資とするwifi環境の提供により、ユーザーは、各拠点でごく普通に支給されているタブレットを利用する ・災害に関する情報及び被災者に関する生活情報を正確かつ迅速に提供 (1)広報車 →拡声器を使った情報提供 (2)インターネット等による情報提供 →情報提供の見える化 例：普段は広告媒体として利用されるデジタルサイネージ	➤ 情報発信 ➤ 情報受信設備 ➤ 情報発信 ➤ 情報受信設備
3	建 築 物 等 の 安 全 対 策	・一般住宅については住宅の安全対策に関する広報活動を実施し、住民の防災意識の高揚を図る。 →定期的な会合・防災教育 ・防災活動拠点施設及び緊急医療施設においては、ライフライン系統の断絶等の不測の事態に備え、非常用発電設備や太陽光発電設備、蓄電池の設置等、業務の継続に必要な非常用設備の整備を推進する。 →非常用電源等の確保	➤ 教育 ➤ エネルギー
4	水 害 ・ 土 砂 災 害 予 防 対 策	・大雨による洪水被害やため池の決壊等が予想される場合の監視、情報伝達体制及び避難体制について、町民及び関係者に周知徹底 →定期的な会合、防災訓練 ・危険が予想される地区の実態を常に把握し、長雨、豪雨等が予想される場合は、関係機関と協力して随時パトロール →防災サポート拠点に出入りする運送会社（宅配便）、郵便局との連携による情報提供（道路壊れてる、崖崩れかけ） →警報発令時は、そのエリアを管轄する防災サポート拠点の警備会社職員が巡回？	➤ 教育 ➤ パトロール ➤ 情報発信 ➤ パトロール
5	火 災 予 防 対 策	・地域ぐるみの初期消火体制確立 →定期的な会合、防災訓練	➤ 教育
6	文 化 財 災 害 予 防 対 策	・火災発生時における消火活動の円滑な対応 →防災訓練	➤ 教育

分 類		防災サポート拠点で担える可能性がある記述を抽出し、実施可能性のある内容を検討	導入が考えられる機能
7	ライフライン施設 災害予防対策	・上水道、下水道、電力施設、ガス施設、電気通信施設の日常見守り →防災サポート拠点に出入りする運送会社（宅配便）、郵便局との連携による情報提供（マンホールから水があふれている）	➢ パトロール ➢ 情報発信
8	緊急輸送路等の整備	・道路施設は亀裂、陥没等の被害を受ける可能性が高いため、迅速に道路施設の応急復旧ができる体制を整備 →防災サポート拠点に出入りする運送会社（宅配便）、郵便局との連携による情報提供（道路が陥没している）	➢ パトロール ➢ 情報発信
9	避難対策	・災害時に安全かつ的確に町民が避難できる環境 →定期的な会合、防災訓練	➢ 教育
10	救出救助体制の整備	・平常時から救出・救助に必要な資機材の習熟や救出・救助訓練等を実施し、自主防災組織の育成を図る →定期的な会合、防災訓練 ・大災害時に道路が家屋倒壊や火災等で通行に支障が出た場合に、救出事象に迅速かつ的確に対処するため、自主防災組織等に指導する。 →定期的な会合、防災訓練 →応急救護知識 →地元の建設会社等が重機を使って道路を復旧	➢ 教育 ➢ 教育 ➢ 教育 ➢ 自立防災
11	医療（助産）救護・防疫体制の整備	・災害発生直後の短期間、災害現場付近で搬送前の応急措置やトリアージ（負傷者選別）等が行えるよう、応急救護所を設置 →防災サポート拠点にて整備 ・災害発生直後から中長期間にわたって、主に軽症患者に対する医療や被災住民等の健康管理が行えるよう、指定避難所等救護所設置 →防災サポート拠点にて整備	➢ 避難生活支援 ➢ 避難生活支援
12	食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備	・非常用食料の確保・調達、生活物資の確保・調達 →災害発生時に円滑に供給する民間事業者 ・住民の自主的な備蓄の推進 ・備蓄物資等の平常時からの活用 →定期的な会合、防災訓練 ・町は、長期間の避難者受入が可能な指定避難所について、非常用発電設備や太陽光発電設備、蓄電池の設置等に努める。 →非常用電源等の確保	➢ 自立防災 ➢ 教育 ➢ エネルギー
13	災害廃棄物等処理体制の整備	・上水道以外の河川等の水を確保することにより、できる限り下水道機能を活用する →近傍河川、海からの取水体制を事前に準備	➢ 自立防災
14	防災教育	・町民一人ひとりが平常時から防災意識と防災に関する知識を持って個人や家庭における防災対策を講じる。 →定期的な会合、防災訓練	➢ 教育
15	防災訓練	・災害応急対策の習熟と協力体制の緊密化及び町民の防災意識の高揚を図る。 ・災害時に自らの生命及び財産の確保をするためには、住民相互の協力のもと、自衛的な防災活動を実施していく。 →防災訓練	➢ 教育
16	自主防災組織の整備	・自主防災組織の充実 ・企業防災の促進 →定期的な会合、防災訓練	➢ 教育
17	要配慮者	・地域住民等の日常から避難行動要支援者と関わる者や高齢	

分 類		防災サポート拠点で担える可能性がある記述を抽出し、実施可能性のある内容を検討	導入が考えられる機能
	対策	者や障がい者等の多様な主体の参画を促し、地域に根差した幅広い団体の中から、より多くの避難支援等関係者を確保することが必要 →定期的な会合、防災訓練 →要配慮者対応 ・避難支援の実施や指定避難所において、要配慮者への支援等が適切に行えるよう、平常時から要配慮者及び避難行動要支援者に対する理解を深めるため、職員、避難支援関係者、中高生等を含めた認知症に関する講習の実施。 →定期的な会合、防災訓練	➤ 教育 ➤ 介護・福祉 ➤ 教育
18	ボランティアとの連携	・災害時におけるボランティア活動の拠点となる施設についてあらかじめ検討しておくとともに、防災訓練においてボランティアセンターの立ち上げ・運営訓練等を実施する。 →定期的な会合、防災訓練	➤ 教育
19	災害時相互応援協定等の締結	・災害発生時、支援物資やサービスが緊急に必要な場合に備えて、物資や役務の供給力を持つ民間事業者・団体と応援協定を締結 →浪江町との包括契約のもと、サポート拠点出入り業者等と契約（町の負担軽減）	➤ 自立防災
20	林野火災予防対策	・パトロール等の強化 →防災サポート拠点に出入りする運送会社（宅配便）、郵便局との連携による情報提供	➤ パトロール
21	海上災害予防対策	・海上災害に対し、その発生・拡大を防止し、被害の軽減を図る。 →適切な情報提供（海に近づかないように情報提供）	➤ 情報発信 ➤ 情報受信
22	航空災害予防対策	・航空機の墜落等の航空災害に対し、迅速かつ的確に対応できるよう、情報収集、連絡体制の強化を図る。 →防災サポート拠点に出入りする運送会社（宅配便）、郵便局との連携による情報提供	➤ パトロール
23	鉄道災害予防対策	・列車の衝突等の鉄道災害に対し、迅速かつ的確に対応できるよう、情報収集、連絡体制の強化を図る。 →防災サポート拠点に出入りする運送会社（宅配便）、郵便局との連携による情報提供	➤ パトロール
24	道路災害予防対策	・事故等の発生を未然に防ぐため、道路施設の整備を行うとともに、必要に応じて安全パトロール等を実施し、危険箇所の把握、改善、周知に努める →防災サポート拠点に出入りする運送会社（宅配便）、郵便局との連携による情報提供	➤ パトロール

図表 3-2 災害予防計画の考察

(イ)災害応急対策計画の考察

分 類		防災サポート拠点で担える可能性がある記述を抽出し、実施可能性のある内容を検討	導入が考えられる機能
1	応急活動体制	・災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合において、適切な非常配備体制をとる。 →町の体制に準じ、防災サポート拠点が準備すべき事項等を事前に備える	
2	災害対策本部の設置	—	
3	通信の確保	—	
4	災害情報の	・緊急初動期における被害状況の収集・把握（災害が発生し	

分 類		防災サポート拠点で担える可能性がある記述を抽出し、実施可能性のある内容を検討	導入が考えられる機能
	収集・伝達	た場合、直ちに町の被害状況について調査) →防災サポート拠点、周辺の被災状況等の情報提供(町への情報提供) 大規模な災害が発生した時、又は発生が予想されるときは、船艇、車両等による目視、撮影及びビデオ等の画像情報を活用し、早期かつ適切な情報の収集に努める。なお、被害状況の収集に当たっては、下記の点に留意して行う。 (1) 被害報告の収集は、災害発生の初期においては、人的被害及び住民の生活維持に直接関係する住家、医療衛生施設、電力・水道・通信等の生活関連施設の被害の状況を優先して収集するものとする。 (2) 上記の災害の規模・状況が判明次第、公共施設、文教施設、産業施設その他の被害状況を速やかに調査・収集する	➤ 情報発信 ➤ 情報受信
5	広報・広聴活動	・災害情報、復旧情報、生活支援情報等の町民向け広報活動 →情報提供(町からの情報の伝達) ・町は、災害によって家や財産の滅失した被災者の不安や悩みを解消し、生活再建を支援するため、電話での相談受付と町民相談窓口を開設し、積極的な広聴活動・相談活動を実施する →町民相談窓口の設置	➤ 情報発信 ➤ 情報受信 ➤ 避難生活支援
6	行政機関への応援要請	—	
7	自衛隊の災害派遣要請	—	
8	消防活動	・町民、自主防災組織、事業所及び事業所の自衛消防組織等は、火災発生後又は火災の発生のおそれがある場合は、直ちに火災防止のために必要な措置を講じるとともに、出火を発見した場合は、相互に協力して初期消火に努めるものとする。 ・また、消防団、消防本部、浪江消防署による消火活動に協力する。 →町民及び自主防災組織の活動 (1) 初期消火の実施 ・町民及び自主防災組織は、出火した場合は初期消火に努めるとともに、直ちに消防団、消防本部、浪江消防署に通報する。 (2) 救助・救護 ・町民及び自主防災組織は、火災等による被災者の救助・救護に努める。 (3) 消防活動への協力 ・町民及び自主防災組織は、消防団、消防本部、浪江消防署の指示に従い、消防活動に協力する。 →事業所の活動 (1) 初期消火の実施 ・各事業所の自衛消防組織及び従業員等は、出火初期における初期消火に努めるとともに、直ちに消防団、消防本部、浪江消防署に通報する。 (2) 消防活動への協力 ・各事業所の自衛消防組織は、消防団、消防本部、浪江消防署の指示に従い、消防活動に協力する。	➤ かけつけ ➤ 医療・救護 ➤ かけつけ ➤ かけつけ

分 類		防災サポート拠点で担える可能性がある記述を抽出し、実施可能性のある内容を検討	導入が考えられる機能
9	救助・救急	・ 自主防災組織、事業所の防災組織及び町民は、次により自主的な救助活動を行う → 居住地域内・組織内の被害の状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。 → 救助用資器材を活用し、組織的救助活動に努める。 → 自主救助活動が困難な場合は、災害対策本部、消防団、消防本部、浪江消防署又は双葉警察署に連絡し早期救助を図る。 → 救助活動を行うときは、可能な限り災害対策本部、消防団、消防本部、浪江消防署又は双葉警察署と連絡を取り、その指導を受ける。	➢ かけつけ ➢ かけつけ ➢ 情報発信 ➢ 医療・救護
10	医療（助産） 救護活動	・ 救護所の設置 → 防災サポート拠点に救護所設置	➢ 避難生活支援
11	避難等	・ 避難及び避難誘導 → 要支援者、在宅者、外国人等への情報提供・避難誘導 ・ 広域的な避難対策（他市町村の広域避難を受け入れる場合は、被災市町村と協力して避難所の開設や避難所の運営を行う） → 防災サポート拠点を避難所として活用	➢ 情報発信 ➢ 避難生活支援
12	避難所の開設・管理	・ 避難者が発生している地域、又は避難の勧告・指示を行った地域の小学校から開設することを基本とする。避難者が多く、小学校だけでは対応できない場合は、避難者が発生している地域内の施設を順次開設する。 → 防災サポート拠点を避難所として活用 → 防災サポート拠点でない場所が避難所として指定された場合には、人的・物的補助を実施 ・ 一般の避難所に、要配慮者が避難することとなった場合には、介助や援助を行うことができる部屋を別に設ける等、要配慮者の尊厳を尊重できる環境の整備に努める。 → 要配慮者対策	➢ 避難生活支援 ➢ かけつけ ➢ ボランティア
13	緊急輸送対策	・ 輸送手段の確保（避難者、災害応急対策の実施に必要な人材、物資、資機材等を輸送するため、町の所有する車両を活用するほか、民間事業者等の車両を調達し、緊急用物資や災害復旧資機材等の緊急輸送体制を確保する） → 防災サポート拠点に出入りする会社の車両利用 ・ 緊急通行車両等の申請（町は、あらかじめ緊急通行車両の事前届出により緊急通行車両標章を受けている町所有の車両以外を活用する場合は、双葉警察署に緊急通行車両の確認申請を行う。なお、交通検問所が設置された場合は、検問所においても標章及び証明書の交付を受けることができる。） → 防災サポート拠点において、一部機能（車両の活用と標章及び証明書の交付等）補完	➢ かけつけ ➢ 避難生活支援
14	災害警備活動	—	
15	防疫及び保健衛生	・ 保健指導 ・ 災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに指定避難所に避難してくる。 → 保健衛生活動	➢ 医療・救護
16	障害物の除去	第1 障害物の除去	

分 類		防災サポート拠点で担える可能性がある記述を抽出し、実施可能性のある内容を検討	導入が考えられる機能
	去及び廃棄物処理対策	・災害により道路、河川等に運ばれてきた土石、竹木等の障害物については、早急な排除が必要のため、各施設の管理者、所有者は障害物の除去を迅速に行うことが原則だが、施設の安全性を確保し、町民の生命・財産の安全確保のために緊急を要する場合にあっては、町は、障害物の除去を実施し、事後、施設管理者、所有者に報告するものとされている。 →周辺の被災状況等の情報提供（町への情報提供） →防災サポート拠点において、障害物撤去等一部機能補完 第3 し尿処理 ・災害による上下水道等のライフラインの機能停止により、し尿処理が困難になった場合に上水道以外の河川等の水を確保することにより、できる限り下水道機能を活用する。 →近傍の河川等からの水確保	➤ 情報発信 ➤ 自立防災機能 ➤ 自立防災機能
17	飲料水・食料・生活必需品等の供給	第1 飲料水の供給 ・被災地域における水道施設の被害状況の調査 →防災サポート拠点、周辺の被災状況等の情報提供（町への情報提供） ・水源の確保 →近傍の河川等からの水確保の可能性 第2 食料の供給 ・公的備蓄量、小売業者、卸売業者が保有している食料の量を把握 →防災サポート拠点が保有する食料の量に関する情報を町に提供（町への情報提供） ・集積地は、原則として、浪江町役場 →防災サポート拠点で機能補完 ・炊き出しの実施 →炊き出しの実施 第3 生活必需品の供給 ・公的備蓄量、小売業者、卸売業者が保有している食料の量を把握 →防災サポート拠点が保有する食料の量に関する情報を町に提供（町への情報提供） ・集積地は、原則として、浪江町役場 →防災サポート拠点で機能補完	➤ 情報発信 ➤ 自立防災 ➤ 情報発信 ➤ 避難生活支援 ➤ 避難生活支援 ➤ 情報発信 ➤ 避難生活支援
18	住宅応急対策	・被害の発生状況を迅速かつ的確に把握 →防災サポート拠点、周辺の被災状況等の情報提供（町への情報提供） ・大規模な災害により、避難生活が長期化する場合、町は、空いている町営住宅、県営住宅をあつせんする。 →防災サポート拠点となる災害公営住宅の被災状況の把握と受入れ可能な住戸数を把握し、町に情報提供 →町中にある空家状況（利用可能な住戸数）の情報を町に提供	➤ 情報発信 ➤ 情報発信 ➤ 情報発信
19	行方不明者の捜索、遺体の処理等	・行方不明者・遺体の捜索 ・遺体の収容 →町からの要請に基づき、協力	➤ かけつけ
20	ライフライン施設の応	・災害が発生した場合、直ちに施設の被害状況等の把握（上水道・下水道・電力施設・LPガス）	

分 類		防災サポート拠点で担える可能性がある記述を抽出し、実施可能性のある内容を検討	導入が考えられる機能
	急対策	→防災サポート拠点、周辺の被災状況等の情報提供(町への情報提供) ・施設の被害状況、施設復旧の状況等の情報伝達 →情報提供(町からの情報の伝達)	> 情報発信 > 情報発信
21	文教対策	—	
22	要配慮者対策	・在宅要配慮者に係る対策(社会福祉協議会、ホームヘルパー、行政区や自主防災組織、地域住民、ボランティア等と連携し、寝たきりの高齢者、障がい者の安否を確認し、必要に応じて、指定避難所、社会福祉施設等へ移送する。) →安否確認、避難誘導 →情報、福祉サービス等の提供 ・児童に係る対策(行政区や自主防災組織等と協力し、被災による孤児、遺児等の把握、外部からの問い合わせに対する情報提供、被災後のメンタルケア、援護に努める。) →情報提供 ・外国人に係る対策 →安否確認、避難誘導 →情報提供、相談窓口設置	> かけつけ > ボランティア > 情報発信 > かけつけ > ボランティア > 情報発信
23	ボランティアの受入れ	・ボランティアの受入れを決定した場合は、社会福祉協議会が設置するボランティアセンターと協力して、ボランティアの受入れ窓口を設置し、ボランティア団体及び個人の支援の申し入れを受け付ける。 →活動拠点等の提供(災害時において、必要に応じてボランティア活動の拠点となる施設を提供。) →施設を提供した場合は、通信設備、パソコン、コピー等の必要な機器及び事務用品等を併せて提供する。 →ボランティア活動保険への加入促進。	> 避難生活支援 > 避難生活支援 > 教育
24	災害救助法の申請等	—	
25	水害・土砂災害応急対策	・パトロール等により土砂災害等を確認 ・住民に被害が及ぶおそれがある場合は、住民に対する避難のための勧告、指示及び避難誘導等を実施 →防災サポート拠点に出入りする運送会社(宅配便)、郵便局との連携による情報提供 →避難誘導	> 情報発信 > かけつけ
26	林野火災応急対策	・住民が混乱しないよう、広報活動を実施 ・適切な二次災害防止のための対策 →情報提供	> 情報発信 > 情報受信
27	海上災害応急対策	・ボランティアとの連携(油流出災害等で町沿岸部に大量の油が漂着した場合、除去活動には膨大な労力がかかり、町民や各方面からのボランティアの協力が不可欠となる。) →ボランティア活動拠点	> ボランティア
28	航空災害応急対策	・二次災害の発生防止 →情報提供	> 情報発信 > 情報受信
29	鉄道災害応急対策	・二次災害の発生防止 →情報提供	> 情報発信 > 情報受信
30	道路災害応急対策	・二次災害の発生防止 →情報提供	> 情報発信 > 情報受信

図表 3-3 災害応急対策計画の考察

(ウ)災害復旧・復興計画の考察

分 類		防災サポート拠点で担える可能性がある記述を抽出し、実施可能性のある内容を検討	導入が考えられる機能
1	復旧・復興の基本方針の設定	—	
2	公共施設の災害復旧	—	
3	義援金品の受付・配分	・町は、義援物資については、製造業者、流通業者等の企業及び協定団体に時期、数量等を指定して支援要請を行うことを原則とする。 →防災サポート拠点にて支援	➤ 避難生活支援
4	生活支援等相談の実施	・町民、被災者が種々の問題を相談できる相談窓口を設置する。設置場所は原則として町役場内とするが、町役場は災害対策本部等、応急対策の中心となることから、災害の規模、設置時期を十分配慮し決定する。 ・大規模な災害により、被害を受けた被災者の非常に不安定な精神状態を解消するため、専門機関と連携し、カウンセリングをはじめとするメンタルケアを実施する。 →防災サポート拠点（特に道の駅）に窓口設置	➤ 避難生活支援
5	災害弔慰金・見舞金の支給	—	
6	町税の減免等	—	
7	災害復旧への資金支援	—	
8	罹災証明書の交付	・町は、災害発生後、被災者から申請があったときは、遅滞なく家屋等の被害状況調査を実施し、各家屋の被災状況を調査・判定する。また、被害状況調査実施後、町長は、罹災証明書を遅滞なく発行しなければならない。 →防災サポート拠点（特に道の駅）に窓口設置	➤ 避難生活支援

図表 3-4 災害復旧・復興計画の考察

(3) 防災サポート拠点に導入可能性のある機能の整理

(1)「上位計画・関連計画」及び(2)「浪江町地域防災計画」から抽出された導入可能性のある機能を『平常時（災害発生前）』と『災害発生時』に分けて整理することにより、平常時の機能として11項目、災害発生時の機能として10項目が抽出された。

■平常時（災害発生前）

機 能	各機能のイメージ	出 所	
		(1)上位計画	(2)防災計画
アーカイブ機能 (展示等)	・被災体験からの災害対策を次世代に伝承・継承 ・災害研究都市として復興を体現	○	
情報発信機能① (町民等へ)	・被災体験を生かした防災やエネルギー自給自足への取り組み ・ふるさと浪江の今(生活情報(放射線量の見える化等))	○	○
情報発信機能② (行政機関等へ)	・日常見守り(防災サポート拠点出入り業者からの情報。例：道路陥没等)		○
情報受信機能 (行政機関等から)	・浪江町等行政機関からの各種情報を受信	○	
情報受信設備	・浪江町等行政機関から受信した各種情報の提供・見える化(例：wifi環境の確保、デジタルサイネージの設置等)		○
交流機能	・浪江町民や新産業従事者等の交流 ・自主防災組織の体制づくり(共助)	○	○
パトロール機能 (見守り・見回り)	・警察、消防と協力した見回り(安心・安全な生活環境) ・防災サポート拠点に出入りする業者によるパトロール	○	○
教育機能	・災害研究施設や防災教育施設の誘致を図り、伝承と教育を一体的に発信できる町を目指す ・防災教育の充実(防災イベント、防災教育、防災訓練)	○	○
介護・福祉機能	・要支援者、高齢者、障がい者等に配慮した避難支援等関係者の確保		○
再生エネルギー機能	・被災体験を生かした防災やエネルギー自給自足の取り組み	○	
モニタリング機能	・放射線対策(放射線モニタリング)	○	

図表 3-5 防災サポート拠点に導入可能性のある機能の整理（平常時）

■災害発生時

機 能	各機能のイメージ	出 所	
		(1)上位計画	(2)防災計画
避難生活支援機能	・ 防災拠点となる町役場を「避難所」、「食料等集積地」、「ボランティア受入」、「救護所」、「各種相談窓口」等として支援	○	○
情報発信機能① (町民等へ)	・ 災害情報（二次災害防止）		○
情報発信機能② (行政機関等へ)	・ 災害発生直後（初動時）の被害状況把握（インフラ等） ・ 町民に避難の呼びかけ		○
情報受信機能 (行政機関等から)	・ 浪江町等行政機関からの災害情報の受信		○
情報受信設備	・ 浪江町等行政機関から受信した災害情報の提供・見える化（例：wifi環境の確保、デジタルサイネージの設置等）		○
医療・救護機能	・ 被災者の救助、救護（可能な限り災害対策本部、消防、警察の指導を受ける）		○
ボランティア機能	・ 要配慮者、児童、外国人に係る対策 ・ ボランティアの協力		○
かけつけ機能 (防犯・避難誘導)	・ 自主防災 ・ 組織的救助活動（負傷者等の早期発見） ・ 避難及び避難誘導 ・ 在宅要配慮者の安否確認・避難誘導		○
再生エネルギー機能	・ 非常用電源等の確保		○
自立防災機能	・ 災害発生時の支援物資やサービス等に緊急に対応		○

図表 3-6 防災サポート拠点に導入可能性のある機能の整理（災害発生時）

(参考) 以下、上記の詳細内容を記述

■平常時（災害発生前）

機 能	防災サポート拠点で実施が考えられる事項	出 所
アーカイブ機能 (展示等)	復興プロセス・ノウハウの継承	(1)①,③,⑥
	交流・観光拠点の整備	(1)③
	地震・津波・原子力災害の経験を伝える施設を結ぶ 新たな広域周遊ルート of 環境を整備	(1)③
情報発信機能① (町民等へ)	復興プロセス・ノウハウの継承	(1)①
	被災体験を生かした防災やエネルギー自給自足への 取り組みを積極的に情報発信	(1)③
	避難等の判断ができる通報内容の検討や確実な連絡 体制の整備	(1)④
	モニタリング結果 放射線への理解向上と放射線状況が「見える」情報 発信の体制整備	(1)⑥
	ふるさとの情報発信（町ホームページやタブレッ ト、広報なみえ等を活用して、復興の様子がいつ でもどこでも見られる）	(1)⑥
	道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供 と地域の振興	(1)⑧
	災害に関する情報及び被災者に関する生活情報を 正確かつ迅速に提供（拡声器を使った情報提供）	(2)ア2
	インターネット等による情報提供	(2)ア2
情報発信機能② (行政機関等へ)	災害時における情報収集伝達に対する協力	(2)ア2
	危険が予想される地区の実態を常に把握し、長雨、 豪雨等が予想される場合は、関係機関と協力して 随時パトロール（出入り業者（宅配便、郵便局員・ 警備会社等）	(2)ア4
	上水道、下水道、電力施設、ガス施設、電気通信施 設の日常見守り（運送会社（宅配便）・郵便局等）	(2)ア7
	道路施設は亀裂、陥没等の被害を受ける可能性が 高いため、迅速に道路施設の応急復旧	(2)ア8
情報受信機能 (行政機関等から)	避難等の判断ができる通報内容の検討や確実な連絡 体制の整備	(1)④
	町内の放射線状況の「見える化」	(1)⑥
	ふるさとの情報発信（町ホームページやタブレッ ト、広報なみえ等を活用して、復興の様子がいつ でもどこでも見られる）	(1)⑥
	道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供 と地域の振興	(1)⑧
情報受信設備	災害時における情報収集伝達（wifi環境の整備）	(2)ア2
	インターネット等による情報提供（情報提供の見 える化のため、普段は広告媒体として利用される デジタルサイネージを活用）	(2)ア2
交流機能	交流・観光拠点の整備	(1)③,④
	新産業従事者も交えた地域の自主防災組織の体制 づくりを推進	(1)③
	官民共同の防災体制の構築（緊急時の連絡体制の 確保、地域の自主防災組織等の体制づくり）	(1)⑥
	防犯・防火対策（町内の防犯対策強化、町民帰還状 況に合わせた消防団の再構築等による地域コミュ	(1)⑥

機 能	防災サポート拠点で実施が考えられる事項	出 所
	ニティの機能強化と、消防屯所・車両及び資材等を整備)	
	道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供と地域の振興	(1)⑧
	「公助」による対応には限界があることから、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」という防災の考え方の普及・啓発に努め、定期的な会合・防災訓練を実施	(2)ア1
パトロール機能（見守り・見回り）	防犯・防火活動（警察署・消防署と協力した見回りの強化）	(1)②
	中心市街地は、安心・安全な生活環境を守る防犯、防災などの機能を果たさなければならない	(1)⑦
	防災サポート拠点に出入りする業者等によるパトロール	
	・危険が予想される地区の実態を常に把握し、長雨、豪雨等が予想される場合は、関係機関と協力して随時パトロール	(2)ア4
	・上水道、下水道、電力施設、ガス施設、電気通信施設の日常見守り	(2)ア7
教育機能	・道路施設は亀裂、陥没等の被害を受ける可能性が高いため、迅速に道路施設の応急復旧	(2)ア8
	・林野火災予防としてパトロール強化	(2)ア20
	・航空機の墜落等の航空災害に対し、迅速かつ的確に対応できるよう、情報収集、連絡体制を強化	(2)ア22
	・列車の衝突等の鉄道災害に対し、迅速かつ的確に対応できるよう、情報収集、連絡体制を強化	(2)ア23
	・事故等の発生を未然に防ぐため、道路施設の整備を行うとともに、必要に応じて安全パトロール等を実施し、危険箇所を把握、改善、周知	(2)ア24
	復興プロセス・ノウハウの継承	(1)①,③
	地震・津波・原子力災害の教訓を踏まえた町の防災教育	
	災害対策に生かすための研究・教育	(1)⑥
	防災教育の充実（防災イベント、防災教育、防災訓練）	(1)⑥
	震災伝承・防災教育の検討・推進体制、情報発信体制の構築（震災伝承や防災教育。ボランティア団体や行政職員、修学旅行等の様々な方が防災を学ぶ場の提供）	(1)⑥
	震災伝承・防災教育・慰霊碑等の施設整備（災害研究施設や防災教育施設の誘致を図り、伝承と教育を一体的に発信できる町を目指す）	(1)⑥
	放射線への理解の向上（学校教育と連携した放射線教育等の放射線学習機会を創出）	(1)⑥
	定期的な会合、防災訓練	
	・「公助」による対応には限界があることから、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」という防災の考え方の普及・啓発に努め、定期的な会合・防災訓練を実施	(2)ア1
	・住宅の安全対策に関する広報活動を実施し、住民の防災意識の高揚を図るための防災教育	(2)ア3
	・大雨による洪水被害やため池の決壊等が予想さ	(2)ア4

機 能	防災サポート拠点で実施が考えられる事項	出 所
	れる場合の監視、情報伝達体制及び避難体制	
	・地域ぐるみの初期消火体制	(2)ア5
	・文化財災害予防対策として、火災発生時における消火活動の円滑な対応	(2)ア6
	・災害時に安全かつ的確に町民が避難できる環境	(2)ア9
	・平常時から救出・救助に必要な資機材の習熟や救出・救助訓練等を実施	(2)ア10
	・大災害時に道路が家屋倒壊や火災等で通行に支障が出た場合に、救出事象に迅速かつ的確に対処するため、自主防災組織等に指導	(2)ア10
	・応急救護知識	(2)ア10
	・住民の自主的な備蓄の推進	(2)ア12
	・備蓄物資等の平常時からの活用	(2)ア12
	・町民一人ひとりが平常時から防災意識と防災に関する知識を持って個人や家庭における防災対策を講じる	(2)ア14
	・災害応急対策の習熟と協力体制の緊密化及び町民の防災意識の高揚を図る	(2)ア15
	・災害時に自らの生命及び財産の確保をするためには、住民相互の協力のもと、自衛的な防災活動を実施	(2)ア15
	・自主防災組織	(2)ア16
	・地域住民等の日常から避難行動要支援者と関わる者や高齢者や障がい者等の多様な主体の参画を促し、地域に根差した幅広い団体の中から、より多くの避難支援等関係者を確保	(2)ア17
	・要配慮者への支援等が適切に行えるよう、平常時から要配慮者及び避難行動要支援者に対する理解を深めるため、職員、避難支援関係者、中高生等を含めた認知症に関する講習の実施	(2)ア17
	・災害時におけるボランティア活動の拠点となる施設についてあらかじめ検討しておくとともに、防災訓練においてボランティアセンターの立ち上げ・運営訓練等を実施	(2)ア18
	ボランティア活動保険への加入促進	(2)イ23
介護・福祉機能	地域住民等の日常から避難行動要支援者と関わる者や高齢者や障がい者等の多様な主体の参画を促し、地域に根差した幅広い団体の中から、より多くの避難支援等関係者を確保	(2)ア17
再生エネルギー機能	被災体験を生かした防災やエネルギー自給自足への取り組み	(1)③
	非常用電源等の確保	(2)ア3 (2)ア12
モニタリング機能	放射線対策（放射線モニタリング）	(1)②,⑤,⑥

図表 3-7 防災サポート拠点に導入可能性のある機能（平常時）

■災害発生時

機 能	防災サポート拠点で実施が考えられる事項	出 所
避難生活支援機能	ボランティア活動拠点の整備	(1)②
	災害発生直後の短期間、災害現場付近で搬送前の応急措置やトリアージ(負傷者選別)等が行えるよう、応急救護所を設置	(2)ア11
	災害発生直後から中長期間にわたって、主に軽症患者に対する医療や被災住民等の健康管理が行えるよう、指定避難所等救護所設置	(2)ア11
	町は、災害によって家や財産の滅失した被災者の不安や悩みを解消し、生活再建を支援するため、電話での相談受付と町民相談窓口を開設し、積極的な広聴活動・相談活動を実施	(2)イ5
	救護所の設置	(2)イ10
	広域的な避難対策(他市町村の広域避難を受け入れる場合は、被災市町村と協力して避難所の開設や避難所を運営)	(2)イ11
	避難者が発生している地域、又は避難の勧告・指示を行った地域の小学校から開設することを基本とする。避難者が多く、小学校だけでは対応できない場合は、避難者が発生している地域内の施設を順次開設	(2)イ12
	緊急通行車両等の申請	(2)イ13
	食料の集積地としての機能補完	(2)イ17
	炊き出しの実施	(2)イ17
	ボランティアの受入れを決定した場合は、社会福祉協議会が設置するボランティアセンターと協力して、ボランティアの受入れ窓口を設置(施設を提供した場合は、通信設備、パソコン、コピー等の必要な機器及び事務用品等を併せて提供)	(2)イ23
	義援金品の受付・配分	(2)ウ3
	生活支援等相談窓口の設置	(2)ウ4
	罹災証明書の交付の相談窓口	(2)ウ8
情報発信機能① (町民等へ)	インターネット等による情報提供	(2)ア2
	海上災害に対し、その発生・拡大を防止し、被害の軽減を図る(海に近づかないように)	(2)ア21
	災害情報、復旧情報、生活支援情報等の町民向けの広報活動	(2)イ5
	災害により道路、河川等に運ばれてきた土石、竹木等による通行障害等の被災状況等の情報提供	(2)イ16
	外国人にかかる対策	(2)イ22
情報発信機能② (行政機関等へ)	災害時における情報収集伝達に対する協力	(2)ア2
	緊急初動期における被害状況の収集・把握(災害が発生した場合、直ちに町の被害状況について調査)	(2)イ4
	自主救助活動が困難な場合は、災害対策本部、消防団、消防本部、浪江消防署又は双葉警察署に連絡し早期救助を図る	(2)イ9
	被災地域における水道施設の被害状況	(2)イ17
	公的備蓄量、小売業者、卸売業者が保有している食料の量を把握(食料・生活必需品)	(2)イ17
	住宅被害の発生状況を迅速かつ的確に把握	(2)イ18
	災害が発生した場合、直ちに施設の被害状況等の	(2)イ20

機 能	防災サポート拠点で実施が考えられる事項	出 所
	把握（上水道・下水道・電力施設・LPガス）	
	住民に被害が及ぶおそれがある場合は、住民に対する避難のための勧告、指示及び避難誘導等を実施	(2)イ25
	二次災害防止 ・林野火災 ・航空災害 ・鉄道災害 ・道路災害	(2)イ26 (2)イ28 (2)イ29 (2)イ30
情報受信機能 (行政機関等から)	緊急初動期における被害状況の収集・把握（災害が発生した場合、直ちに町の被害状況について調査）	(2)イ4
	災害情報、復旧情報、生活支援情報等の町民向けの広報活動	(2)イ5
	二次災害防止 ・林野火災 ・航空災害 ・鉄道災害 ・道路災害	(2)イ26 (2)イ28 (2)イ29 (2)イ30
情報受信設備	インターネット等による情報提供（情報提供の見える化のため、普段は広告媒体として利用されるデジタルサイネージを活用）	(2)ア2
医療・救護機能	町民及び自主防災組織は、火災等による被災者の救助・救護に努める	(2)イ8
	救助活動を行うときは、可能な限り災害対策本部、消防団、消防本部、浪江消防署又は双葉警察署と連絡を取り、その指導を受ける	(2)イ9
	保健指導（災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに指定避難所に避難してくる）	(2)イ15
ボランティア機能	一般の避難所に、要配慮者が避難することとなった場合には、介助や援助を行うことができる部屋を別に設ける等、要配慮者の尊厳を尊重できる環境の整備に努める	(2)イ12
	在宅要配慮者、児童、外国人に係る対策	(2)イ22
	海上災害対策として、ボランティアとの連携（油流出災害等で町沿岸部に大量の油が漂着した場合、除去活動には膨大な労力がかかり、町民や各方面からのボランティアの協力が不可欠となる。）	(2)イ27
かけつけ機能（防犯・避難誘導）	町民、自主防災組織、事業所及び事業所の自衛消防組織等は、火災発生後又は火災の発生のおそれがある場合は、直ちに火災防止のために必要な措置を講じるとともに、出火を発見した場合は、相互に協力して初期消火に努める	(2)イ8
	居住地域内・組織内の被害の状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。	(2)イ9
	救助用資器材を活用し、組織的救助活動に努める	(2)イ9
	避難及び避難誘導	(2)イ11
	避難者が多く、小学校だけでは対応できない場合は、避難者が発生している地域内の施設を順次開設（人的・物的補助の実施）	(2)イ12
	行方不明者・遺体の捜索、遺体の収容への協力	(2)イ19
	在宅要配慮者の安否確認、避難誘導	(2)イ22

機 能	防災サポート拠点で実施が考えられる事項	出 所
	住民に被害が及ぶおそれがある場合は、住民に対する避難のための勧告、指示及び避難誘導等を実施	(2)イ25
自立防災機能	大災害時に道路が家屋倒壊や火災等で通行に支障が出た場合に、救出事象に迅速かつ的確に対処（地元の建設会社等）	(2)ア10
	非常用食料の確保・調達、生活物資の確保・調達	(2)ア12
	上水道以外の河川等の水を確保することにより、できる限り下水道機能を活用する	(2)ア13
	災害発生時、支援物資やサービスが緊急に必要な場合に備えて、物資や役務の供給力を持つ民間事業者・団体と応援協定を締結	(2)ア19
	災害により道路、河川等に運ばれてきた土石、竹木等の障害物等の撤去等一部機能補完	(2)イ16
	災害による上下水道等のライフラインの機能停止により、し尿処理が困難になった場合に上水道以外の河川等の水を確保	(2)イ16
	水源の確保（近傍か先頭からの水確保）	(2)イ17

図表 3-8 防災サポート拠点に導入可能性のある機能（災害発生時）

(4) 民間事業者等の取り組みから見た導入機能の可能性

(3)防災サポート拠点に導入可能性のある機能で整理した『平常時（災害発生前）』と『災害発生時』の各段階において防災サポート拠点に導入が考えられる機能に沿って民間企業 2 社へのヒアリング結果及びインターネット検索からその可能性を以下のとおり整理した。

■平常時（災害発生前）

機 能	民間事業者からのヒアリング内容	キーワード
アーカイブ機能 (展示等)		
情報発信機能① (町民等へ)	・ 災害対策掲示板 を町のコミュニケーションHubとして活用。(放射線物質に関する情報、福島県・浪江町からの情報掲示、バザーや町おこし等のイベント案内（地域活性化）)	災害対策掲示板
	・ 災害発生時は、情報提供が大切。 ・ デジタルサイネージ の活用は有効。このデジタルサイネージに有用な情報を展開することが大切。	デジタルサイネージ
	・ wifi＋デジタルサイネージ 付き自動販売機の設置。	無料wifi デジタルサイネージ
情報発信機能② (行政機関等へ)		
情報受信機能 (行政機関等から)		

機 能	民間事業者からのヒアリング内容	キーワード
情報受信設備	・ 情報経路の複線化、 バックアップ インフラの整備等が必要になる。	バックアップ
	・ 災害発生時は、情報提供が大切。 ・ デジタルサイネージ の活用は有効。このデジタルサイネージに有用な情報を展開することが大切。	デジタルサイネージ
	・ コンビニエンスストア店舗の 無料wifi の利用。	無料wifi
	・ wifi＋デジタルサイネージ 付き自動販売機の設置。	無料wifi デジタルサイネージ
	・ スマートフォン用災害対策 アプリ の活用。	アプリ
交流機能		
パトロール機能 (見守り・見回り)	・ 風力と太陽光を利用した街路灯。 ・ 自走式警備ロボット 。(大人が歩くよりもゆっくりとした速度で巡回警備を行う。人が侵入禁止区域に立ち入ると検地し、警備員にリアルタイムで状況を伝える。ロボットは、遠隔監視も可能。)	自走式警備ロボット
	・ 飛行船 を使った警備サービス。(立ち入り禁止区域場所等にいる不審者を発見することが狙い。2016年2月の東京マラソンで導入。地上100mの高さから会場の衣服や手荷物の色や形を撮影し、警備本部に有線と無線で送信。)	飛行船
教育機能	・ 月1回 のペースで災害対策本部設置訓練を実施。 ・ 訓練では責任者が会議室に集まり、複数箇所の現場とテレビ会議をつなげて訓練を実施することにより、本当に災害が発生した場合にも、 当たり前 のようにごく普通に動ける状態が出来ている。 ・ 訓練実施とともに、マニュアルと対策を更新。	月1回 当たり前
	・ 震度6弱以上の地震が発生すると、社員に対し、 30秒以内 に安否確認メールが一斉配信される。このメールに対し、社員は 10秒以内 で返信できるようなシステムが構築されている。	
介護・福祉機能		
再生エネルギー機能	・ 風力と太陽光を利用した街路灯。	
モニタリング機能		

図表 3-9 民間事業者等の取り組みから見た導入機能の可能性（平常時）

■災害発生時

機 能	民間事業者からのヒアリング内容	キーワード
避難生活支援機能	・ 支援物資の受入れに際しては、やはりプロが必要。支援物資は、現地にどんどん届けられるが、その結果、奥に入ったものが取り出せないという事態に陥る。〇〇〇運輸、〇〇急便、〇〇〇〇便といった整理の プロ （運送会社）に事前をお願いしておくことが大切。	プロ
	・ チェックリスト を活用した建物安全性の簡易診断（防災訓練時も実施）	チェックリスト
	・ 建物に複数の センサー を設置して地震時の挙動を計測し、建物の安全性を推定	センサー
情報発信機能① （町民等へ）	・ 災害発生時、実際に災害が発生している側は何も出来ない。従って、外部から伝えてあげることが大切となるが、何よりも大切なのが カウンターパートナー の存在。窓口を固定化し、誰と誰が連絡を取るのかをはっきりとしておくことが重要となる。	カウンターパートナー
情報発信機能② （行政機関等へ）	・ 災害発生時、実際に災害が発生している側は何も出来ない。従って、外部から伝えてあげることが大切となるが、何よりも大切なのが カウンターパートナー の存在。窓口を固定化し、誰と誰が連絡を取るのかをはっきりとしておくことが重要となる。	カウンターパートナー
	・ 救援支援物資の輸送に当たっては、 道路状況等の把握 が大切となる。弊社独自システムにより面的に道路状況が把握できるようになっている。	道路状況把握
	・ 国の防災機関と連携し、災害発生48時間後にどうなるのかの 道路状況予測 を行うために、各店舗、トラック等からの情報を提供して、実証実験を進めている。	道路状況予測
	・ 情報共有化を含む災害対応に有効なサービス・技術として、 災害対策掲示板 を設置している。 ・ 被災地域に属する部署・管理物件配属者が被災状況を タイムリー に入力報告することができ、 情報 を集計し 一元管理 できる掲示板を設置することで、「管理物件」・「部署」・「対策本部」との安定したコミュニケーションポイントを確立することができ、円滑且つ的確なBCP活動を行う事を目的としている。 <災害掲示板のキーポイント> ○情報収集・共有面 ・ 電話回線の圧迫で電話がつながりにくい状況下でも、被災状況をタイムリー共有できること（東日本大震災において、音声通信は大幅に制御されたが、 パケット通信 は制御されなかった）	災害対策掲示板 タイムリー 情報 一元管理 パケット通信

機 能	民間事業者からのヒアリング内容	キーワード
	○利用面 ・ 状況報告は誰でも簡単・簡潔に入力できる ・ 報告内容のデータベース化・集計が自動でできる ・ 掲示板のカスタマイズが用意にできる ・ デバイスを選ばない入力報告が可能となる掲示板を目指す	
情報受信機能 (行政機関等から)	・ 救援支援物資の輸送に当たっては、 道路状況等の把握 が大切となる。弊社独自システムにより面的に道路状況が把握できるようになっている。	道路状況把握
	・ 国の防災機関と連携し、災害発生48時間後にどうなるのかの 道路状況予測 を行うために、各店舗、トラック等からの情報を提供して、実証実験を進めている。	道路状況予測
	・ 情報経路の複線化、バックアップインフラの整備等が必要になる。	
情報受信設備	・ 災害発生時は、情報提供が大切。 ・ デジタルサイネージの活用は有効。このデジタルサイネージに有用な情報を展開することが大切。	デジタルサイネージ
	・ コンビニエンスストア店舗の 無料wifi の利用。	無料wifi
	・ wifi＋デジタルサイネージ 付き自動販売機の設置。	無料wifi デジタルサイネージ
	・ スマートフォン用災害対策 アプリ の活用。	アプリ
医療・救護機能		
ボランティア機能		
かけつけ機能 (防犯・避難誘導)	・ マニュアルは3段階で構成(①本部、②営業部隊、③店舗)されているが、災害発生時には本部からの指示がなくても現地責任者の判断で動けるように 権限が委譲 されている。(責任者は、お金の心配をすることなく、本社の決済を得ることなく、独自に判断することができる。)	権限委譲
自立防災機能	・ 災害発生後は、会社から 権限委譲 を受けたゾーンマネージャーが一定額についてはお金の心配をすることなく、独自に判断することを会社が認めている。(リスクは会社が負う。)	権限委譲
	・ 震度6弱以上の地震が発生すると、社員に対し、30秒以内に安否確認メールが一斉配信される。このメールに対し、社員は10秒以内に返信できるようなシステムが構築されている。	
	・ なんとと言っても「 道路の通行許可権 」である。これは、警察が車両毎に発行すること	道路通行許可

機 能	民間事業者からのヒアリング内容	キーワード
	になっている	
	・ 水は重く運搬も大変なので、近くの川から取水・浄化することが考えられるのではないか。	

図表 3-10 民間事業者等の取り組みから見た導入機能の可能性（災害発生時）

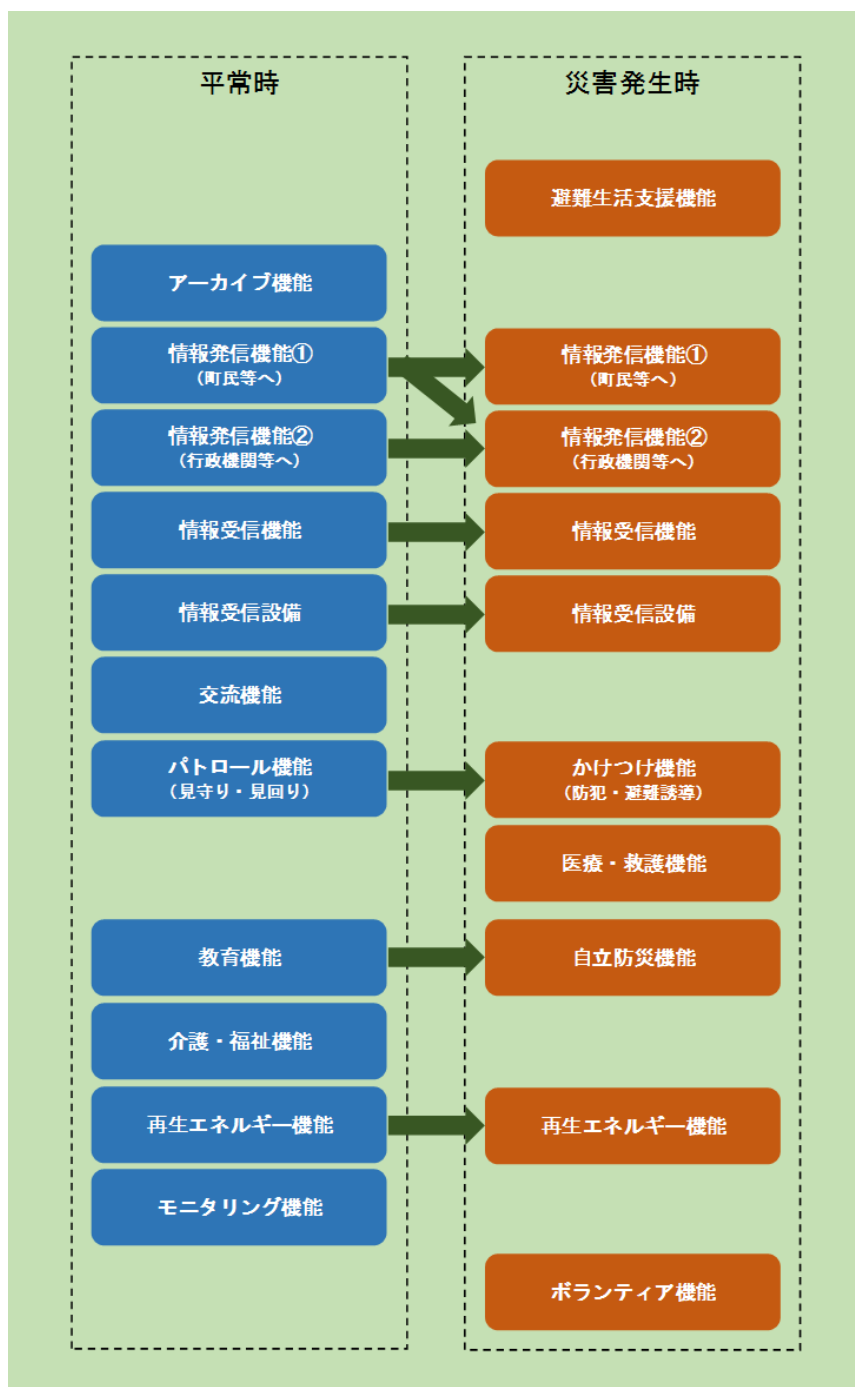
■ その他（ヒアリング先企業より頂戴したコメント）

民間事業者からのヒアリング内容
・ 旧市街地は、木密地域とまでは行かないかもしれないが、火災に対する対応として町の 不燃化 を進めておくことが大切。（糸魚川の火災のようになりかねない。）
・ 旧市街地は、二つの川に挟まれた場所なので、 水害（氾濫） 等に対する対処も必要。過去の災害を調べれば何かしらのものが出てくるのではないか。
・ 小さくていいので防災に関する完璧な地区 をつくり、そこに海外の人が見学に来るようにすればいい。小さくても完璧であることが大切。（東京オリンピック等）
・ そういう地区を玉突き的に整備し、将来展開を目指すべき。
・ 建物の1～2階は人が住まない場所（例えば、水耕栽培を実施する場所、ここで雇用を創出する）とし、3階以上を人が住む場所とするのがいい。
・ 建物と建物は、デッキでつなぐのはどうか。水耕栽培で収穫されたものは、地産地消で消費。
・ モデル的なものをつくって世界に見せる。
・ 一つのアイデアとして、（国の復興予算を活用して）ラボ等を建設し、ベンチャー企業に条件付（会社設立に至った場合には、浪江町内に会社を設立する、パテントは町と折半にする等）で、10年間無料で利用させる（研究させる）ということはどうか。
・ 室内で作業するベンチャーがいいのではないか。

図表 3-11 民間事業者等の取り組みから見た導入機能の可能性（その他）

(5) 浪江町における防災サポート拠点の機能の想定

前項までで、防災サポート拠点への導入可能性があると考えられる平常時の災害予防と災害発生時の応急対策の機能を抽出した。このうち、関連性の高い各7つの機能については、平常時における民間の事業活動・災害予防活動から、災害発生時にはそのまま初動体制に移行し、防災機能を果たすことが可能であると考えられる。



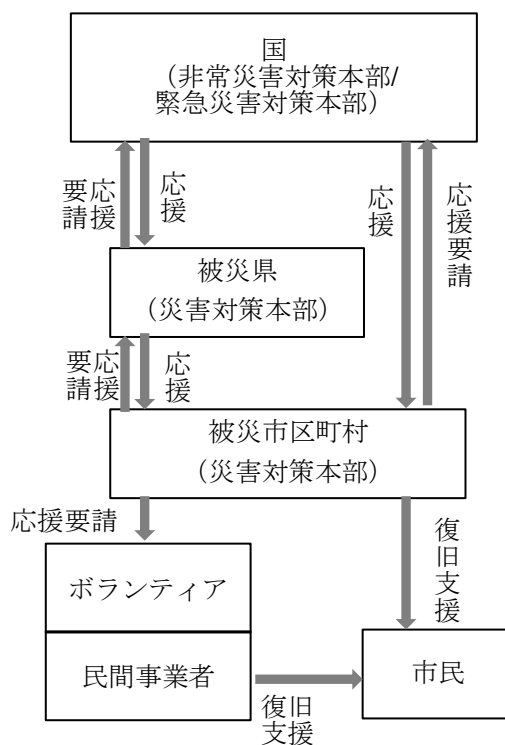
図表 3-12 浪江町防災サポート拠点の機能想定

2. 東日本大震災の経験から期待される役割

本節では、東日本大震災の経験からみた災害時における行政の役割と現場の実態と、災害対応における民間の役割から、自治体中心の防災体制のあり方の課題整理を行う。その上で、官民連携の防災体制の方向性を示し、民間事業者等の取り組みも参考として防災サポート拠点に求められる役割として整理する。

(1) 災害時における行政の役割と現場の実態

災害発生時には、「国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する」という目的のもと、総力を結集させなければならず、「国」「都道府県」「市区町村」といった階層の異なる行政の管轄において必要に応じて災害対策本部が設置されることが災害対策基本法に定められている。本部の設置には、平常時とは異なる業務が多数発生する状況への適切な対応を目的とした迅速な体制の構築及び組織のとりまとめが期待される。



関連文献に基づいて作成

図表 3-13 行政の役割

都道府県や市区町村といった地方自治体の災害対策本部は、災害対策の司令塔として周辺自治体や民間企業、ボランティア、国等に応援を要請することで必要な支援を調達する（図表 3-1 3）。多様な関係者間の調整により迅速に適切な体制を構築することが、即時の判断が求められる災害時には急務となる。

中枢機能としての行政が遂行すべき役割や意思決定を行わなければならない事項は、非常事態において図表 3-1 4 のように時系列で分類される。対応業務分野は多岐に渡る上、災害発生時からの時間経過に応じて様々な事項への対応が求められる。地方自治体がこれらの項目について指揮をとる意義として、一般的には地方自治体は被災した住民に比較的近い立場であるため、住民のニーズや現場の状況を最も的確に把握し、対応の方向性を的確に指示できる主体であることが挙げられる。一方で、自治体職員も被災者であるため、平時より想定され、準備してきたことが現実には実行できなかったという事態が東日本大震災時において報告された。意思決定を主要な機能として位置付けるべき行政において、意思決定そのものだけでなく必要な情報の収集まで一挙に担うことが本来の中枢機能を遂行する妨げとなる場合がある。

時期	概ねの時間	主要任務	対応項目
直前対応期	発災直前	災害直前活動	・ 気象情報、警報の伝達 ・ 事前の避難誘導、指定避難所の開設
即時対応期	発災直後	初動体制の確立	・ 対策活動要員、拠点、資機材の確保 ・ 被災情報の収集・解析・対応
	～数時間以内	生命・安全の確保（瞬時の対応）	・ 救助・救出、応急医療活動等の展開 ・ 初期消火活動の展開 ・ 二次災害防止対策・避難誘導の実施 ・ 広域的な応援活動の要請
緊急対応期	～3日目	生命・安全の確保（72時間以内の対応）	・ 行方不明者の搜索、救出活動、医療活動 ・ 火災消火活動 ・ 道路啓開、治安維持対策 ・ 二次災害防止対策の実施
応急対応期	～1週間	被災者の生活安定（最低限の生活環境）	・ ライフラインの早期復旧 ・ 指定避難所の運営、生活関連情報の提供 ・ 給食、給水、救援物資の調達と配給
	～1ヶ月	被災者の生活安定	・ 通勤・通学環境の早急な回復 ・ 物流等の経済活動環境の回復
復旧対応期	～数ヶ月	地域・生活の回復	・ 被災者のケア、生活の再建 ・ ガレキの撤去/都市環境の回復

出所：浪江町地域防災計画より作成

図表 3-1 4 時期に応じた災害対応業務

(2) 災害時の新たな民間の役割

行政と民間という異なる立場間の関係性という観点から考えると、これまで、行政では対応しきれない業務を民間が「災害応援協定」の締結を通じて補完するという協力体制を敷いてきた。協定の種類は一般的に、情報発信、救援・救護、輸送、災害復旧、物資、その他のカテゴリに分類して整理することができる。消防庁による最新の発表で公表されている平成 27 年 4 月 1 日現在の民間機関と協定を締結している市町村数は図表 3-1 5 業務カテゴリごとの災害応援協定締結市町村数に示すとおりである。協定の内容や締結状況の詳細は第 4 章にて詳述するが、全体の傾向として災害復旧及び物資に関する協定は他のカテゴリに比べて締結が進んでいることがわかる。一方、情報発信や輸送に関する協定は今後の拡大可能性が見込まれる。

カテゴリ	市町村数	事例	
		自治体名	協定内容
情報発信 (放送、報道)	692	寒川町	町内の避難所等の防災情報を平常時からヤフーサービス上に掲載。災害時にはボランティア受け入れ情報を公開する。避難者の名簿作成フォーマット提供による事務支援も行う。(ヤフー株式会社)
救援・救護	869	坂戸市	災害発生時に市からの要請により薬剤師派遣を行う。調剤、服薬指導、供給された医薬品の仕分け及び管理業務を行う。費用負担は市を基本とする。(坂戸鶴ヶ島市薬剤師会)
輸送	719	大山崎町	災害時における避難者、要援護者あるいは災害復旧時における災害ボランティアを、バスにより輸送する。(東豊観光株式会社)
災害復旧	1,408	所沢市	事業者の積極的な協力をもって復旧業務を行う。連絡調整者の指定、業務実施体制の確立が必要であることを定める。(西武建設株式会社)
物資	1,500	柏市	市及び市外の関係自治体から物資の調達を要請されたとき、食料品・飲料品・日用品等の供給を行う。供給の可否の決定権は民間事業者側。(株式会社セブン-イレブン・ジャパン)
その他	809	西宮市	ドローンを活用した空撮画像による被害状況の迅速な把握を支援する。(カイトコーポレーション株式会社)

出所：消防庁「地方防災行政の現況」より作成

図表 3-1 5 業務カテゴリごとの災害応援協定締結市町村数

協定を締結している官民間の連携という観点から、協定内容の実施段階において過去の災害復旧の経験において認識された課題と、必要な対策について整理する。

(一社) 日本防火・危機管理促進協会の調査研究では、東日本大震災において官民の連携に際して生じた課題を「官」、「民」、「官—民間関係」、「外部環境」ごとに整理している(図表 3-16)。マニュアル不備など官側の体制の課題や、復旧のための資源不足という民側の課題等、いずれかの主体が解決すべき課題と、官民両方で互いの役割を補完すべき課題への対策とあわせて、地元事業者だけでなく広域で店舗を展開する事業者等、被災していない、又は被害の少ない周辺・遠隔地域に協力を求める体制が必要である。

また、協力協定を有効に機能させるために、協定内容の運用ルールの整備や各種取り決めを事前に相談しておくべきである。本検討で想定する「防災サポート拠点」を契機とした官民間の連携体制の構築の観点においては、平常時からの円滑なコミュニケーションにより災害時に効率的に連携が可能な関係性を築く場となることが期待される。

		具体的な事例	必要な対策
「官」に係る課題	自治体自身の被災による機能不全	・ 庁舎の被害、職員の被災等	・ 周辺、遠隔地の自治体との役割補完の体制整備
	マニュアル・ガイドラインの不備による判断基準の欠如	・ 想定外の協力の申し出に対し、十分な活用ができなかった。	・ 災害対応マニュアルの更新(担当部署ごとの初動SOP、発動基準、町内連携体制等の整備)
	民間との連携窓口に関する庁内調整不足	・ 官の各部局と民の事業者間の連絡が輻輳し、全体としての対応に混乱をきたした。	・ カウンターパートナー、主担当、補完担当部署等の取り決め ・ 指揮系統の明確化
「民」に係る課題	連携先の被災	・ 民間事業者の被災により、協定内容の履行(食料の調達)が困難になった。	・ 多元的な情報共有の仕組み構築
	サプライチェーンの被災	・ 連携先への供給元の被災により、協定内容の履行が困難になった。	
「官民間関係」に係る課題	ルールの欠如(役割・目標が不明確)	・ 応急仮設住宅の設置について建築関係とインフラ関係の事業者間の取り決めがなくトラブルとなった。	・ 協定内容の明確化(官民の役割・目標の明確化) ・ 官民間、民々間の窓口の明確化
	許容オーバー(想定を超える被害)	・ 連携先となる障害者施設の不足により受け入れに限界が生じた	・ 災害規模の想定と、連携先や広域応援等とのバランスの勘案
	書類の不備(様式の未整備)	・ 応急仮設住宅の手続きが書式の定めがないために遅れた。	・ 協定の細目における書式の整備
「外部環境」に係る課題	活動に係る法律や制度の不備	・ 災害救助法の「現物給付」の原則により、必要物資の配布、借上住宅の契約が滞った。	・ 現実に即した法制度の整備
	想定を超える災害規模	・ 連携先の同時被災	・ 広域応援協定の拡充

出所：地方自治体の災害対応業務における官民の連携方策に関する調査研究 報告書

(一般社団法人日本防火・危機管理促進協会) より作成

図表 3-16 過去の災害における官民連携の課題

(3) 課題の整理

ここまでの議論から、災害対策における課題は以下のように整理される。

行政の「中枢機能」が飽和している

- － 災害発生時は、「中枢機能」を担う行政が飽和状態になり、地域防災計画で想定したとおりの対応が不可能になる事態が発生することがある。

民間との連携が劣化する可能性がある

- － 災害協定は「官民」で結ばれており、行政が機能麻痺（飽和）状態になった場合は、民間への依頼、指示等が劣化する可能性がある。協定を結んでいるにも関わらず、協定内容を実行することができない事態が発生する。

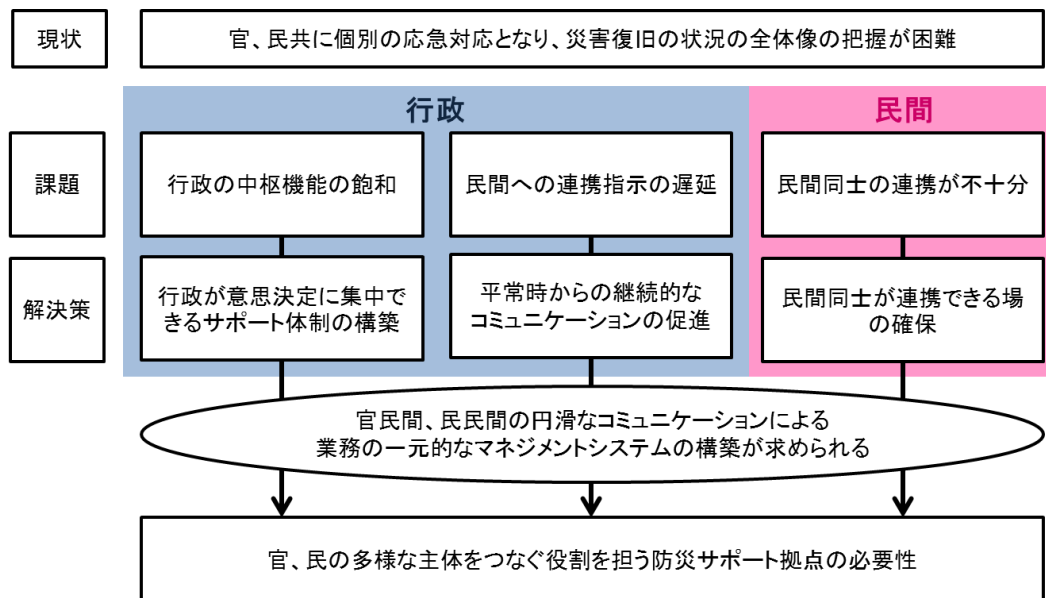
民一民のルールがなく、重複や欠落などモザイク状態となる

- － 多岐にわたる協定締結先の民間企業同士の情報共有や連携のルールが存在しない場合、機能の重複や欠落など、モザイク状態となる実態がある。

(4) 防災サポート拠点の役割（官民連携の方向性）

東日本大震災を含む過去の災害の経験から、行政と民間が協力して災害復旧を目指すべきであるが、現状ではそれぞれが個別に対応しているために全体像を把握し、効率的な実施体制を構築することが困難となっていることが明らかとなった。この状況は行政、民間の両者に起因する課題に起因し、①行政の中枢機能の飽和による②民間への連携指示の遅延に加えて、③民間同士の連携が不十分であるという点に集約される。このことは、本調査での民間事業者等へのヒアリングで得られた、現地情報の把握や外部情報の伝達の不足、被災地と支援側の窓口固定化の必要性等の意見によっても裏付けられる。

各課題の解決策として、図表 3-17 に示すとおり、①行政が意思決定に集中できるサポート体制の構築、②平常時からの継続的なコミュニケーションの促進、③民間同士が連携できる場の確保が求められる。すなわち、「官民間、民民間の円滑なコミュニケーションによる業務の一元的なマネジメントシステムの構築」の必要性が示唆される。本検討においては、災害復旧対応にあたる官・民の多様な主体が効果的につながり、関係者調整を行う機能として「防災サポート拠点」を想定する。



図表 3-17 過去の経験から導かれる防災サポート拠点の必要性

防災サポート拠点に期待する効果は以下の2点である。

① 官民ワンストップ窓口として行政の業務の負担を軽減すること

民間側の動向を一元的に把握・整理し、官民間及び民民間で情報共有を行う「官民双方のワンストップ窓口」としての機能を設定する。これまでは行政がすべての情報を収集していたが、その一部を民間が行うことで行政がより中核機能としての役割を果たしやすくなることを期待する。

② 民間が対応可能な業務範囲の拡張

防災拠点という主体間のコミュニケーションを促進する場を設定することにより、災害時に誰が何を必要としているのか民間側が把握しやすくなり、自らが協力すべき業務内容を適切に判断することができる。

防災サポート拠点においてこれらの効果を引き出すために行政と民間がそれぞれの立場で実行すべき事項は異なる。行政側については、第3章2（1）で述べたとおり、発災より刻一刻と変化する状況において適切な対処ができるよう正確な情報に基づいて判断をすることである。民間事業者側の役割については、第4、5章において詳述する。

第4章 官民間の防災協定に関する検討

本章では、浪江町における官民間の防災協定のあり方について検討するため、全国の自治体が締結する災害時における協力協定の事例調査と、福島県及び浪江町が締結する協定を整理する。現状の分析から浪江町の防災協定の課題について整理し、そのあり方について方向性を示す。

1. 防災協定の事例

(1) 全国の自治体における防災協定の締結状況

都道府県においては、すべての自治体が放送、救急救護、災害復旧、物資に関する協定を民間機関等と締結している。また、報道、輸送についても大多数の自治体が協定を締結している。

また、市区町村においては、物資の供給に関する協定や、災害時の復旧に関する協定を締結している自治体が多い。

都道府県の災害時における民間機関等との応援協定の締結状況

区分		放送協定	報道協定	救急救護協定	輸送協定	災害復旧協定	物資協定
平成27年4月1日現在	都道府県数	47	39	47	46	47	47
		100.0%	83.0%	100.0%	97.9%	100.0%	100.0%
	締結先団体数	343	454	893	382	2,397	1,694

出典：地方防災行政の現況（消防庁）

図表 4-1 都道府県の応援協定

市区町村の災害時における民間機関等との応援協定の締結状況

区分	放送協定		報道協定		救急救護協定		輸送協定	
	市区町村数	応援回数	市区町村数	応援回数	市区町村数	応援回数	市区町村数	応援回数
平成27年4月1日現在	609	50	83	1	869	34	719	1

区分	災害復旧協定		物資協定		その他		郵便局との応援協定	
	市区町村数	応援回数	市区町村数	応援回数	市区町村数	応援回数	市区町村数	応援回数
平成27年4月1日現在	1,408	62	1,500	31	809	15	1,186	5

出典：地方防災行政の現況（消防庁）

図表 4-2 市区町村の応援協定

(2) 防災協定の具体事例

全国の自治体が締結している防災協定には、具体的に次表（出所：各自治体の公表情報より作成

図表 4-3）のような協定がある。ヤフー（株）、（株）ウェザーニュースといった企業は平成 23 年の東日本大震災以降に協定を締結しており、情報伝達方法の変化を反映しているものと考えられる。

全国の自治体が締結している主要な防災協定

区分	協定内容	協定締結先	自治体例
放送・報道その他 情報関連	災害時の緊急情報伝達	各地域の各テレビ局、各新聞社等	—
		ヤフー（株）	新潟市ほか
	災害等発生時における非常無線通信手段の確保	（一社）日本アマチュア無線連盟	出雲市ほか
	被害情報の収集	ハイヤー・タクシー協会など	新潟市
	土砂災害等の発生に関する情報提供	ヤマト運輸（株）	北海道
	大規模災害等が発生した際の非常用電話の設置及び利用・管理	西日本電信電話（株） 東日本電信電話（株）	出雲市 我孫子市ほか
	情報共有ウェブサイトの運営	（株）ウェザーニュース	大阪府
	避難上の名称・所在地等を表示するアプリ	ファーストメディア（株）	大阪府
災害復旧	防災・危機管理ブログ	楽天（株）	宮城県
	応急復旧・仮設住宅	各地域の建設業、造園業等の各業界団体	—
	建物解体撤去・廃棄物の処理	解体工事業の各業界団体	—
	大規模災害時におけるし尿等の収集運搬の協力	千葉市清掃事業協同組合	千葉市ほか
物資	災害時における民間賃貸住宅の提供、媒介	（社）全日本不動産協会、各地域の宅地建物取引業協会ほか	—
	食料、飲料水、日用品の供給・運搬等	（株）セブンイレブンジャパン、イオンリテール（株）、生	—

区分	協定内容	協定締結先	自治体例
		活協同組合ほか	
	店舗を避難場所として提供	イオンリテール（株）、（株） イトーヨーカ堂	—
	市内大型駐車場を物資集積 拠点として提供	NPO 法人コメリ災害対策セ ンター	新潟市
	ガスの供給	各地域のガス会社ほか	—
	宿泊施設の無料開放	旅館ホテルの協同組合、同業 組合ほか	熊 本 県、 出 雲 市、 熱海市ほか
	災害時における帰宅者支援	（株）セブンイレブンジャパ ンほか	—
	災害時における燃料等の供 給	千葉県石油商業組合千葉支 部	北海道、千葉市 ほか
	レンタル資機材の供給	（株）アクティオほか	千葉市、三条市 ほか
	避難所及び応急仮設住宅へ の什器・備品等の供給	（一社）什器・備品レンタル 協会	大阪府
輸送	物資の輸送	各地域のトラック協会、赤帽 ほか	—
	災害時における輸送車両提 供の協力	北海道地区レンタカー協会 連合会	北海道
	航空機による緊急輸送	全日本空輸（株）、日本航空 （株）	北海道
	バスによる緊急輸送	（一社）大阪バス協会	大阪府ほか
	要救護者及び疾病者の輸送	タクシー協会、バス事業者	三条市、松戸市 ほか
	災害時における救援物資の 受入及び配送等	各地域のトラック協会	—
	災害時における救援物資の 保管等	各地域の倉庫協会	—
救急救護	災害時の医療救護活動	各地域の医師会、歯科医師 会、薬剤師会など	—
	災害時の医療品備蓄供給	各地域の医療品卸業の協同 組合ほか	—
	災害派遣福祉チームの派遣	老人福祉施設協議会	山形県

区分	協定内容	協定締結先	自治体例
	災害時における社会福祉施設等の相互支援	各地域の福祉関係団体	北海道、岐阜県ほか
	災害時における交通誘導	各地域の警備業の業界団体	—
	災害時におけるボランティア活動支援	(社福)大阪府社会福祉協議会	大阪府ほか
遺 体 安 置・葬 祭	遺体の搬送、安置など	(一社)全日本冠婚葬祭互助協会	新潟市、北海道
	災害時における葬祭用品の供給	松戸市葬祭業同業組合	松戸市ほか
市民相談	被災者のための相談窓口の設置、官公署に提出する書類の作成・申請手続きの代行	新潟県行政書士会	新潟市
	被災時における家屋調査、罹災証明に係る市民相談、登記及び境界問題並びに境界紛争に関する相談所の開設	新潟県土地家屋調査士会及び(公社)新潟県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	新潟市
その他	大規模災害時等に備えた地域防災力向上の相互協力	あいおいニッセイ同和損害損保(株)、三井住友海上火災保険(株)	大阪府、三条市ほか
	災害救助物資の供給及び防災・減災に関する啓発活動への協力	凸版印刷(株)	大阪府
	災害ボランティアセンターの設置等	(社福)松戸市社会福祉協議会	松戸市ほか
	道の駅防災利用	道の駅運営事業者	大分県ほか

※自治体例を(一)としている協定は、情報を公開している自治体の大多数が締結している。

出所：各自治体の公表情報より作成

図表 4-3 全国自治体の防災協定

(3) 道の駅の事例

東北各県の道の駅は、設置自治体とともに東北「道の駅」連絡会(事務局 特定非営利活動法人東北みち会議)に加盟し、「道の駅」の防災機能の向上にも取り組みを始めている。福島県内でも福島「道の駅」連絡会(事務局 福島河川国道事務所)が組織され、県と「道の駅防災総合利用に関する基本協定」を締結している。平成 31 年のオープンを予定の浪江町の道の駅も、これらの活動や国・県の機関とも連携し、道の駅固有の防災課題にも対処していく必要がある。

2. 福島県・浪江町が締結する防災協定

(1) 福島県の防災協定

福島県では、災害時における国・自治体間の相互応援協定、災害時の協力内容ごとに民間事業者・団体等との間で協力協定を締結している。

国・自治体間では、広域災害に対応する全国都道府県による協定、東北地方・近県との間の災害時における相互応援協定の他、航空消防、原子力災害、空港等、対象を明らかにした協定がある。また、山形県と防災上の連携・協力に関する協定を締結している。官民間の協定は、物資調達、医療・救護、輸送、土木・農林、通信・報道、廃棄物処理、被災者支援の区分ごとに多くの民間事業者・団体等との間に締結され、緊急時には応援・協力の要請、情報交換を行える体制が整えられている。

次表（図表 4-4 福島県の防災協定）に、福島県が締結している災害時における応援協定等について、内容区分ごとの一覧を掲載する。

(2) 浪江町の防災協定

浪江町では、周辺市町村、遠隔地の自治体との相互応援協定、情報交換に関する協定等 7 件について締結・加入している。官民間では、特定分野の民間団体・事業者等との協力協定が 6 件あり、自治体間の包括的な協力協定に対して、特定機能を提供する協定となっている。震災以降は、広域災害への対応や情報連携を念頭においた協定が締結されてきている。また、災害時における情報インフラの提供について、民間事業者との間で協力協定の締結を検討中である。

一方で、輸送や廃棄物処理等に関する協定は締結されていない。輸送に関しては、県が県下のトラック協会、赤帽軽自動車運送協同組合、バス協会等と協定を結び、緊急・救援輸送、物資保管、物流専門家派遣等、廃棄物処理については県産業廃棄物協会、環境整備協同組合連合会と収集・運搬の協力を得ることとなっているが、小回りの利く地元事業者等との連携のあり方を検討する余地がある。

次々表（図表 4-5 浪江町の防災協定）に、浪江町が締結している災害時における応援協定について、町の資料をもとに締結の時系列一覧で示し、協定区分と協定内容の概要を整理した。以降の節では、協定の概要整理に基づき、浪江町と民間事業者等との協力協定における現状の課題と、これからの方向性について検討する。

福島県が締結している災害時における応援協定等

		自治体間の協定	官民間の協定
内容区分	件数	協定内容	締結団体等
自治体相互応援	9	災害時等の広域応援、航空消防・災害時における相互応援	全国知事会、周辺道県
		防災上の連携・協力	山形県
		原子力災害時の相互応援	原子力発電所の所在道府県
		災害時の地方管理空港に関する補用品の相互貸与	各地方空港管理事務所
食料・飲料水・生活物資等	36	災害時における物資等の確保	農業団体、小売事業者、石油業共同組合、学校給食会等
		葬祭用品の調達、遺体搬送等	葬祭業共同組合等
医療関係	64	救護・救助活動等に関する協力	医師会、医療法人、医療系団体等
		医薬品・医療機器・衛生材料等の備蓄、供給等	薬剤師会、医薬品・医療機器事業者・団体等
		身元確認・鑑定	県歯科医師会
		災害派遣福祉チーム、医療専門家の派遣	医療法人、社会福祉法人、福祉事業者等
輸送	7	緊急・救援輸送協力、物資の保管、物流専門家の派遣等	トラック・バス・運送協会、漁業協同組合、倉庫協会等
		遺体搬送	霊柩自動車協会
土木・農林関係	48	応急仮設住宅の建設	プレハブ建築協会
		公共施設に関する相互応援	国・自治体、地方整備局、高速道路会社
		災害時の応急対策、応援	建設・造園・電設・空調衛生工事・安全施設業の協会、共同組合等
		被害状況調査等の応援	測量・地質調査・橋梁建設・建設コンサルタンツ業の協会等
通信・報道	21	通信設備の利用等	県警察本部
		アマチュア無線の利用等	アマチュア無線連盟
		放送・報道要請	通信・報道各社
		災害時の情報提供	ポータルサイト運営事業者
廃棄物等	2	災害廃棄物の処理等の協力	県産業廃棄物協会
		し尿等の収集運搬の協力	県環境整備協同組合連合会
被災者支援	18	宿泊施設の提供等	県旅館ホテル生活衛生同業組合
		住宅の紹介、借り上げ協力	宅建業・不動産・賃貸住宅経営協会
		住宅復興協力	住宅金融支援機構東北支店
		徒歩寄託者の支援	飲食・小売流通業事業者等
その他	12	自衛隊の災害派遣	陸上自衛隊福島駐屯地、郡山駐屯地
		空港の消化救難活動	自治体・広域組合、空港ビル事業者等
		交通誘導業務	県警備業協会、自動車連盟等
		災害救助犬の出動	ジャパンケネルクラブ
		道の駅防災総合利用	福島「道の駅」連絡会
		化学物質及び放射性物質などの調査協力	県環境測定・放射能計測協会
		災害時における相互支援	電力、通信事業者、防災士会等
		工業用水道災時の相互応援	工業用水道事業者

出所：福島県ホームページ「県が締結している災害時における応援協定等の概要」より作成

図表 4-4 福島県の防災協定

浪江町が締結する災害時における応援協定の概要

																自治体間の協定		官民間の協定	
協定等の名称	締結団体等名称	締結時期	協定等の内容	自治体 相互 応援	飲料・ 飲料水 ・生活 物資等	医療	輸送	土木 関係	通信・ 報道	廃棄物 等	被災者 支援	その他	根拠	発動要件	指揮	経費負担	平常時の対応	協定書 条文	
消防組織法に基づく市町村 の相互応援協定	川俣町	1970年10月	災害時における相互応援に 関する協定	○									消防組織法第21条第2項	火災発生の認知、受報、要 請	受援側の現場の長	経常経費は応援側負担、 但し、補給・調達分は受援 側負担		11条	
消防相互応援協定	双葉町・葛尾村・大熊町・川 内村・富岡町・楡葉町・広野 町	1989年6月	災害時における相互応援に 関する協定	○									消防組織法第21条第2項	災害の覚知、要請	受援側の現場の長	経常経費、人員の災害補償 (応援側負担)、補給・調 達、損害賠償(受援側負 担)		9条	
福島第一原子力発電所に 係る通報連絡に関する協定 書	東京電力株式会社	1998年3月	福島第一原発に係る異常 時の通報連絡に関する協 定									○	協定に定める通報連絡事 項に基づき発動	協定に定める通報連絡事 項に基づき発動	連絡体制(送受信者及び取 扱い責任者の選任、相互通 知)			4条	
災害時における相互応援 協定	双葉町・葛尾村・大熊町・川 内村・富岡町・楡葉町・広野 町・いわき市	1999年3月	生活必需物資・応急復旧・ 救助活動・職員・ボランティ ア幹旋・児童生徒受入れ・ 住宅		○								災害対策基本法第67条	被災した市町村長の文書に よる要請(緊急時は電話 等)	関係市町村に連絡責任者 (消防防災事務を担当する 課長)	原則として要請した市町村	災害対策連絡会議の設置(応援のあり 方・協定見直しの協議、地域防災計画 等の相互提供)	9条	
災害時における相互応援 協定	南相馬市	2006年6月	生活必需物資・応急復旧・ 救助活動・職員・ボランティ ア幹旋・児童生徒受入れ・ 住宅		○								災害対策基本法第67条	文書による要請(緊急時は 電話等)	双方に連絡責任者(消防防 災事務を担当する課長)	原則として要請した市町村	災害対策連絡(応援のあり方・協定見直 しの協議、地域防災計画等の相互提 供)	10条	
緊急時における生活物資 の確保に関する協定書	福島県石油業協同組合双 葉支部	2008年9月	生活物資の確保及び供給		○									町による生活物資供給要請 書による(緊急時は口頭)	連絡責任者届に基づき、町 が引き渡し場所を指定	生活物資供給受領書の交 付をもって、物資の対価・運 搬等の費用を町が負担	年1回程度協議、防災訓練等への参加	11条	
災害・武力攻撃事態等医療 救護活動に関する協定書	社団法人双葉郡医師会・双 葉郡歯科医師会・双葉郡薬 剤師会・社団法人福島県看 護協会・双葉地方広域市町 村圏組合	2007年11月	医療救護班の派遣・医療救 護計画の作成・医療品の供 給・医療機関搬送の協力			○							災害対策基本法、武力攻 撃事態法、地域防災計画、 福島県災害救助法施行規 則	地域防災計画等に基づく町 による派遣要請、応援側の 自主的派遣	広域市町村組合の助言に 基づき、町が医師会等へ派 遣先を伝達	救護所での医療費は無料、 医薬品等は町が供給、搬送 先医療機関での医療費は 傷病者負担、要請に基づ く医療救護活動経費は町の 負担	医療救護計画の作成(医師会等)	14条 細則 3条	
災害時における応急対策 策に関する協定	浪江町建設業組合	2009年7月	建設機械、資材の提供・作 業員の出動					○						町による要請、応急措置 の実施契約を締結	町の指示に基づき、災害の 応急措置に当たる	工事請負契約に基づく	組合から町へ、支援体制、連絡系統を 報告	9条	
浪江町内郵便局・浪江町間 の協力に関する覚書	浪江町内郵便局(浪江、請 戸、大堀、荻野、幾世橋、 津島)	1998年3月	郵政事業に係わる災害特 別事務・相互の用地提供・ 情報の相互提供									○	災害対策基本法に定める 災害への対応	相互に協力を要請	災害対策本部への人員派 遣		災害情報等連絡体制の整備、防災訓練 への参加、防災計画の状況等に関する 情報交換	10条	
浪江町と福島県社会福祉 事業団における防災協定	社会福祉法人福島県社会 福祉事業団(福島県浪江ひ まわり荘)	2007年3月	救護活動・避難の受け入 れ、生活必需品の提供、情 報の相互提供、防災訓練の 実施	○	○	○						○		町の要請、あるいは、地域 住民等の罹災状況による	災害時、ひまわり荘が罹災 したときは町が対策を講じる		災害予防の協力(事前対策、情報提 供)、防災訓練(年1回)の実施、防災協 力に係る協議	6条	
		震災 2011年3月																	
非常時における飲料供給に 関する覚書	株式会社サンベンディン グ、ダイドードリンコ株式会 社	2014年5月	災害時における飲料商品の 供給		○									広報等にて周知の事実確 認がなされる場合	町・サンベンディングが預託 鍵を使用	サンベンディングによる商品 援助	非常時飲料供給機能付き自動販売機 の設置、鍵の預託(町・サンベンディ ング)	6条	
全国報徳研究市町村協議 会における災害応急対策 活動の相互応援に関する 協定書	北海道豊1町、福島県2市2 町1村、茨城県2市、栃木県 4市1町、神奈川県2市、静 岡県2市、三重県1町	2014年11月	災害時の応急対策活動へ の協力(物資、資器材等の 提供)、被災者一時収容施 設の提供	○	○	○					○		災害対策基本法第8条第2 項第12号、第67条第1項	文書による要請(緊急時は 電話等)、応援自治体によ る自主出動	応援派遣人員は、要請自 治体の長の指揮下で活動	原則要請自治体の負担(特 定の事情のあるときは協 議)、自主出動による情報 収集活動経費は応援自治 体負担	連絡担当部局を定め相互に通知、統括 自治体(全国報徳サミットの開催自治 体)による名簿調整・会議開催・情報伝 達	15条	
災害時の情報交換に関す る協定	国土交通省東北地方整備 局	2014年11月	災害時の情報交換、連絡員 の派遣・受け入れ									○		災害発生・発生のおそれ があるとき、災害対策本部 の設置、双方が必要と認める とき	情報連絡員(リエゾン)の派 遣・受け入れ、		情報交換に関する防災訓練・防災資料 等の整備への協力	7条	
中越大地震ネットワークお ちや	中越大地震ネットワークお ちや加入団体	2013年8月	平常時の情報共有・啓発事 業での協力、災害時の情報 収集・提供と応援派遣	○								○	中越大地震ネットワークお ちや(協議会)	協議会による調整	協議会会長、専門部会		情報の共有化、防災教育・啓発事業、 広域支援活動に関する提案、総会・シ ンポジウムの開催	協議会 規約 10条	
災害に係る情報発信等に 関する協定	ヤフー株式会社	2017年(予)	浪江町の防災情報周知、災 害時の情報発信支援、避難 者名簿の作成支援等						○					町からの情報提供に基づ く周知、適宜協議を行う	お互いの窓口となる担当者 を設置	原則無償、対応経費は各 自負担	まちの防災情報をヤフーに掲載	7条	

図表 4-5 浪江町の防災協定の概要

(3) 現状の防災協定における課題

浪江町では、自治体間の相互応援協定によって、災害時の救助・救援、情報収集・提供、物資・資材の確保、避難者の収容等の応援体制を整え、民間事業者等との特定機能を提供する協定により、これを補完している。しかしながら、自治体間協定は包括的な協定となっている一方で地域外からの応援であり、民間との協定は地元事業者等との近距離応援が可能である一方、協力の内容は機能限定的である。社会福祉法人との協定を除いては、現場の総合的な被災者支援の規定がなく、町内の面的な支援体制や民間協力の全体像を捉えることができない。災害時、地域外からの応援に時間を要する場合には、地域内で適切な初動活動が行われると同時に、災害規模に応じた支援の量的確保が必要あり、そのための協定のあり方について検討する必要がある。

また、協定に定める応援の発動要件を見ると、消防における火災発生の認知・災害の覚知、救護における応援側の自主的派遣以外には、町による要請によるものとされ、災害対応の初動において町の災害対策本部が迅速に立ち上がり、十分な情報収集と処理能力を有することが前提となっている。災害時には役場の罹災、職員の召集が困難な状況もあり得ることから、迅速な初動対応を行う上での課題となる。

民間事業者等との協定において、自主的な災害対応活動に関する条項が定められていないことの背景には、初動の判断や経費負担等、リスク分担の課題があり、支援・協力の量的な担保を難しくもしている。災害発生時に迅速かつ十分な対応を行う、官民の役割とともに、リスクの分担も明らかにした協定のあり方について検討する必要がある。

	現状の把握	課題認識
自治体間の相互応援協定	災害対応全般についての応援協定	災害時の初動活動に対しては、外部からの応援派遣にタイムラグが発生する
地元事業者等との協力協定	主に特定機能の提供（医療、物資・資材提供、土木、情報・通信等）	機能限定的な協力協定であるため、現場における総合的な支援に関する規定はない
協定の内容	支援内容と手続き規定	災害規模に対する量的な担保はない
発動の要件	町の要請に基づく発動が主	災害時には、迅速な初動のために民間の自律的な活動が不可欠

図表 4-6 現状の防災協定の課題認識

- 平常時の災害予防から災害時の初動へ、シームレスに移行する協力体制が必要
- 大規模・広域災害にも備え、支援の質的・量的な拡充、特に地域を面的にサポートするための協力協定が必要
- 防災サポート拠点を中心とする民間の自律的な災害対応のためには、官民の役割とリスク分担の明確化、協定の発動要件の整備が必要

3. 浪江町の防災協定のあり方

(1) 検討の方向性

全国の自治体における防災協定の調査では、東日本大震災以降の大規模・広域災害への対応、官民連携の防災体制の構築、災害時の情報共有等に重点を置いた事例が多く見られた。面的な広がりを持つ被災地で効果的な被災者支援を行うためには、災害予防、初動対応、復旧活動の各段階で、「防災から減災」「公助から共助」といった取り組みの重要性も示唆された。

浪江町でも、同様の視点から地域防災計画の見直しが進められている。基本理念には、「地域における多様な主体が自発的に行う防災活動の促進」が盛り込まれ、同時に、住民等の責務としての自助と防災施策への協力を要請するものとなっている。

地域防災計画を裏付けとして官民間で防災協定を締結し、防災サポート拠点の防災機能を災害予防と応急対策において活用するためには、理念の実現と施策の実行性を担保するものでなくてはならない。そのために、防災サポート拠点を核とする地域防災の枠組みを構築し、拠点の運営事業者・施設管理者等を中心に、民間事業者等との包括的な協定について検討される必要がある。

具体的には、災害応急対策への支援・協力と同時に、平常時における災害予防事業や防災教育・訓練の実施等を含む協定、町と拠点の運営事業者・施設管理者等だけでなく、県や平常時の拠点運営に関与する事業者・出入り業者等を含む複数主体間の協定、民々間の応援・受援に関する協定を町が媒介して共助を促す協定の締結等が考えられる。

また、支援・協力の内容と同時に災害規模に応じた支援規模の確保、協定発動の手続きと同時に自主的な初動のための発動基準、官民の役割とあわせて経費負担等を含むリスク分担を明確化するための方策等について検討し、協定の条文、細則等に盛り込んでいくことが必要である。

浪江町の防災協定 検討の方向性

地域防災の枠組み検討	防災サポート拠点を核とする地域防災体制の構築	(例) 防災サポート拠点・指定避難所等を中心に地区単位の地域防災クラスターを設定
包括協定の検討	災害予防と災害応急対策	平常時と災害時の地域防災事業を包括
	関係事業者等を含む多元協定	拠点を地域防災のワンストップ窓口として包括
	町が媒介する民々間の協定	支援・受援の民間事業者を包括（共助）
協定の内容	協力内容と支援規模	災害規模に対応する総合的支援と量的確保
	発動要件	災害規模に応じた自主的発動基準を含む要件規定、発動権限の委譲
	役割分担とリスク分担	発動権限者の責任範囲、災害規模に応じた経費負担の規定等

図表 4-7 防災協定の検討の方向性

(2) 防災サポート拠点との防災協定

防災協定の検討の方向性に基づき、防災サポート拠点として「道の駅」を地域防災の官民ワンストップ窓口と想定した町との防災協定について、検討方針を整理する。

浪江町における防災サポート拠点との防災協定の検討

検討項目		検討の方針	
協定締結 の範囲 (多元協定)	「道の駅」の運營業事業者、施設管理 業者、テナント、納品・配達業者、 その他関係事業者等	防災拠点にワンストップ支援窓口 としての機能を持たせるため、多様 な関係者との間で包括協定を締結	
	指定避難所・消防屯所等の周辺防 災関連施設の管理者等	道の駅を核とする地域防災クラス ターとしての連携を強化	
	国・県、地方行政事務所等	災害情報等の提供、輸送に関わる道 路の使用許可等	
協力 内 容	平常時	防災マニュアルの作成、災害時の 応急対策訓練の計画・実施	被災者支援を目的とする地域の自 主防災体制の構築
		見守りシステム、デジタルサイネ ージの運用等の防災事業実施	応急対策にも活用可能な防災事業 を収益事業として実施（委託）
		防災連絡会議への参加	定期的な防災体制の確認、他の防災 サポート拠点との連携を強化
	災害時	官民間の情報連絡窓口の設定	道の駅を官民ワンストップ窓口と して町との連携を強化
		救護活動、避難者の受け入れ、避難 生活の支援	被災規模に支援内容を設定し、地域 防災計画との連動を確保
		食料・飲料水・生活物資の提供	道の駅、テナント、業者が連携した 物資の確保、提供の仕組みを構築
		物資の輸送、保管	
		要介助者サポート（地域の民生委 員・消防団、配送事業者等と連携）	地域防災クラスターにおける防災 サポート拠点としての役割強化
	被災者支援活動サポート	ボランティア受け入れ窓口を地域 として一元化	
発動要件	災害の種別・規模、被災状況に応じ た発動基準の設定	協力事業者等の自主的な応急対応 の判断基準を設定し、多様な主体が 自発的に行う防災活動を促進	
リスク分担	発動基準に応じた権限の委譲・責 任範囲の明示、経費負担の規定等		

図表 4-8 防災サポート拠点との協定内容（検討の方針）

第5章 民間委託が可能な範囲に関する調査

防災事業の一部を民間に委託するにあたっては、地域防災計画等の上位計画で官民連携の防災体制の構築を位置付けるとともに、防災サポート拠点の役割と運営の方針等を明確化し、町民や事業者の帰還にあわせた町内での展開方策等を想定しておく必要がある。

3章では、防災サポート拠点に期待される機能と役割について整理した。本章では、はじめに浪江町の公共公益施設等の特性に基づいて機能・役割分担の可能性を検討し、防災サポート拠点の町内における展開、地域の防災体制のあり方の仮説を示す。その上で、民間事業者等の防災事業への取り組みに関する調査も踏まえ、民間委託が可能な防災事業の範囲を明らかにする。

1. 浪江町における防災サポート拠点の位置づけ

(1) 施設の特性による機能と役割

浪江町の公共施設、民間施設等は、その本来機能、立地条件、施設運営主体、利用者の属性等、様々な要因により、防災サポート拠点としての性格も異なってくる。

主な施設特性ごとに、その特性と災害時に期待される役割、官民連携の方策等について次表（図表 5-1）に整理する。また、それぞれの施設について、平常時の災害予防機能と災害時の応急対策機能との対応関係を、次々表（図表 5-2）に整理する。

主な施設等の例	集合住宅、工業団地自治会・商工会等の地域組織、等	道の駅、JR 浪江駅、大規模商業施設、等	小中学校、公民館、町営スポーツ施設、大規模遊休地、等	医療機関、福祉施設、等
施設等の特性	平常時から機能単位を構成する施設・団体等	不特定多数の集客施設	大規模空間・敷地を有する施設	平常時から入院・入所者等を抱える施設等
期待される災害時の役割	自主防災組織としての自立防災対応（地域版 BCP）	集客施設としての自律的な被災者支援活動	避難者の一時収容、避難生活支援	医療・救護活動、入院・入所者の安全確保
拠点の性格	自主防災型	自律支援活動型	避難所型	特定機能型
具体的な防災機能の例	食料・飲料等の備蓄 非常電源の確保 行政との通信連絡体制整備、等	情報収集・発信 避難生活支援（物資・資材の提供、人員派遣、等） 災害ボランティア受入機能、等	食料・飲料等の備蓄 非常電源の確保 要配慮者支援機能（福祉避難所） 受援体制の整備、等	医療・救護機能 福祉ボランティアの受入機能、等
主要な官民連携の方策	災害時連絡体制整備 自主防災計画の策定支援 防災教育・訓練の実施、等	防災事業の委託 防災協定の締結 防災マニュアル整備 支援活動の権限移譲、等	指定避難所としての指定 情報通信インフラ、防災備蓄倉庫等の設置	医療・救護活動に関する防災協定の締結 警察・消防との連携 災害時の人員派遣、等

図表 5-1 施設特性と防災サポート拠点の性格

施設の特性と防災機能・役割（平常時／災害時）

民間管理施設

公共施設

◎機能保有施設 ○整備可能施設 △受益者限定施設

	災害予防				応急対策				災害時に移行する機能 (災害予防/応急対策)				
	アーカイブ機能	交流	介護・福祉	モニタリング	避難生活支援	避難者収容・救護・医療	ボランティア受入	情報連携	市民との情報連携	行政との情報連携	見守り機能 (※1)	非常電源 (※2)	防災教育・訓練 (※3)
道の駅	○	○		○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○
災害公営住宅・集合住宅		△		△				△	△	△	○	○	△
JR浪江駅		○		○				△/○	△/○		○	○	○
大規模商業施設	○	○		○	○	○	○	△/◎	△/○	○	○	○	○
大規模事業所・工業団地		△		△	○			△	△		○	○	△
医療機関			○	○		◎		△	△	△	○	○	△
社会福祉施設			◎	○		○	◎	△	◎	△	○	○	△
小・中学校	△	△		△	◎			△/◎	△	△/○	○	○	△
公民館・集会所	◎	◎		○	◎			○	○		○	○	○
スポーツ施設・グラウンド		◎		○	◎			○	○		○	○	○
消防屯所	○			○		◎		○	○	○	○	○	◎
防災備蓄倉庫				○					○		○	○	

(※1) 平常時の町内パトロール・見守りサービス／災害時のかけつけ機能・要配慮者支援

(※2) 平常時の再生エネルギーの活用／非常時のバックアップ電源確保

(※3) 平常時の自主防災組織としての防災訓練／災害時の自立防災機能

図表 5-2 施設特性と防災機能・役割

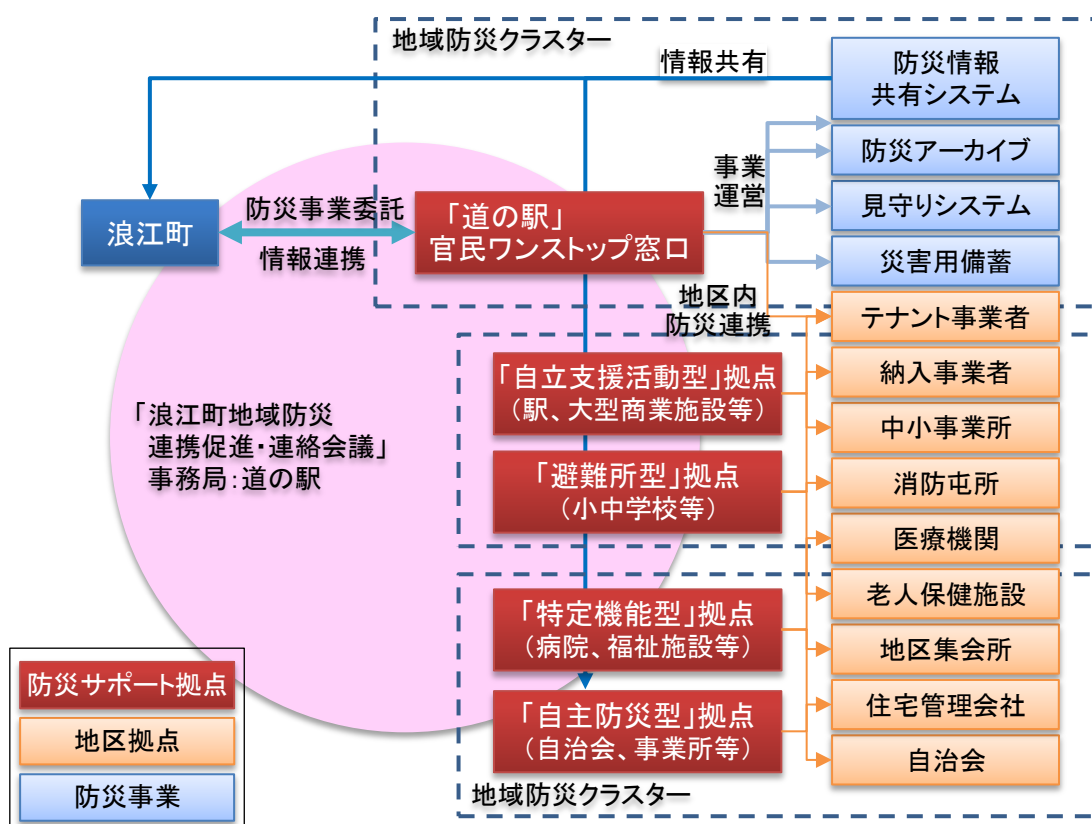
- 町内の各施設は、施設の規模や特性に応じて、性格の異なる防災サポート拠点として位置づけられる。
- 「自律支援活動型」施設は、平常時・災害時の多くの防災機能を担う潜在的ポテンシャルを有する。これらの運営事業者等に対し、災害時の協力協定の締結を前提として、防災機能の一部を事業委託することを検討する。
- 拠点ごとの性格を踏まえ、相互の連携を促進する防災モデルについて検討する。

(2) 地域防災クラスターの核としての防災サポート拠点（仮説）

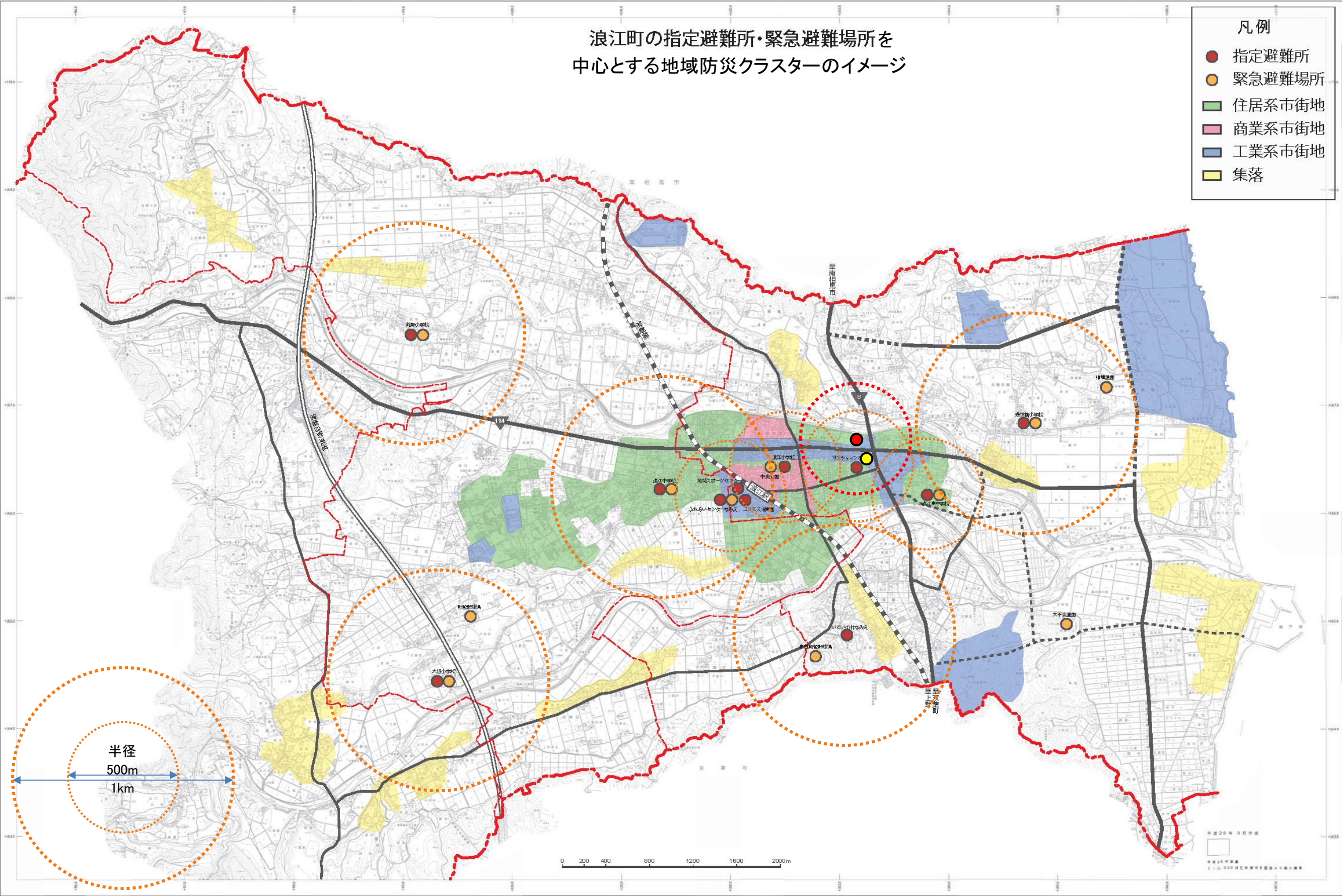
性格の異なる防災サポート拠点が、災害時にそれぞれの機能を発揮するためには、町域の被災想定、今後の町民帰還による人口分布、再整備される施設分布等に基づく拠点の適正配置と、拠点の活動を促進する仕組みが必要である。拠点の適正配置計画の前提として、町の地域防災計画の枠組みを踏まえた「防災モデル」について検討する。

今後、浪江に戻る町民は、町内の各地区へ徐々に帰還してくることが想定される。町内全地区を一つの防災サポート拠点でカバーすることはできないため、一定のエリア単位ごとに複数の拠点が必要になる。小さな拠点を地区ごとに束ね、防災機能を相互に補完する「地域防災クラスター」の形成を想定し、帰還の状況に応じて防災サポート拠点を指定していくこととする。

町は、防災サポート拠点間の連絡会議を設置して、平常時から拠点間の連携を図るものとし、「道の駅」運営するまちづくり会社は、官民ワンストップ窓口として連絡会議事務局を担う。また、防災情報共有システム、見守りシステム等の運営、防災備蓄等の防災事業を実施することを想定する。各防災サポート拠点は、地区拠点とも連携し、平常時には防災教育・防災訓練、災害時には自主防災組織としての応急対策等を実施するものとする。



図表 5-3 浪江町の「防災モデル」地域防災クラスター（仮説のイメージ）



図表 5-4 地域防災クラスターの町内展開イメージ

2. 浪江町で民間委託が可能な機能の想定

浪江町における官民連携の防災体制についての仮説と、民間事業者等の取り組み調査等を踏まえて、浪江町で民間委託が可能な防災機能・役割について検討する。

民間への委託範囲検討の前提として、防災事業の包括的な民間委託、官民の役割とリスクの分担を明示した防災協定の締結と、町内の防災サポート拠点を統括する拠点として官民ワンストップ窓口を想定する。ここで、防災事業の包括的な委託とは、平常時の災害予防活動として、防災に関する情報共有や町民の見守りサービス等を防災事業と位置付け、防災計画の策定や防災マニュアルの整備、防災訓練の実施等と合せて、包括的に事業委託することをいう。委託に際しては、災害時における協力協定を締結するものとし、特に災害発生時の応急対応について、民間事業者等の役割とリスクの分担、災害対応の具体的な発動基準等の明示について検討するものとする。また、仮説として、官民ワンストップ窓口の機能を担う防災サポート拠点に「道の駅」を位置づけ、浪江町の「まちづくり会社」または施設の管理運営主体となる民間事業者等が、防災事業の受託事業者となることを想定する。

検討の前提

- 包括的な防災事業の委託
- 災害時における協力協定の締結
- 防災サポート拠点の役割としての官民ワンストップ窓口

検討にあたっては、法規制等による制約、事業的な効率性、効果的な防災施策の実現性を切り口として検討する。第一に、特に災害時の応急対策等のうち、民間事業者等が関与することへの法的な制限があるものについて確認する。特に、救助活動や医療行為等、専門的な技術・資格等を要する活動について、受託事業者が過大なリスクを負う可能性に留意する。第二に、民間事業者等の事業ノウハウを活用し、平常時の災害予防事業が災害時の応急対策に移行できる等、効率化が期待できる事業を抽出する。第三に、官民が連携することにより、浪江町の防災施策が効果的に実現される事業の組み合わせについて検討する。

検討の切り口

- 法規制等による制約の確認、民間事業者等が負うリスクへの配慮
- 民間の事業ノウハウの活用による事業性の向上
- 官民の連携による防災施策の効果的な実現

(1) 法規制、及びその他の制約

防災サポート拠点の機能の想定（図表 3-1 2）で抽出された機能のうち、法規制等による制約・活動リスクを伴う機能としては、平常時における介護・福祉、災害発生時の医療・救護活動等が想定される。その他、災害時の通信規制・交通規制等、被災状況による制約を受ける通信・輸送等の機能が想定される。

防災事業としての介護・福祉機能については、高齢者、障害者等の要支援者に配慮した避難支援等の関係者を確保し、平常時の見守りサービス、災害発生時の安否確認・避難誘導等を行うことを想定している。平常時の防災活動について、介護・福祉事業の中で行う場合には、従事者の資格要件等に留意して配置する必要がある。

救護・医療活動のうち、救護活動は災害時に設置される災害対策本部の指揮下で消防・警察等とも連携して対応する機能、医療活動は医師・看護師等の有資格者による医療行為とその補助機能と考えられる。これらは防災サポート拠点が直接的に活動するのではなく、指揮命令系統の中での官民の窓口機能を担い、関連情報の共有、活動支援、支援ボランティアの受け入れ・派遣等の周辺活動を担うこと、その他に施設特性と防災サポート拠点の性格（図表 5-1）で類型化した拠点の性格のうち、「特定機能型」拠点における役割として実施される場合がある。

被災状況により制約を受けることが想定される機能については、防災事業の委託、防災協定の締結に際して、地域防災協定や被災想定等の与件を踏まえ、権限規定等の詳細を検討する必要がある。

機能	法規制等の制約条件、現場の状況等	想定される役割、対応等
介護・福祉	従事者の資格要件 平常時の見守りサービス等の防災事業について、介護・福祉事業と連携する場合、従事者の資格要件等の確認、有資格者の確保が必要。	平常時の防災事業を通じて、災害時の要支援者の避難支援等関係者を確保。福祉施設や民生委員・消防団等とも連携し、社会福祉施設等の支援活動の実施を想定する。
救護	活動リスク 消防・警察等の専門機関の指揮下で組織的な対応が必要。特殊技能等を要する活動、二次災害等、民間事業者が過大なリスクを負う可能性への配慮が必要。	指揮系統の窓口機能、救護活動のための情報収集・共有化、救護活動の物的支援、支援ボランティアの受け入れ・派遣等の人的支援等の実施を想定する。 「特定機能型」拠点では、医療・福祉施設・関係団体等との防災協定に基づき、平常時の防災事業、災害時の医療救護活動・医療品備蓄の供給等を行うことを想定する。
医療	従事者の資格要件 病院等の専門機関の指揮下で組織的な対応が必要。医師・看護師等、有資格の医療従事者の確保が必要。	規制が行われた場合の民間事業者の業務範囲、通行・利用の許可手続き等について、協力協定等に規定を設ける等、対応の詳細検討が必要。
通信・輸送	通信規制、交通規制、入場規制等の可能性 通信インフラ、道路、施設等の被災状況によって、通信や輸送、施設の利用に制約を受ける可能性がある。	

図表 5-5 法規制等の制約に基づく機能と役割の想定

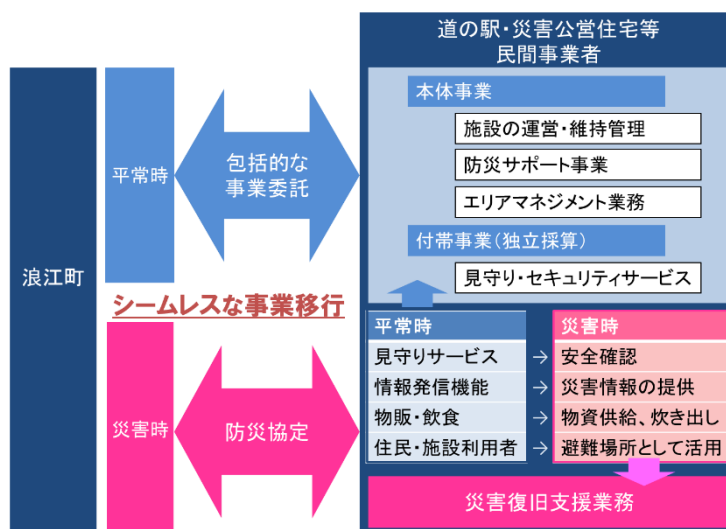
(2) 防災事業の事業性

施設の特性と防災機能の関係整理（図表 5-2）では、浪江町の公共・公益施設の特性ごとに期待される災害予防と応急対策の機能との関係を整理した。防災事業として民間に委託するにあたっては、施設を運営する民間事業者等の事業ノウハウを活用し、効率的な防災サポートを行うことが期待される。特に、平常時の事業から災害時の応急対策へシームレスに移行し、物資供給・人的配置等が円滑に行われる機能の組み合わせを検討することが望ましい。

災害時に移行可能な機能としては、町民との情報連携、行政との情報連携、パトロール機能、再生エネルギー等の機能が考えられる他、平常における防災教育・訓練等の実施が「自主防災型」拠点における自立防災機能の強化にも繋がると期待される。

防災機能	想定される防災事業 (平常時/災害時)	事業効果
町民との 情報連携	デジタルサイネージの運用による情報発信（行政情報の発信、広告/災害情報、避難情報等の発信）	平常時の広告事業等による収益確保、災害時における活用の促進効果
行政との 情報連携	災害掲示板等の防災情報共有システム運営による防災情報収集、民間の情報共有と行政との窓口機能に基づく情報連携	平常時の公共施設管理業務等における情報管理、災害時における活用の促進効果
パトロール/ かけつけ機能	警備・上房と協力した見回り、パトロール機能/組織的救助・避難・要支援者の安否確認等のかけつけ機能	災害時に備えた連携体制の構築、住民組織や民間事業者等による自主防災活動の強化、要支援者対応の体制整備
再生エネルギー/ 非常電源供給	再生エネルギーの普及促進、エネルギー自給の取り組み/非常電源供給	拠点ごとの自立防災機能強化、避難所等における生活支援機能強化
防災教育・訓練/ 自主防災機能	防災知識の普及・啓蒙、浪江町の防災体制の周知、防災計画・防災マニュアルの随時更新、防災訓練の実施/自主防災活動としての自律的な初動対応	各拠点の自主防災機能の整備、自律的な初動体制の整備、浪江町としての官民連携防災体制の構築

図表 5-6 事業効率が期待される防災機能



図表 5-7 災害発生時のシームレスな事業移行

(3) 防災施策の効果的な実現

浪江町の防災モデルとして地域防災クラスター（図表 5-3）を検討した。町内に展開する防災サポート拠点が、それぞれの施設特性に応じた防災機能を有し、自律的に災害対応を行う地域防災クラスターを形成する。

「道の駅」は、官民ワンストップ窓口としての役割を担い、防災事業を包括的に受託し、防災情報システムの運用等の防災事業を実施するとともに、浪江町の地域防災連携を促進するための連絡会議事務局を担当する。防災事業の民間委託を通じて官民が連携し、地域防災計画の浸透を図り、浪江町の防災施策が効果的な実現を促進する。

官民ワンストップ窓口として、「道の駅」は浪江町の「防災モデル」を支える 5 つの役割を備える。以下に 5 つの役割について整理する。

(ア) 平常時における関係機関との連携体制の構築

災害時において連携が必要となる民間事業者との「防災連絡会議（仮）」を設置し、平常時からの関係構築、関係維持を図る。具体的には、各社の担当窓口の共有、災害時における各社の役割や具体的なオペレーションの確認、各社固有の災害時の取り組み方針に関する情報共有などが想定される。これには、平常時に実施しておくべき防災体制・防災マニュアルの見直し更新、定期的な会合等による各防災サポート拠点や住民を含む防災教育・防災訓練の計画・実施といった実務も含まれる。

また、被災想定に基づく災害対応体制への移行基準（発動基準）を設定することにより、町からの応援依頼が発出される前、町が応援依頼を発出できる状態にない場合においても、自律的に災害時対応の体制に移行し、各支援作業を開始することが可能となる。さらに、初動対応と情報連携体制を定めた災害対応マニュアル（初動 SOP）を整備しておくことにより、災害対策本部や官民ワンストップ窓口との連携が取りにくい初動時においても、連携体制の構築や個別の初動支援活動を実施することが可能となる。

(イ) 民間に関する動向把握、情報共有

災害時の民間に関する動向把握を行うとともに、「民一民」間の情報共有を図る。ここには、町内に立地している全国チェーン、及び地元事業者が含まれ、被災状況や災害応援に関する活動等について、民間同士での情報共有を図ることを想定している。

(ウ) 被災時の外部からの受援

支援物資（集積、仕分け、ニーズマッチング、配送など）のほか、社会福祉協議会が実施しているボランティアに関する業務の後方支援（受付、ニーズマッチング、派遣など）を担うことを想定している。とりわけ、支援物資については、一連の業務を民間の裁量に担うことができる可能性も高い機能であることから、町内の状況を一括して把握し、司令塔となることが期待される。

(エ)道の駅利用者の避難支援

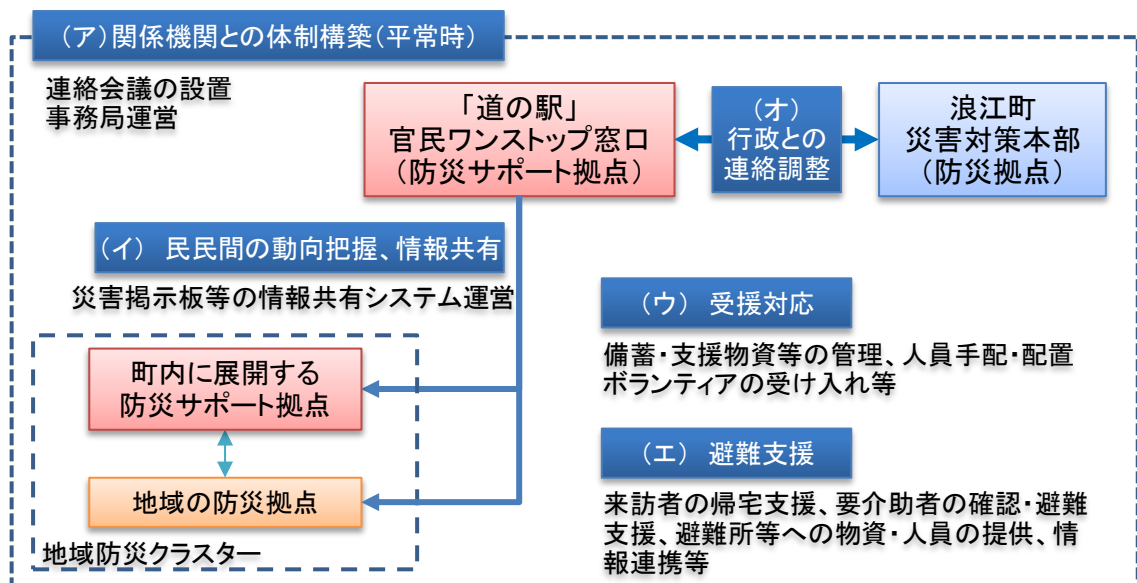
前掲「地域防災クラスターの核としての防災サポート拠点（仮説）」でも述べた通り、本調査においては、官民ワンストップ窓口は「道の駅」を運営するまちづくり会社が運営を担うことを想定している。このため、「道の駅」として備えている施設及び設備を活用した「避難場所の提供」や「炊き出し」など、避難支援機能の提供も期待される。

(オ)行政との情報連携、各防災拠点との情報共有

民間の情報を一元的に収集・整理するとともに、それらの情報を行政に対して提供し、行政からの指示や依頼を再び民間に伝える「連絡調整」を担うことを想定している。この際、行政側に設置される災害対策本部において、官民ワンストップ窓口のカウンターパートとなる担当者が配置されることが前提である。

これにより、従前は、所管課や分野ごとに管理することになっていた民間に関する情報が一元化されることに加え、行政から民間への指示や依頼も円滑化されるなど、災害時における復旧業務が効率化、合理化することが期待される。

行政にとっては、官民連携包括事業契約によって平常時の業務の効率化、合理化が図られるとともに、当該契約の包括性を生かしたまま災害時における対応を民間に委ねることができるメリットがある。一方、デメリットとしては、包括性ゆえに民間事業者の体制構築が困難となる可能性があること、官民ワンストップ窓口をめぐる、官民の情報がかえって錯綜することのないよう方策を講じる必要があること等が考えられる。とりわけ、前者の体制構築に関しては、民間事業者の参入障壁が高くなるリスクがあり、役割分担やリスク分担に関しては、民間の意向を踏まえて慎重に検討する必要がある。



図表 5-8 官民ワンストップ窓口の役割

第6章 他自治体との連携可能性調査

前章までに、浪江町における防災サポート拠点の機能・役割の整理から、町全体の防災体制のあり方として「地域防災クラスター」の考え方を示した。また、官民の役割分担、施設特性に基づく防災サポート拠点間の機能連携について整理し、「道の駅」を中心とする浪江町の「防災モデル」を提示した。

本章では、浪江町と周辺自治体、又は、遠隔自治体等との連携の可能性を探るため、全国の自治体間の防災協定に関する事例調査を行う。これを踏まえて、浪江町の防災モデルにおける自治体間連携の意義と可能性について考察し、効果的な連携のあり方について検討を行う。

1. 自治体間の防災協定の事例

(1) 自治体間の防災協定の現状

市区町村間の相互応援協定の締結状況は下表（図表 6-1）のとおりとなっている。東日本大震災以降、遠隔地の自治体との相互応援協定など、広域防災応援協定に取り組む自治体が増えており、平成 27 年 4 月 1 日時点で自治体間の協定を締結している市区町村は 97.9%、都道府県の自治体と協定を締結している市区町村は 71.2%に上る。

年月日	市区町村数①	市区町村間の相互応援協定		都道府県と市区町村との協定	
		締結数②	締結率②／①	締結数③	締結率③／①
平成 27 年 4 月 1 日現在	1,741	1,705	97.9%	1,240	71.2%
平成 26 年 4 月 1 日現在	1,742	1,697	97.4%	1,183	67.9%
平成 25 年 4 月 1 日現在	1,742	1,650	94.7%	1,051	60.3%
平成 24 年 4 月 1 日現在	1,742	1,645	94.4%	959	55.1%
平成 23 年 4 月 1 日現在	1,619	1,476	91.2%	757	46.8%

出所：消防庁「地方防災行政の現況」（平成 28 年 1 月）より作成

図表 6-1 市区町村間の相互応援協定の締結状況

(2) 近隣自治体間で締結される防災協定

近隣自治体間で締結される防災協定は、包括的な相互応援協定のほか、消防、災害廃棄物処理、避難所の相互利用に関するものがある。近隣自治体としては、隣接する自治体間、あるいは県及び県内自治体で協定が締結されている。

協定内容	締結自治体
消火活動	東京都府中市、国分寺市、国立市
	兵庫県淡路市、洲本市、南あわじ市
	東京都、千葉県松戸市、鎌ヶ谷市、流山市、柏市、市川市、埼玉県三郷市
	長崎県大村市、佐世保市、東彼杵市、川棚町、波佐見町、諫早市
避難所の相互利用	東京都立川市、国分寺市、府中市
災害廃棄物処理	兵庫県、県内市町
水道	岐阜県、県内市町村

出所：各自治体の公表情報より作成

図表 6-2 包括協定以外の自治体間協定の事例

(3) 遠隔自治体間で締結される防災協定

遠隔自治体間で締結される防災協定は、双方の自治体が同時に被災する可能性が低いと、一方の自治体が被災した場合の補完機能として有効である。このため、必要な物資の提供や救援救助、職員等の派遣、被災者の受入・収容施設の提供等が主な内容となっている。また、東日本大震災後、災害発生時に連携先自治体の情報をホームページ上で代理発信する協定の締結事例が増えている。(千葉県浦安市と茨城県下妻市、秋田市と徳島市、福島県喜多方市と埼玉県加須市など)

また、姉妹都市や友好都市など、平時から交流を有する自治体との間において、一対一で締結している災害時における協定を締結している事例がある。いずれの事例においても、平常時のイベントや体験学習など定期的かつ継続的な交流を行うことで災害時にも効果的な応援を可能とする体制を整えている。また、災害時の応急対策のみならず、港区といわき市の事例に見られるように、災害の間接的な被害への応援を含めて友好的な関係性の中で復興へ向けて中長期的な協力を行うことが特徴的である。

締結自治体	世田谷区、川場村
締結の背景	- 昭和56年より「区民健康村相互協力に関する協定（縁組協定）」を締結し、都市と農山村の継続的な交流により友好関係を築いた。 - 長い交流の歴史の中で、平成7年に災害時の協力体制を一層強化するために災害時の相互に協力を行うことについての協定を締結。
概要	- 平常時には農業塾や小学校の移動教室といった取組により相互の住民同士の顔が見える交流の場をつくる。 - 防災協定の内容には生活物資の提供、その他応急対策用資機材及び応援職員等の援助といった一般的な内容に加え、「区民健康村総合協力協定」の趣旨に鑑み、個人又は団体からボランティアとして援助の申し出があった場合は、その内容を把握整理し、適切な支援が図れるよう努めるものとするとの取り決めがある。 - 援助の要請手段は口頭、電話又は電信で行うことができ、文書による正式な依頼は後日で可。 - 文書が初期に必須ではないため迅速な対応が可能。

出典：世田谷区地域防災計画 資料編

図表 6-3 姉妹都市間の防災協定事例（世田谷区、川場村）

締結自治体	豊島区、秩父市
締結の背景	- 両自治体は西武池袋線の起終点で結ばれており、互いの個性を活かしながら交流を深める目的で昭和58年に姉妹都市宣言を發表。 - 平成21年には交流・連携の一層の強化を目的に新たに友好都市協定を締結。
概要	- 平常時には観光物産展や親子田植え稲刈り体験教室、民俗芸能inとしま、秩父ファンの集いなどの交流事業を行う。 - 両自治体の防災協定においては、一方が被災し、かつ被災自治体独自では十分な応急活動が困難な場合に物資や人員の協力や支援を行う防災協定を締結している。

出典：豊島区ホームページ

図表 6-4 姉妹都市間の防災協定（豊島区、秩父市）

締結自治体	港区、いわき市
締結の背景	- 平成6年にいわき市が港区内にアンテナショップをオープンしたことが交流の契機となり、平成20年に「商店街友好都市に関する基本協定」を締結。 - 区民まつりなどのイベントへのいわき市の出店や体験学習交流により親睦を深めている。 - 東日本大震災以降、区といわき市の災害時の協力関係を強固なものにし、区の防災体制を強化するため、災害に特化した協定の締結を行った。
概要	- 区は東日本大震災の被災地であるいわき市に区民から提供された支援物資や飲料水、リサイクル家具の送付、区職員の派遣を行った。 - 原子力発電所事故の風評被害を払拭するために港区、商店連合会、いわき市の共催で農産物の販売会を行った。

出典：特別区 第3分科会研究員「基礎自治体間の対等・協力関係と連携」

図表 6-5 姉妹都市間の防災協定（港区、いわき市）

姉妹都市及び友好都市の他に、下記のように様々な協議会等の団体を設置し、幹線道路・鉄道路線の沿線等を縁として締結している例も多く見られる。

防災協定を締結する任意団体	加入自治体
廃棄物と環境を考える協議会	茨城県北茨城市、千葉県浦安市ほか1都5県の65市町村
全国さくらサミット	北海道新ひだか町、秋田県仙北市、宮城県柴田町、福島県富岡町、群馬県前橋市、埼玉県幸手市、新潟県五泉市、岐阜県本巣市、奈良県吉野町、島根県雲南市、宮崎県日南市、茨城県日立市
東海道五十三次市区町	東京都品川区、神奈川県横浜市、小田原市、静岡県袋井市ほか1区13市6町
全国梅サミット協議会	青梅市、湯河原町、知多市、水戸市ほか8市3町
平成3年生まれ同期市	埼玉県鶴ヶ島市、大阪府阪南市、埼玉県日高市、奈良県香芝市、東京都羽村市

防災協定を締結する 任意団体	加入自治体
石油基地自治体協議会	北海道室蘭市、千葉県袖ヶ浦市ほか 63 市 1 町
全国青年市長会	北海道室蘭市、沖縄県石垣市ほか 70 市 3 区
北関東・新潟地域連携 軸推進協議会	新潟県柏崎市、群馬県高崎市ほか 15 市 4 町
全国原子力発電所所在 市町村協議会	新潟県柏崎市、静岡県御前崎市ほか 6 市 14 町 4 村
国際特別都市	愛媛県松山市、大分県別府市、静岡県伊東市、熱海市、奈良市、 京都市ほか 11 市 ※東日本大震災を受け、3 ブロックに分けて各ブロックに幹事 市を置くこと等を設定
五街道どまん中防災協 力宣言	神奈川県小田原市、山梨県大月市、栃木県小山市、那須塩原市、 長野県塩尻市
外国人集住都市会議	群馬県伊勢崎市、太田市、長野県上田市、飯田市、岐阜県大垣 市ほか 22 市 1 町
競艇開催市	東京都青梅市、大阪府伊丹市、広島県大竹市ほか 17 市
九州新幹線西九州ルー ト沿線	長崎県大村市、諫早市、長崎市、佐賀県武雄市、嬉野市
東海環状自動車道沿線	岐阜県土岐市、多治見市、関市、美濃市、瑞浪市、美濃加茂市、 可児市、愛知県瀬戸市、豊田市
中部環境先進 5 市	岐阜県多治見市、愛知県安城市、新庄市、静岡県掛川市、長野 県飯田市

出所：各自治体の公表情報より作成

図表 6-6 遠隔自治体間の防災協定の事例

(4) 民間事業者を巻き込んだ自治体の災害関連の取組

複数の民間事業者や自治体との連携が構築されている例は全国的に見ても多くはない。先進的な取組として下記に2つの事例を取り上げる。単なる自治体同士あるいは官民間の協定の締結にとどまらず、それぞれの立場が果たすべき役割を災害時に確実に実行するためには、協定に加えて、独自のシステムの構築や継続的かつ主体的な関係づくりが求められる。災害時のためだけの仕組みに労力やコストを割くことは困難であり、平常時の業務や活動内容、特徴等を有効に活かすことで、仕組みが構築されることが望ましい。

事例1 「ほしい物リスト」サービスによる物資輸送に関する協定	
連携自治体及び民間事業者	徳島県、アマゾンジャパン・ロジスティクス（株）、ヤマト運輸（株）
概要	・ Amazon の「ほしい物リスト」に登録された被災者が必要とする物資を全国の Amazon 利用者が支援物資として購入する。 ・ ヤマト運輸は徳島県の要請に応じて Amazon から発送される支援物資を県内の支援物資集積所や避難所へ配達する。 ・ 自治体の役割は、①ヤマト運輸へ「緊急通行車両確認標章」を速やかに発行すること、②道路状況等の物資輸送に必要な情報の提供を行うことである。
特徴	・ 被災者が真に必要な物資を、必要な量だけ迅速かつ確実に届ける物資輸送モデル。 ・ 民間事業者と連携することにより行政の公的な支援物資だけでは行き届かない被災者のニーズにきめ細やかに応えることが可能。

出典：Amazon ホームページ

図表 6・7 民間事業者との連携事例1

事例2 メディアミックス地域間共助連携	
連携自治体及び民間事業者	(一社) 南三陸復興まちづくり機構、南三陸町、(一社) 登米市観光物産協会、登米・南三陸フェスティバル、酒田市、酒田・中通り商店街振興組合、ハーバーラジオ酒田エフエム放送(株)、下諏訪町、諏訪シンクタンクアライアンス、LCV(株)、笠岡市、元気笠岡推進協議会、エフエムゆめウェブ(株)、宇宿商店街振興組合、(株) ニューメディアデザインレイズ、(株) レスキューナウ
概要	- 平成20～21年度に内閣府の事業を活用して始まった「ぼうさい朝市」のネットワークが母体となり災害時に共助可能な「顔が見える関係づくり」を行う。 - 協議会は活動計画の立案や会議の主催を行い、行政職員と民間関係者が一堂に会して防災対策や災害の対応方法を話し合う場づくりをする役割を担う。 - 災害時において、混乱している被災地に直接救援物資を送るのではなく、比較的被害の少ない「隣」を中継点として、情報と物資を集約し、「隣からの支援」を行うことを目的としている。 - 平常時の取組では「ぼうさい朝市」で交流のきっかけづくりをしたうえでFMラジオやスマートフォンアプリによる地域間の情報交換を日常的に行い、継続的な関係性を構築する。 ※ぼうさい朝市＝協議会加盟自治体の商店街において、各自治体の特産品を持ち寄って販売等を行うイベント。
特徴	- 近隣に位置する自治体と、遠隔地の自治体を共に含んだ協定とすることで、支援の供給源と「隣」である中継地の役割の両方の確保が可能。 - 収益性が見込まれる民間の取組と組み合わせることで、資金源を確保することができ、防災・災害対策事業の継続的な取組を図る。

出典：国土交通省国土政策局 平成25年度「広域的地域間共助推進事業」

図表 6-8 民間事業者との連携事例2

(5) 福島県内「道の駅」における防災機能の向上に係る取組

福島県においては、道の駅の防災機能の向上のため、各施設において無料 Wi-Fi、情報モニターの設置を行い、非常用電源用の太陽光パネル設置に向けて現地調査にも取り組んでいる。また、地域防災計画に位置づけられている道の駅の役割は、①自衛隊災害派遣活動拠点、②資機材等の保管場所等である。

県として道の駅の位置付けを定めた上で、災害発生時における迅速かつ的確な応急対策等の実施のために、福島県と県内の「道の駅」から構成される「道の駅」連絡会（事務局：福島河川国道事務所）は「道の駅防災総合利用に関する基本協定」を平成 20 年に締結している。協定に基づき、災害発生時には県からの要請に応じて、道の駅管理者は「道の駅」施設やスペースを下記に示す利用目的（例）のために提供する。

- ・ 避難施設（臨時入浴施設を含む）の提供
- ・ 救援物資の提供及び保管
- ・ 救援物資の運送に係る拠点・中継施設の提供
- ・ 防災関係機関の活動拠点場所の提供
- ・ 道路情報、被災情報等の発信
- ・ 広域非難における中継・休憩施設の提供 等

出典：国土交通省 道路局 国道・防災課「「道の駅」の災害時における活用について」

図表 6-9 福島県における「道の駅」の防災機能向上に資する利用目的（例）

2. 自治体間の連携の意義（考え方）と浪江町における可能性

(1) 自治体間の連携の意義

近隣自治体は、大規模災害の発生時には同様の被災状況に陥る可能性が高いことから、物資や人材の融通は限定的と考えられるものの、距離の近さから、消火活動や避難所の融通においては連携のメリットは大きい。また、災害発生から一定の期間後には、廃棄物処理やインフラ復旧など、協働して復興を進める必要があるため、災害時の具体的な連携内容を想定した協定の締結には意義があると考えられる。

一方で、遠隔自治体は物理的な距離が遠いため、初動時の支援は限定的にならざるを得ないが、同時に被災をしていない可能性が高いため、物資や人材の提供、避難住民の受入、役所機能の確保について、協力を得ることができる。

(2) 浪江町における可能性

第4章の2で整理したとおり、浪江町においても、周辺市町村をはじめ、東日本大震災後には遠隔地の自治体との相互応援協定を締結し、災害時の救助・救援、情報収集・提供、物資・資材の確保、避難者の収容等の応援体制を整えている。ただし、遠隔自治体との協定は、「全国報徳研究市町村協議会」（第4章参照）の加入自治体間のみであり、また同協議会は県内自治体も多く参加していることから、確実な支援を得るためには、一対一、あるいは少数の自治体間での相互応援協定を検討する必要がある。

また、協定の内容についても、物資や人材だけでなく、例えば本章1(2)に述べたように他自治体のホームページでの情報発信を可能とする協定など、実際に起こりえる事態を想定した具体的な協定を締結することが有効であると考えられる。

第7章 新しい官民連携のあり方の検討

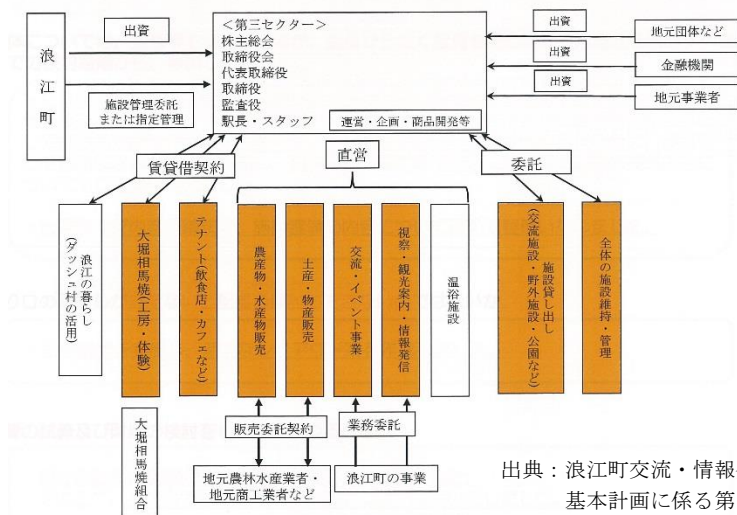
1. 災害時における新たな官民連携スキーム

交流・情報発信機能を備えた「道の駅」は、町の復興拠点施設であると同時に、防災サポート拠点としての役割を持つ。運営事業者である「まちづくり会社」（第三セクター）は、この2つを包括的に受託し、官民連携包括事業契約を締結することが考えられる。

官民連携包括事業契約

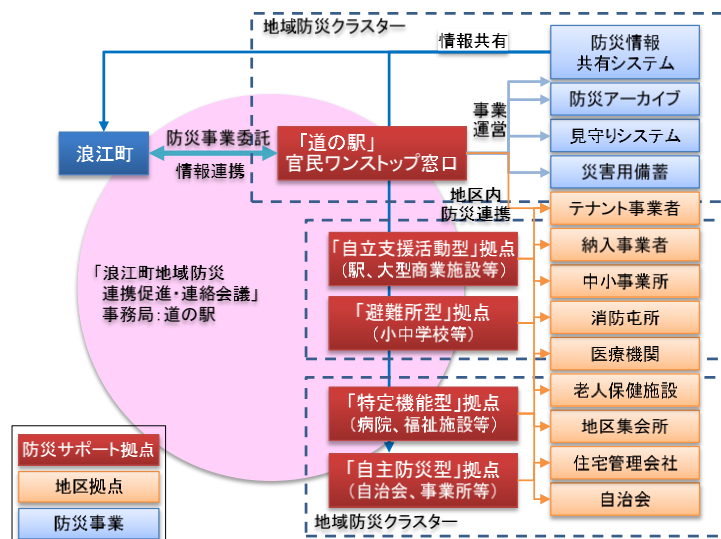
交流・情報発信機能を備えた町の復興拠点施設（第三セクター）
『道の駅』の施設管理または指定管理を町より受託【第2章 2.(8)】

第三セクター事業スキーム案（着色部は初開整備施設）



出典：浪江町交流・情報発信拠点施設
基本計画に係る第4回検討委員会資料

地域防災クラスターの核としての防災サポート拠点
『官民ワンストップ窓口』として町より防災事業を受託【第5章 1.(2)】



図表 7-1 「道の駅」が担う2つの立場

2. 新しい官民連携手法の検討

(1) 事業手法

上記の事業スキームを実現するための事業手法としては、①包括委託、②PFI（BTO、BOT）、③PFI（コンセッション）の3通りが想定され、メリット、デメリットは下図の通りであるが、以下に示すPFI適用要件を満たすことが難しいと考えられることから本調査では「①包括委託」を前提として検討を行うこととする。

（PFIの適用要件）

- ・民間ノウハウ・資産の活用可能性がある。
- ・一定の事業規模がある。
- ・民間事業者の参画意向がある。
- ・整備スケジュールに制約がない。

（参考）事業手法毎のメリット・デメリットの整理

事業手法	内容	メリット	デメリット
①包括委託	道の駅は公設とし、運営、維持管理を含む業務を包括的に委託する。	包括性による業務の効率化、委託費の節減できる。	民間事業者の体制構築が困難になる可能性がある。（参入障壁が高くなるリスクがある。）
②PFI（BTO、BOT）	PFIによって道の駅の整備、運営、維持管理を包括的に委託。「官民ワンストップ窓口」も当該業務に含む。施設整備後に所有権を町に移すBTO、事業期間中は民間において施設を所有し、事業終了後に町に所有権を移すBOTの両方が考えられる。	民間資金を活用した整備、運営、維持管理が可能となる。	・PFI法に基づく手続きなど、行政の事務負担が大きくなる。 ・参画する民間事業者にはPFIのノウハウが必要である。
③PFI（コンセッション）	PFIによって道の駅の整備、運営、維持管理を包括的に委託。道の駅の運営権を設定し、事業期間中においては民間が独立採算で実施する。	独立採算による事業が前提となるため、民間の裁量がより大きくなる。	・PFI法に基づく手続きなど、行政の事務負担が大きくなる。 ・参画する民間事業者にはPFIのノウハウが必要である。民間事業の収益性が問われるため、道の駅の集客力が厳しく問われる。

図表 7-2 事業手法毎のメリット・デメリット

(2) 事業主体

事業主体としては、浪江町の現状に照らし、当面は町が 100%出資するまちづくり会社が担う想定である。

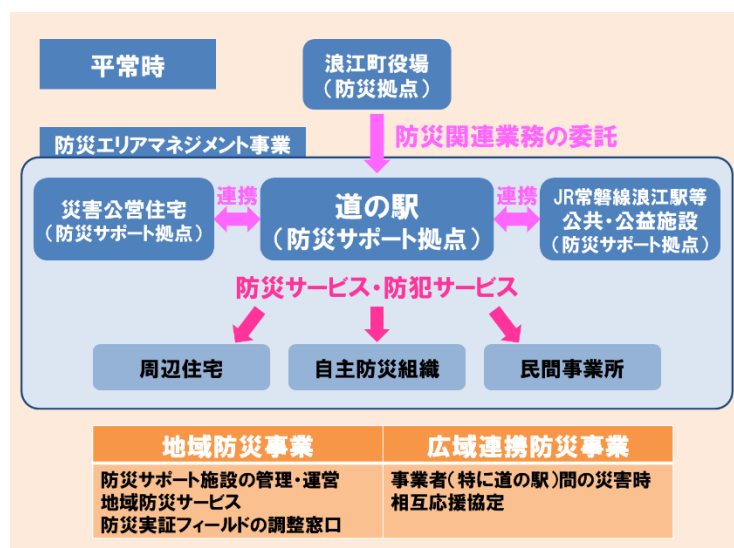
ただし、集客事業が業務の大半を占める道の駅の事業特性を考慮し、段階的に町の出資率を引き下げるなど、裁量、権限等を民間に移譲していくことが望ましい。

3. 浪江町における官民連携のあり方

防災サポート拠点における防災事業は、拠点をコミュニティ形成の核として位置付け、エリアマネジメント事業を展開することが考えられる。

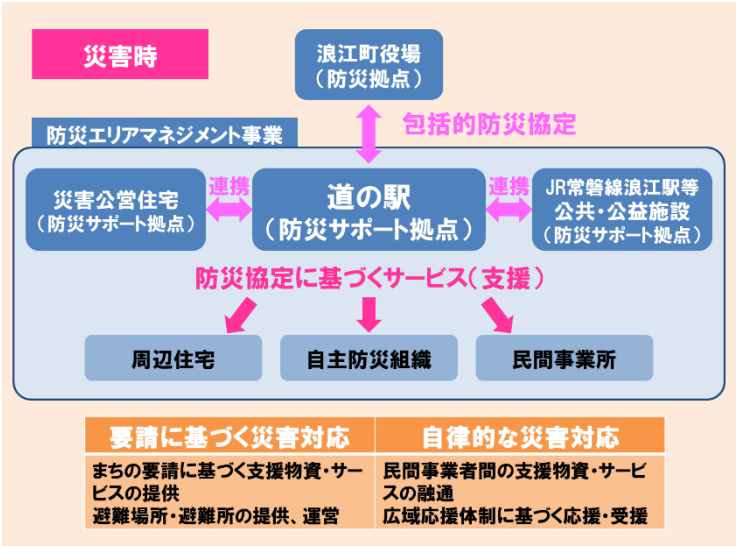
ここでは、交流人口の拡大、安定雇用の創出等を図っていくことが求められ、災害時にも生活基盤を失わない「コミュニティの継続性」の確保を目標として、防災サポート拠点を核とする「防災エリアマネジメント」の展開が大切となる。

平常時は、防災施設の管理運営、民間ノウハウを活かした防災事業の展開を図る拠点となる。特に道の駅においては、防災エリアマネジメントの推進主体としての立場が期待され、エリアマネジメント組織が持続的に継続していくために、「防災実証フィールドの調整窓口」等地域自主防災組織の災害対応力向上を図るとともに収益事業を展開することにより、公益的活動として災害時の相互応援協定を締結する。



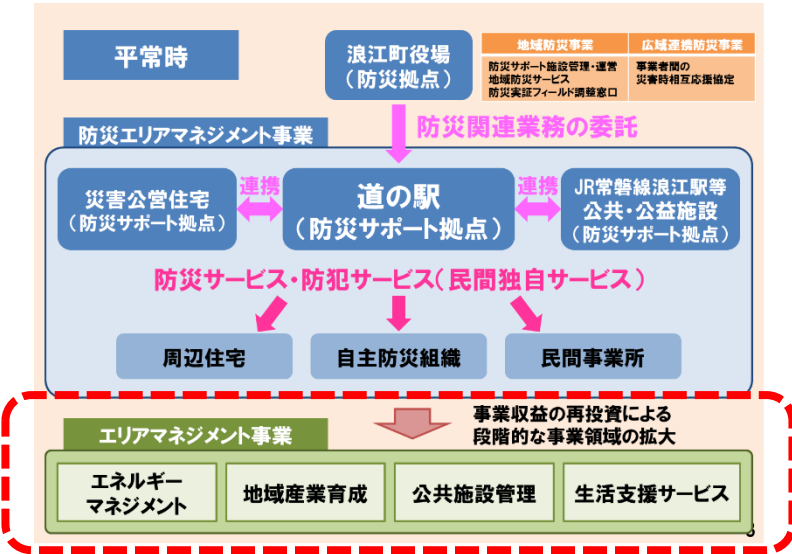
図表 7-3 平常時のスキーム

一方、災害時は、町の要請を受けた情報伝達や物資・サービスの調達だけでなく、避難所運営や被災地応援・受援等の活動において、町との役割分担に基づく自律的な災害対応を行うための環境を整備する。



図表 7-4 災害時のスキーム

将来的には、町民の帰町に合わせて、エネルギーマネジメント事業、農業の6次産業化による地域産業育成事業、公共施設の維持管理に関する包括的管理業務といった地域環境形成事業等を展開し、エリアマネジメント事業の領域を拠点周辺から旧市街地、さらには町全体に拡大していくことにより、「復興から地方創生へ」の流れも視野に入れた「ふるさと浪江の再生から発展」に向けて、このエリアマネジメント組織が発展していくことが期待される。



図表 7-5 新しい官民連携手法としての防災エリアマネジメント事業の展開

第 8 章 民間事業者参画の可能性検討

1. 民間事業者等へのヒアリング実施計画

(1) ポテンシャル調査

災害対応の経験・技術を有する事業者等に対して、浪江町の防災体制構築に役立つ情報・意見等を求め、防災サポート拠点の機能整備、防災事業のスキーム構築の参考とする。

具体的には、以下の 2 社に対しヒアリングを行い、その結果は、第 3 章 1(4) で整理している。

ヒアリングした民間事業者の概要（図表 8-1）は以下のとおりとなっている。

民間事業者	特 徴
A社	・ コンビニエンスストア最大手 ・ 全国各地に出店している
B社	・ 大手ゼネコンの子会社（建物管理会社）。 ・ オフィスビル・マンション・工場・病院などの管理・清掃・警備を行う。 ・ 超高層ビルなど大規模建物に実績。

図表 8-1 ポテンシャル調査を行った民間事業者等の概要

(2) 参加意向調査

浪江町における官民連携の防災事業のスキームを示し、事業者の参画・協力の意向を把握するとともに、参画するための条件整備等に関する意見を求め、事業化促進の参考とする。

具体的には、ポテンシャル調査を行った 2 社に加え、以下に示す民間事業者等（全国事業者）8 社（図表 8-2）に対しヒアリングを実施し、地元事業者 66 社に対してはアンケートを実施する。

(ア)全国事業者（ヒアリング）

民間事業者	特 徴
C社	・ 給食サービス事業者、道の駅運営も実施。
D社	・ 警備サービス、セキュリティ事業者。 ・ 浪江町における警備事業を受託。
E社	・ インターネット事業者。 ・ 浪江町との災害応援協定の締結（協議中）。 ・ ※締結内容（災害時のホームページキャッシュ、避難所マップ、避難情報等の提供等）に関する詳細
F社	・ 宅配便を主力とする貨物運送会社。 ・ 徳島県において大規模災害発生時に、被災者の本当に必要とする物資を必要な量だけ配送する新たな災害支援のスキームを盛り込んだ「災害発生時における物資輸送に関する協定」を締結

民間事業者	特 徴
G（団体）	・ 倉庫の業界団体。 ・ 福島県との災害応援協定締結、災害時の協力内容（物資の保管、物流専門家の派遣等）の詳細。
H（独立行政法人）	・ 地震、火山などによる自然災害の防災技術を研究・開発する独立行政法人。 ・ 防災技術の基礎研究、開発によって自然災害から人命を守り、災害に強い社会づくりを目指す。
I社	・ 電気通信設備の設計・施工・保守事業を目的として発祥。 ・ 主力は企業や自治体を中心とするネットワークサービス。
J社	・ 世界最大のコンピュータネットワーク機器開発会社。

図表 8-2 参加意向調査を行った民間事業者等の概要

（イ）地元事業者（アンケート）

浪江町内で事業を再開、或いは事業再開を検討している事業者 66 社に対して実施し、21 社（回収率：31.8%、2017.3.9 現在）から回答を受領した。

なお、平成 29 年 2 月現在町内で営業中の事業所は 49 件となっている。

（参考）民間事業者等へのヒアリング計画の概要

調査対象	地元事業者	浪江町で事業を再開、又は地域参入の意向を有する事業者等	「町内での事業開始相談」の受付情報から事業者を抽出
	全国事業者	浪江町事業所の有無を問わず、災害対応の経験・技術、防災事業への協力意向を有する事業者等	防災関連技術に関する事業者団体等を通じて調査対象を選定
質問内容	共通質問	事業者の概要	業種、事業所の所在地、事業規模等
		浪江町における官民連携の防災体制構築に関する意見	
	ポテンシャル調査	防災・リスク対策の概要	防災投資、備蓄、BCP 対応、防災訓練、保険加入の有無等
		災害対応の経験	災害の種類、規模、対応活動の概要、課題認識等
		保有する災害対応技術	特に初動と情報共有に関する災害対応技術・事業スキル等
	参画の意向調査	防災に関する協定	締結の有無（行政、民間、地域住民組織等）、締結の可能性
		災害発生時に対応可能な活動の内容	被災者の受け入れ、物資・サービス・情報の提供等
		平常時に可能な災害予防活動の内容	備蓄、パトロール、情報共有、防災教育・訓練等
		防災に関する事業所周辺の環境	災害対応拠点、必要機能、地域防災に関する意見等
スケジュール	一次調査：調査開始からポテンシャル調査を実施 二次調査：調査対象の絞り込み作業を経て、2 月中を目途として参画の意向調査を実施 補完調査：ヒアリング調査が困難な事業者等に対し、郵送等によるアンケート調査実施		

図表 8-3 民間事業者等へのヒアリング計画概要

2. ヒアリング実施結果のまとめ

(1) 導入機能について

民間事業者等へのヒアリング（アンケート）から、以下の３点を整理する。

（ア）官民ワンストップ窓口の「役割」を果たしうる民間事業者等の可能性

（イ）民間事業者等の参画可能性の考えられる「機能」

（ウ）災害時協力協定等の締結についての検討可能性

企業		業種	役割 (道の駅)	機能												協定 協定締結
				災害予防				応急対策			災害時に移行する機能 (災害予防/応急対策)					
				アーカイブ機能	交流	介護・福祉	モニタリング	避難者収容・避難生活支援	救護・医療	ボランティア受入	情報連携	町民との情報連携	行政との情報連携	見守り機能(※1)	非常電源(※2)	
全国事業者	A 小売業	○									○			○	○	
	B 建物総合管理	○								○	○				○	
	C サービス業	○					○				○		○		○	
	D サービス業(警備)	○									○	○		○	○	
	E 運輸業						○				○				○	
	F インターネット事業会社									○	○				○	
	G 運輸倉庫業						○				○				○	
	H 研究機関										○			○		
	I 情報通信業				○					○	○	○		○		
	J 情報通信業									○	○	○				
地元事業者	1 製造業(コンクリート)											○			△	
	2 廃棄物処理											○	○	○	○	
	3 建設業										○	○		○	○	
	4 サービス業(警備)											○		○	○	
	5 生コン製造														○	
	6 内装仕上業														×	
	7 管工事										○				○	
	8 ガス販売											○			×	
	9 小売業														○	
	10 建設業														○	
	11 飲食業														○	
	12 飲食業											○			○	
	13 製造業・卸売業(製材)														○	
	14 建設業														×	
	15 金融業													○	○	
	16 建設業										○	○	○		○	
	17 建設業(住宅・道路・水路等の修繕・除染)											○				
	18 小売業(ガソリンスタンド)												○	○	○	
	19 電気工事業												○		○	
	20 小売業(コンビニ)									○					○	
	21 設備業														×	

図表 8-4 民間事業者等の参画可能性が考えられる「役割」「機能」「協定締結」

(ア)官民ワンストップ窓口の「役割」を果たしうる民間事業者等の可能性

官民ワンストップ窓口に関してヒアリングした結果、その役割を果たしうる可能性のある民間事業者等が、全国事業者の中に数社確認された。

ヒアリングを行った全国事業者は、災害対応の経験は豊富なこと、BCP 対策等もともと会社として防災に対する意識が高いこと、災害発生時にはむしろ遠隔地（東京）からの方がバックアップ体制が取れること等の理由からこのような結果が得られたものと

推察される。

(イ)民間事業者等の参画可能性の考えられる「機能」

民間事業者等の参画が考えられる機能は、「災害時に移行する機能（災害予防/応急対策）」に集中しており、「災害予防」・「応急対策」にはほとんど見られない。

「災害時に移行する機能」と考えられる以下の5つの機能について、災害予防時（いつも）から応急対策時（もしも）にシームレスに移行することが可能と考えられることから、行政と民間事業者等の間でその中身を詳細に確認していくことが今後の課題となる。

町民との情報連携	民間事業者等の情報共有化システム等の活用が考えられるが、より高齢者に配慮した仕様を検討することが必要。
行政との情報連携	民間事業者等の有する道路状況予測情報の活用や災害時の確実な情報受発信のためのシステムの活用が考えられ、行政と民間が情報を共有するためのルールの検討が必要。
見守り機能	日常業務（配達等）の延長で民間事業者等が対応できる要素が多い。
非常電源	再生エネルギーの活用により、自給自足のエネルギー利用が可能になる。
防災教育・訓練	行政・民間事業者・住民等が、定期的に教育・訓練を共同で行うことにより、災害発生時に何の迷いもなく、動ける体制づくりが可能。

また、災害予防時の機能として考えられる4つの機能（アーカイブ、交流、介護・福祉、モニタリング）は、防災事業として浪江町より民間委託する機能、応急対策時の機能として考えられる3つの機能（避難者収容・避難生活支援、救護・医療、ボランティア受入）は、災害時に設置される災害対策本部や消防、警察等に指導のもとに支援していく機能と考えられる。

(ウ)災害時協力協定等の締結についての検討可能性

協定の締結に関しては、全国事業者・地元事業者ともに、前向きであるが、現実的にはその求める役割を明確にし、協定を締結していくことになる。

(2) 事業スキームについて

ここでは、民間事業等に官民ワンストップ窓口に関してヒアリングした際に、聞かれた課題等を整理する。

(ア) 業務委託の包括性に関する課題

- ・ 包括的に業務を委託することについては、自社業務の範囲を越えて多様な機能を満たさなければならないため、非常に負荷が大きいとの意見が多かった。また、包括的に委託された場合、代表企業として事業全体をマネジメントする機能について、現段階で「可能」とする事業者はいなかった。
- ・ ただし、ワンストップ窓口で想定されている機能のうち、セキュリティ事業ではすでに実施していることも多く、たとえば、現場を巡回して被災状況を確認し、本社に情報を集約する仕組みなどは、すでに社内では存在するとのことであった。この仕組みを、応用すれば民間に関する動向の把握、情報共有機能になる可能性がある。また、そうして集約した情報を国に提供する仕組みもすでにあり、防災訓練ではその手順も確認している。これは、町に情報を報告するのと同じはずなので実施可能とのことだった。
- ・ 包括委託の業務のうち、当該事業者の本業をどこまで活かせるかが、事業スキームの成否の分岐点となるのではないか。
- ・ 災害は広域で発生することが多いため、浪江町だけの委託や権限移譲でなく、より広域に、福島県も含めた内容とする必要がある。

(イ) 官民ワンストップ窓口の課題

- ・ 行政にも色々な機関があるので、それぞれと調整して迅速な対応をするのは簡単ではない。このため、官民ワンストップ窓口があることにより、かえってタイムラグが生じるのでは意味がない、より上位の都道府県レベルに向けた窓口としてはどうか、等の指摘があった。
- ・ このため、行政側の窓口についても事前に調整をしておく必要があることに加え、災害時に官民の間に入って迅速、的確に情報を処理するための体制構築が必須となる。
- ・ ワンストップ窓口での担当者・責任者は災害時の指揮や連絡調整を担うため、十分な能力や経験を有する必要がある。特に混乱の大きい発災直後において、各分野のエキスパートが協力して調整力を発揮できる必要がある。
- ・ 行政（福島県・浪江町等）からどこまで**権限委譲**（リスク分担の明確化）してもらえるかが課題。
- ・ 災害発生時、実際に災害が発生している側は何も出来ない。従って、外部から伝えてあげることが大切となるが、何よりも大切なのが**カウンターパートナー**の存

在。窓口を固定化し、誰と誰が連絡を取るのかをはっきりとしておくことが重要となる。

- ・ ワンストップ窓口を担う民間事業者に発生するコスト負担の検討が必要との意見があった。このため、災害予防時の機能として考えられる4つの機能（アーカイブ、交流、介護・福祉、モニタリング）を業務受託する場合には、十分な費用の検証と予算の確保が求められる。（第8章2(1)）
- ・ 被災状況については、各社が自社の施設や拠点等を巡回し、目視した結果をその場で入力し、情報共有ができるシステムについて要望があった。各社とも情報を提供することと引き換えに、地域の被災の全体像をより迅速、正確に把握できることができればメリットがある。簡易なシステムでできるようであれば、こうした仕組みの導入も一案である。

(ウ)官民ワンストップ窓口への協力可否

- ・ 平時からの民間事業者で協議体を持つことには意義があるとし、官民ワンストップ窓口への協力については、おおむね好感触であった。特に民間事業者間での横の連携や情報共有体制が十分に調っていない業界においては、これらの体制を平常時から構築できる意義は大きいものと考えられる。
- ・ ただし、関係者が多岐にわたることを考慮するならば、情報や物流といった、分野ごとの部会を設定するなど、運営面で工夫をしなければ、何も決められないのではないかと指摘があった。一方で、部会運営とすることにより、連絡会議の事務局の負荷が大きくなるデメリットも発生することに留意する必要がある。
- ・ また、連絡会議のような仕組みが行政側で一般的になると、平常時からの民間事業者の負担も大きくなる懸念がある。災害時への備えに対する負担の上限については、民間事業者によっても方針が異なる。このため、民間事業者の足並みをそろえるためには、参加者のメリットを明確に打ち出し、所要時間や費用に関する負担とのバランスを図っていくことが求められる。
- ・ 見守りやコミュニティ内の情報共有など、共助を目的としたNPOなども分野によっては参画の可能性があるものと考えられる。

(エ)ワンストップ窓口のオペレーションに関する課題

- ・ 被災地においては、避難所の運営等に関する業務は心身ともに過酷であり、最低でも2日おきには交代する必要がある。ワンストップ窓口のような機能を担える人材がそもそも平常時においては確保が困難であることに加え、現地スタッフは家族を含めて被災者になっているケースも多いので、発災直後から想定通りに機能することは考えにくい、との指摘があった。
- ・ こうしたケースに備えるためには、遠隔地からの応援部隊にスムーズに引き継ぎ

ができるよう、体制を整えておくことが求められる。このため、現地スタッフだけでなく、遠隔地からの応援者への引き継ぎを想定した業務設計を前提とする必要がある。

- ・ また、物流事業者によると、発災後 10 日間は、公的支援物資を避難所のニーズとは関係なく配送する（避難者の想定人数に合わせて按分）が、それ以降は避難所から必要な物資をオーダーする仕組みが構築されている（避難所のリーダーが端末に入力するシステム）。すべての物資にバーコードが付されているわけではないため、完全に無駄をなくすことは困難だが、一定程度は避難所のニーズに合わせた物資供給が可能となるとのことである。
- ・ 一方で、10 日間は避難所のニーズを踏まえることができないため、物資の過不足が発生する可能性が高い。物流は物資の出し入れによる回転が全体の流れに影響するため、過剰な物資はオペレーションを阻害する。集積所の物資の在庫管理の合理化を担うことができる民間事業者の役割は大きいと考えられ、倉庫事業者へのニーズは高いことが想定される。
- ・ 特に倉庫に関しては、災害時に常に活用可能なスペースが空いているとは限らない。平常時は備蓄倉庫として借り上げた倉庫を、災害時の備蓄物資提供後には支援物資の受け入れ、荷捌き倉庫として転用するなどの方法が考えられる。
- ・ 原子力災害の場合、行政による交通規制や立入制限がされると、それ以上のことを民間は対応できない。法令違反はできないので、行政による規制は絶対である。許可を受ける余地があるのであれば、その手続きを教えてもらいたい。

(オ)情報収集・情報提供に関する課題

- ・ 現在のインターネット事業者の災害協定におけるサービスは、情報収集を行う主体はあくまで自治体を想定しており、自治体側の情報収集能力がある前提となっている。しかし、本調査において想定しているのは、被災によって自治体の機能が低下しているケースであることから、この部分を補完できる機能が重要である。
- ・ しかし、インターネット事業者へのヒアリングによると、災害の現場では紙媒体や手書きのメモなどが非常に多く、デジタルデータが少ないのが現状とのことである。このため、オフラインで取り扱われているスーパーや銭湯、ガソリンスタンドの営業情報など、現地のライフラインに関する生の情報をいかにオンラインにするかが課題となっている。
- ・ また、物資の配送などで地域内を目視確認できるドライバーからの被災情報は、迅速性において価値が高いと思われるが、実際に運用しようとすると、自治体職員が目視していない情報をインターネットで配信することは、信頼性の観点から問題があり、自治体としては慎重にならざるを得ないのではないかと指摘

があった。デマ情報が拡散されることのないよう、一定の仕組みがない限りは、こうした仕組みは自治体主導では導入しにくいことが示唆された。

- ・ 一方、インターネットの検索ワードを分析することにより、たとえば、「〇〇橋」という検索が多ければ当該橋が被災している、「充電池」という検索が多ければ携帯の充電に困っているなど、被災地の状況を想像しやすくなる。ビッグデータの活用についても、今後、地図・通信事業者などの連携で簡略化できると効率化するのではないかとの見通しも聞かれた。

(3) 地元事業者へのアンケートの集計

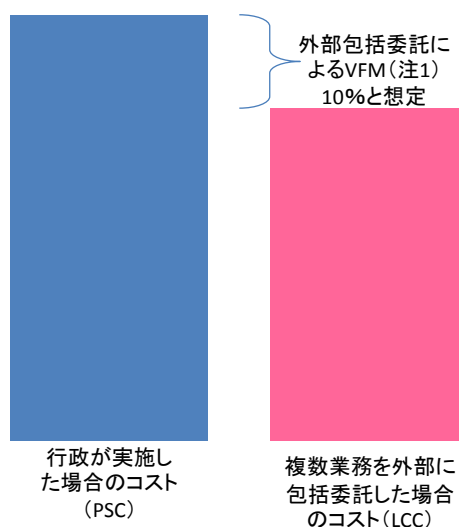
番号	業種区分	従業員数						防災対策の実施状況								防災協定		対応可能な災害対策														災害予防				
		総数	事務所	店舗	工場	配送センター	その他	保険加入	施設更新	備蓄	BCP計画	防災訓練	安否確認システム	その他	対策なし	締結の実績	締結の移行	避難者の受入	物資の提供	非常電源の供給	トイレの解放	炊出し協力	医薬品の提供	災害情報の提供	通信インフラ提供	廃棄物の処理	運送協力	調査協力	その他	パトロール	高齢者の支援	通信インフラ提供	鳥獣対策	その他		
1	製造業(コンクリート)	15	1	2	4							○				○					○					○				○		○				
2	廃棄物処理	352			352			○	○			○	○	○		○	○			○						○	○	○		○	○					
3	建設業	2,000						○			○	○	○			○	○				○		○			○	○			○						
4	サービス業(警備)	631						○		○		○				○	○											○		○	○		○			
5	生コン製造	11			2							○					○																			
6	内装仕上業	9								○																										
7	管工事	14						○	○	○	○		○			○	○											○								
8	ガス販売	2												○				○				○												○		
9	小売業	5		1										○		○					○		○	○												
10	建設業	19	19					○								○	○								○	○	○									
11	飲食業	20		7								○					○	○				○														
12	飲食業	3												○		○	○					○		○						○						
13	製造業・卸売業(製材)													○		○			○	○				○		○						○				
14	建設業	8	8					○																												
15	金融業	133		4				○		○	○	○	○			○	○		○																	
16	建設業	18										○					○	○		○			○			○	○			○	○			○		
17	建設業組合	1	1											○																○	○			○		
18	小売業(GS)								○			○	○				○				○	○														
19	電気工事業	2							○	○							○		○							○										
20	小売業(CVS)	11		11				○			○	○	○				○				○			○								○				
21	設備業	3	3											○		○		○			○															
集計		3,257	32	25	358			8	4	5	4	5	11	1	6	7	16	3	5	4	11	4		3	4	2	7	4	2	7	4	3	3		1	

図表 8-5 地元事業者へのアンケート結果

第9章 事業実現性の評価

1. 定量評価

これまで述べてきた防災サポート拠点（ワンストップ窓口）の導入により、得られる財政負担の削減効果等は、当該業務を民間外部委託することにより、一般的に行政が直営で実施するよりも10%程度の費用削減効果を見込むことができる（※1）。



図表 9-1 官民連携包括事業契約による VFM

（※1）内閣府「PPP/PFI 手法導入 優先的検討規程策定の手引」（平成 28 年 3 月）

「費用削減率」のうち「運営費（運営・維持管理費）」10%との記載を採用。当該削減率は、一般の PPP 事業も対象としていることから本事業のような外部包括委託のケースでも採用可。

上述のほか、公共が整備する災害対策のうち、道の駅等によって代替が可能な機能については、公共側の予算措置による備蓄等が一部軽減又は不要となるケースも想定される。

具体的には、食料や水等の物資については道の駅の流通在庫がそのまま炊き出し等に転用できる場合などが想定され、これに要する費用については、公共側に発生していた費用負担が軽減されると想定される。

また、官民ワンストップ窓口として想定する道の駅において、平常時の防災事業を包括委託することにより、災害時にはシームレスに災害対応に移行することができる。

2. 定性評価

本調査で、防災サポート拠点として想定する「道の駅」に対して、「官民連携包括事業契約」による防災事業の一部民間への委託の可能性について、民間事業者等に対するヒアリングから、実現の可能性について評価する。

評価項目	実現の可能性	評価
包括的な業務委託	多角的な業務の実施に対しては、民間事業者側の段階的な準備が必要であり、当初から一括で発注することは難易度が高い	△
官民ワンストップ窓口	町と防災サポート拠点の連絡体制を整備することで、民間事業者等から情報提供等の協力を得られる可能性が高い。	○
ワンストップ窓口を担う人材の確保	委託業務の内容に応じた人材確保(費用負担)と、同時被災する現地人材だけでなく、遠隔地からの応援人材の協力も想定した業務設計が必要である。	△
受援機能への対応	公平性の担保が必要な公的支援に対して、民間の立場支援物資を扱い、効率的な需給マッチングが期待される。	◎
連絡会議の設置・運営	実現可能性よりも設置の意義に対して前向きな意見が多い。参加者の負担への配慮は必要であるが、防災事業の実効性担保のために必要と評価される。	◎

図表 9-2 事業の実現性（定性評価）

(ア)「業務委託の包括性」に関する可能性

本調査で防災サポート拠点として想定する「道の駅」に対し、施設の運営事業に防災事業を包括委託することは、運営事業者に事業の多角化を要求する。包括事業の範囲によっては、代表事業者が専門事業者へ再委託し、事業全体をマネジメントする体制が必要となる。ヒアリング調査において、道の駅の運営、防災事業の実施、将来的なエリアマネジメント事業等を見通し、現段階で一括受託可能とする回答は得られなかった。一方で、包括委託の意義と効果に理解を示す民間事業者等も多かった。

浪江町では、道の駅運営事業の委託を想定した第三セクター方式による「まちづくり会社」の設立準備を進めている。今後、PFI 事業等の包括的な業務受託等の経験、事業マネジメント力を有する民間事業者等の参画を促しながら、まちづくり会社による段階的な事業の多角化と、民間への移譲が適当であると評価される。

(イ)官民ワンストップ窓口の可能性

災害時を想定した独自の情報共有の仕組みを有する民間事業者等もあり、災害情報等の集約化、官民で共有する仕組みの構築については、ヒアリングの中でも実現可能性が高いという意見・回答が得られた。

一方で、浪江町として行政と民間の連絡体制の整備、対策本部と防災サポート拠点の窓口（カウンターパートナー）の取り決めなど、明確な制度設計が必要である。また、

情報の即時性、正確性を両立するためには、民間事業者等が目視した被災状況・避難状況等をその場で入力し共有できる災害情報システム等、効果的な情報共有の仕組みの導入を検討し、公共施設管理、配送・物流、医療・福祉、防犯・警備等、平常時の情報管理体制を災害時の情報共有に活用できる機能整備が期待される。

(ウ)ワンストップ窓口を担う人材の確保

被災地においては、現地スタッフは家族を含めて被災者になっているケースも多いため、遠隔地からの応援部隊にスムーズに引き継ぎができるよう、現地スタッフだけでなく、遠隔地からの応援者への引き継ぎを想定した業務設計を前提とする必要がある。

このため、人材の能力・技能面での育成に加え、同水準の人材を遠隔地にも確保する必要がある、民間事業者にとっては大きな負担となる。

ワンストップ窓口業務に関して、民間事業者に期待する範囲、及びそれに必要な能力・技能の定義を明確にし、民間事業者の費用負担等を十分に考慮する必要がある。

(エ)受援機能への対応可能性

物流、倉庫のいずれの事業者においても、受援機能における需給マッチングの課題は十分認識されており、具体的なシステムの開発や改善方策等についての検討が進められていた。このため、業務の遂行においては民間事業者が対応できる可能性が十分ある。

ただし、「公的支援物資」の供給の場合、「公平性」の原則を遵守しなければならならず、支援物資の供給において、非効率が発生しているのが現状である。これは、即時に支援を必要とする避難者のニーズとは必ずしも合致しないケースが多い。このため、「民間」の立場で支援物資を取り扱うことができれば、こうした非効率の解消につながる可能性がある。

(オ)連絡会議の可能性

平時からの民間事業者で協議体を持つこと、及び官民ワンストップ窓口への協力については、おおむね好感触であった。会議の頻度や内容については、参加者の負担を十分考慮する必要があるが、行政、民間事業者、町内の防災拠点となる施設関係者等による連絡会議については、関係機関の支持を得ることが十分可能である。

3. 事業実現に向けたロードマップ

事業実現に向け、以下の通りロードマップを想定する。

項目	内容	時期
1. 事業可能性調査	「官民ワンストップ窓口」に関する民間事業者の業務領域を定め、仕様書（案）を作成。対応できる事業者の探索を行うとともに、事業費の積算を行う。「包括的」に委託する業務範囲の確定が必須である。 当面は、道の駅の事業主体として、町が 100%出資するまちづくり会社が想定されていることから、これを前提として、業務内容、事業規模等を検討する必要がある。	平成 29 年度
2. 事業スケジュールの想定	道の駅の整備に合わせて、公募スケジュールを検討し、事業者公募に向けた準備（募集要項の作成等）を行う。	平成 29 年度
3. 事業者の公募	事業者を公募、選定する。 事業内容は入札には適さないことから、公募プロポーザルを想定する。 事業の遂行にあたり、提案力、計画性、人材確保等において、適切な評価基準を設定し、事業者の提案を十分吟味することが必要である。	平成 30 年度 ～31 年度以降
4. 開業準備	道の駅の整備、開業に合わせて開業準備を行う。	平成 32 年度 以降

図表 9-3 事業実現に向けたロードマップ

4. 事業実現の課題

浪江町では、地域防災計画の基本理念のひとつとして、「住民一人ひとりが自ら行う防災活動、及び、自主防災組織その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること」を掲げている。官民連携の防災体制の中で、民間事業者等を含む多様な主体が自発的に活動するためには、町の防災理念を共有するとともに、防災事業の中での官民の役割分担・リスク分担の明確化、自律的な活動を裏付ける仕組みとしての適切な防災協定の整備が必要である。

(1) 浪江町の防災の考え方、目的の共有

第 5 章 1 では、浪江町の地域防災計画等を踏まえた官民連携の防災体制のあり方として、「官民ワンストップ窓口」を核とし、「地域防災クラスター」を町内に展開する防災モデル

について検討した。地域防災クラスターのモデルは、クラスターごとに自立した防災体制を確立しながら相互支援のために連携することで、町全体の防災対応力の向上を図ることを想定している。そのためには、住民や民間事業者等の多様な主体が、町の防災体制のあり方、それぞれの役割を理解し、防災活動実施の目的を共有することが必要である。

官民ワンストップ窓口としての役割を担う防災サポート拠点（「道の駅」を想定）には、防災事業の実施を通じて町民・民間事業者等の意識を啓発し、理解を促進する役割も期待される。

(2) 官民の役割分担、リスク分担の明確化

地域防災計画では、官の責務とともに役割が規定され、民への指導・協力要請のための体制整備等が定められ、官民間で締結する防災協定では、災害時における民間の協力内容について定められている。一方で、災害想定に基づく民間事業者等の協力範囲のシミュレーション、リスクの検証等は十分に行われていない。第5章0では、民間委託が可能な機能の範囲について、官民の役割分担とともに民間事業者等のリスクに配慮する必要についても指摘した。

被害想定に基づく協力の内容と規模のシミュレーション、防災シナリオの検討により、必要な役割とリスクの関係を明らかにする必要がある。

(3) 適切な防災協定の締結、災害対応マニュアル等の整備

第4章2では、福島県と浪江町の防災協定について整理し、官民の役割とリスク分担の明確化とともに、平常時と災害時のシームレスな移行、面的なサポート、協定の発動基準の設定等の必要性を挙げた。

効果的な防災事業の推進を図り、民間事業者等の自律的な活動を促進するためには、平常時の防災事業の委託と併せて、災害種別や規模、被災状況に応じた協力と責任の範囲（災害対応基準）、平常時の活動から災害対応体制への移行の条件（初動の発動基準）等の細則を定めた防災協定の締結、災害対応マニュアル（初動 SOP）の整備が必要である。

第10章 今後の展望

1. 新たな防災モデルに対する理解の促進

平成29年3月6日、浪江町の地域防災計画が策定された。住民の生命、身体及び財産の保護、被害の最小化と迅速な回復のため、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進するとしている。また、平成28年3月、交流・情報発信拠点施設検討委員会で「道の駅」の整備方針がまとめられ、平成31年度中の開業を目標として、平成29年度中には第三セクター方式による「まちづくり会社」が設立される見通しである。

こうした背景を踏まえ、本調査では浪江町の官民連携の防災モデルとして「地域防災クラスター」の考え方を示し、道の駅を「官民ワンストップ窓口」と位置づけ、官民連携防災事業の包括的な委託について提案している。道の駅や災害公営住宅等の防災サポート拠点を核とする地域防災クラスターは、自立した防災単位として機能し、要となる「道の駅」がその事業特性・広域性を活かした窓口機能を担うことで相乗効果を発揮し、町全体の防災力を向上させることを意図している。

防災サポート拠点は、平常時から拠点連絡会議等の場において連携を図り、相互支援体制を構築するとともに、防災計画の策定・防災訓練の実施、地域パトロールや見守りサービス等の防災事業を推進する。災害時には、シームレスに初動体制に移行し、地域住民や民間事業者等を中心に「共助」による防災体制の整備を目指す。

今後の取り組みの第一としては、浪江町の官民連携の防災体制について、役場とまちづくり会社、その他の関係機関で調整を図ると同時に、住民や民間事業者等に新たな防災モデルを示し、地域防災クラスターの考え方を町全体で共有することが必要である。

2. 具体的な防災事業の検討、推進体制の整備

道の駅は、平常時における事業を通じて、利用者向けの情報発信の仕組み、納入業者等の内外の民間事業者等とのネットワークを有する。また、見守りサービス、連絡会議の運営等の防犯・防災事業の受託により、災害時には災害情報等の収集・発信の拠点となり得る。道の駅は、利用者等の被災者支援等の活動に加えて、行政や他の防災サポート拠点、協力事業者等との連携の窓口として、浪江町の防災体制の中で特別な役割を果たすことが期待される。

福島「道の駅」連絡会では、県と「道の駅防災総合利用に関する基本協定」を締結し、防災への取り組みを始めている。本調査の中で行った地元事業者及び全国で防災事業を展開する民間事業者等を対象としてヒアリングでは、浪江町の防災に関する意見等を聴取し、

多くの事業者から災害時の協力、町との防災協定の締結についての前向きな意見・回答を得ている。

今後の取り組みの第二としては、先行事例の知見も活かした具体的な防災事業の内容検討、民間事業者等とも連携した事業推進体制の検討が必要である。また、来期中のまちづくり会社設立に向けて、包括的な事業委託と防災協定締結のためのスキーム検討、官民の役割分担・リスク分担についての詳細検討等が必要となる。

3. まちづくり会社の将来に向けた事業の展開

本調査で防災サポート拠点の要と位置付けた「道の駅」は、同時に、これから帰町が始まる浪江の「まちの復興・創生拠点」であり、当面の町民の生活を支えつつ、地域経済のスターターとしての役割も担う。

まちづくり会社の経営の視点からは、道の駅施設の運営事業に加えて、**防災事業を包括的に受託することで収益事業を確保し、経営基盤の安定を図ることが望ましい**。これを足掛かりに独自の民間収益事業として地域の防犯・防災サービスの提供など、防災エリアマネジメント事業への展開も可能である。将来的には、公共施設管理、生活支援サービス、地域エネルギーマネジメント、地域産業育成等、多角的なエリアマネジメント事業への展開を見通すことができる。

今後の取り組みの第三は、道の駅の運営と防災事業の包括契約によって事業収益を確保し、まちづくり会社の事業基盤を確立することである。また、その他の地域事業の展開においては、地元を中心とする民間事業者等との事業連携を促進し、浪江町の発展のエンジンとして持続可能なまちづくりを牽引することが期待される。

浪江町の「防災モデル」は、町民の安全と安心のために効果的な防災体制の構築と同時に、まちの復興・創生拠点としての「道の駅」が取り組む防災事業やエリアマネジメント事業等に対し、民間事業者等の参画を促す官民連携の事業モデルを提供する。

未曾有の自然災害と原子力災害に見舞われた浪江町から、新たな官民連携の防災モデルを提唱し、防災への取り組みから始まる復興・創生のモデルとして実現を目指し、もって町民の安全、安心して暮らすことのできる環境を確保と、町民の帰還の促進を図るものである。

図表 1-1	調査フロー	2
図表 2-1	浪江町の位置	4
図表 2-2	総人口と世帯数の推移	4
図表 2-3	平成 28 年 12 月末現在の人口と世帯数	4
図表 2-4	浪江町用途地域図	6
図表 2-5	用途地域分類	6
図表 2-6	放射線量による区域指定	7
図表 2-7	浪江町の災害・防災等に関する歴史	9
図表 2-8	東日本大震災に関する浪江町の動向	10
図表 2-9	浪江町内公共施設分析	11
図表 2-10	復興計画の位置づけ	12
図表 2-11	復興の理念	13
図表 2-12	復興の基本方針	13
図表 2-13	復興まちづくりの 4 つの目標	14
図表 2-14	帰還開始時のまちづくりイメージ図	17
図表 2-15	計画の概念図	18
図表 2-16	総合戦略における 3 つの視点	19
図表 2-17	4 つの基本目標	21
図表 2-18	課題への取組みイメージ	22
図表 2-19	除染の進捗状況	26
図表 2-20	除染の効果	27
図表 2-21	復興の基本方針	29
図表 2-22	本格復興期に取り組む施策と目指す復興の姿（防犯・防災の観点からのポイント）	31
図表 2-23	浪江町を目指すまちづくり計画（鳥瞰図イメージ）	33
図表 2-24	中心市街地再生事業検討業務の対象区域	34
図表 2-25	浪江町の中心市街地	36
図表 2-26	報告書の位置づけ	37
図表 2-27	基本理念・基本方針	37
図表 2-28	道の駅の概念図	38
図表 2-29	交流・情報発信拠点の施設イメージ	39
図表 2-30	運営組織形態別のメリット・デメリット	40
図表 2-31	整備工程イメージ	40
図表 2-32	「民間」を含む箇所の抜粋	43
図表 3-1	上位・関連計画の防災関連キーワード（防災サポート拠点導入機能の検討）	46
図表 3-2	災害予防計画の考察	49

図表 3-3	災害応急対策計画の考察.....	53
図表 3-4	災害復旧・復興計画の考察.....	54
図表 3-5	防災サポート拠点に導入可能性のある機能の整理（平常時）.....	55
図表 3-6	防災サポート拠点に導入可能性のある機能の整理（災害発生時）.....	56
図表 3-7	防災サポート拠点に導入可能性のある機能（平常時）.....	59
図表 3-8	防災サポート拠点に導入可能性のある機能（災害発生時）.....	62
図表 3-9	民間事業者等の取り組みから見た導入機能の可能性（平常時）.....	63
図表 3-10	民間事業者等の取り組みから見た導入機能の可能性（災害発生時）.....	66
図表 3-11	民間事業者等の取り組みから見た導入機能の可能性（その他）.....	66
図表 3-12	浪江町防災サポート拠点の機能想定.....	67
図表 3-13	行政の役割.....	68
図表 3-14	時期に応じた災害対応業務.....	69
図表 3-15	業務カテゴリごとの災害応援協定締結市町村数.....	70
図表 3-16	過去の災害における官民連携の課題.....	71
図表 3-17	過去の経験から導かれる防災サポート拠点の必要性.....	73
図表 4-1	都道府県の応援協定.....	74
図表 4-2	市区町村の応援協定.....	74
図表 4-3	全国自治体の防災協定.....	77
図表 4-4	福島県の防災協定.....	79
図表 4-5	浪江町の防災協定の概要.....	81
図表 4-6	現状の防災協定の課題認識.....	83
図表 4-7	防災協定の検討の方向性.....	84
図表 4-8	防災サポート拠点との協定内容（検討の方針）.....	85
図表 5-1	施設特性と防災サポート拠点の性格.....	86
図表 5-2	施設特性と防災機能・役割.....	87
図表 5-3	浪江町の「防災モデル」地域防災クラスター（仮説のイメージ）.....	88
図表 5-4	地域防災クラスターの町内展開イメージ.....	89
図表 5-5	法規制等の制約に基づく機能と役割の想定.....	92
図表 5-6	事業効率が期待される防災機能.....	93
図表 5-7	災害発生時のシームレスな事業移行.....	93
図表 5-8	官民ワンストップ窓口の役割.....	95
図表 6-1	市区町村間の相互応援協定の締結状況.....	96
図表 6-2	包括協定以外の自治体間協定の事例.....	97
図表 6-3	姉妹都市間の防災協定事例（世田谷区、川場村）.....	97
図表 6-4	姉妹都市間の防災協定（豊島区、秩父市）.....	98
図表 6-5	姉妹都市間の防災協定（港区、いわき市）.....	98

図表 6-6 遠隔自治体間の防災協定の事例.....	99
図表 6-7 民間事業者との連携事例 1	100
図表 6-8 民間事業者との連携事例 2	101
図表 6-9 福島県における「道の駅」の防災機能向上に資する利用目的（例）	102
図表 7-1 「道の駅」が担う 2 つの立場.....	104
図表 7-2 事業手法毎のメリット・デメリット	105
図表 7-3 平常時のスキーム	106
図表 7-4 災害時のスキーム	107
図表 7-5 新しい官民連携手法としての防災エリアマネジメント事業の展開	107
図表 8-1 ポテンシャル調査を行った民間事業者等の概要.....	108
図表 8-2 参加意向調査を行った民間事業者等の概要.....	109
図表 8-3 民間事業者等へのヒアリング計画概要.....	109
図表 8-4 民間事業者等の参画可能性が考えられる「役割」「機能」「協定締結」	110
図表 8-5 地元事業者へのアンケート結果	116
図表 9-1 官民連携包括事業契約による VFM.....	117
図表 9-2 事業の実現性（定性評価）	118
図表 9-3 事業実現に向けたロードマップ	120